

令和 8 年度

第 2 回習志野市都市計画審議会

諮問書

綴り

諮問第1号議案

東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、別紙のとおり諮問します。

東葛・湾岸広域都市圏
都市計画区域の整備、開発及び
保全の方針の変更
(千葉県決定)

計 画 書

習 志 野 市

東葛・湾岸広域都市圏

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

野田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
流山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
松戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
柏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
我孫子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
鎌ヶ谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
浦安都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
市川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
船橋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
習志野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
八千代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和 年 月 日

千 葉 県

東葛・湾岸広域都市圏
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

なお、東葛・湾岸広域都市圏には、野田都市計画区域、流山都市計画区域、松戸都市計画区域、柏都市計画区域、我孫子都市計画区域、鎌ヶ谷都市計画区域、浦安都市計画区域、市川都市計画区域、船橋都市計画区域、習志野都市計画区域、八千代都市計画区域が含まれる。

広域都市計画マスタープラン（東葛・湾岸広域都市圏）

目次

§ 1 広域都市圏の都市づくりの目標

1 本県の都市づくりの基本理念	1 0
（1）基本理念	1 0
（2）広域都市圏の必要性	1 1
（3）広域都市圏の設定	1 1
（4）広域都市計画マスタープランの構成	1 2
2 本広域都市圏の都市計画の目標	1 3
（1）本マスタープランの対象範囲	1 3
（2）目標年次	1 3
（3）現状と課題	1 3
（4）都市計画の目標	1 3
3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	1 9
（1）区域区分の決定の有無	1 9
（2）区域区分の方針	2 2
4 本広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針	2 6
（1）都市づくりの基本方針	2 6
（2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	2 7
（3）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2 9
（4）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3 0
（5）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	3 0

§ 2 各都市計画区域の都市づくりの目標

【野田都市計画区域】

- 1 都市計画の目標
 - （1）本区域の基本理念
 - （2）地域毎の市街地像
- 2 主要な都市計画の決定の方針
 - （1）都市づくりの基本方針
 - （2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - （3）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - （4）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - （5）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【流山都市計画区域】

- 1 都市計画の目標
 - （1）本区域の基本理念

(2) 地域毎の市街地像

2 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【松戸都市計画区域】

1 都市計画の目標

(1) 本区域の基本理念

(2) 地域毎の市街地像

2 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【柏都市計画区域】

1 都市計画の目標

(1) 本区域の基本理念

(2) 地域毎の市街地像

2 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【我孫子都市計画区域】

1 都市計画の目標

(1) 本区域の基本理念

(2) 地域毎の市街地像

2 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【鎌ヶ谷都市計画区域】

1 都市計画の目標

(1) 本区域の基本理念

(2) 地域毎の市街地像

2 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【浦安都市計画区域】

1 都市計画の目標

(1) 本区域の基本理念

(2) 地域毎の市街地像

2 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【市川都市計画区域】

1 都市計画の目標

(1) 本区域の基本理念

(2) 地域毎の市街地像

2 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【船橋都市計画区域】

1 都市計画の目標

(1) 本区域の基本理念

(2) 地域毎の市街地像

2 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【習志野都市計画区域】	3 5
1 都市計画の目標	3 5
（1）本区域の基本理念	3 5
（2）地域毎の市街地像	3 6
2 主要な都市計画の決定の方針	3 7
（1）都市づくりの基本方針	3 7
（2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3 8
（3）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4 0
（4）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	4 5
（5）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	4 6
【八千代都市計画区域】	
1 都市計画の目標	
（1）本区域の基本理念	
（2）地域毎の市街地像	
2 主要な都市計画の決定の方針	
（1）都市づくりの基本方針	
（2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
（3）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
（4）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
（5）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	

§ 1 広域都市圏の都市づくりの目標

1 本県の都市づくりの基本理念

(1) 基本理念

これまで本県では、人口の増加と産業の発展に伴う市街化の圧力に対し、都市計画による土地利用の整序や計画的な道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備による市街地開発を推進することで、産業や居住、レクリエーション等の都市機能を適切に誘導し、地域の発展に資するまちづくりを進めてきた。

しかしながら、人口については、令和2年をピークに総人口が年々減少するとともに急速な少子高齢化の進展が見込まれ、社会インフラの維持が課題となることが想定される一方、産業については、企業立地の受け皿となる産業用地は不足している状況となっているなど、都市計画は、大きな転換期を迎えている。

また、頻発化・激甚化する風水害・土砂災害や大規模地震、SDGsの推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新たなライフスタイルへの対応が必要となっている。

さらに、県民の生活圏、経済活動の拡大や、高速道路網、成田国際空港（以下「成田空港」という。）、港湾などの社会インフラが充実するなど、大きく変化している社会経済情勢に対応していくためには、都市計画においても、市町村の枠を超えた広域的な視点が求められている。

このため、今後の都市づくりにおいては、下記の基本理念に基づき、農林漁業との健全な調和を図りつつ、頻発化・激甚化する自然災害にも対応し、居住と都市機能の合理的な土地利用の規制・誘導と産業の受け皿の効率的な創出を目指すものとする。

①広域的な視点に立ったマスタープランの策定

生活圏、経済活動の拡大への対応や、広域幹線道路、公共交通などの社会インフラの効果的な活用を目指し、市町村の枠を超えた広域的なマスタープランにより拠点やネットワークを位置付け、合理的な土地利用の規制・誘導を図る。

②人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換

人口減少にも対応できる持続可能な都市経営・環境負荷の低減を目指し、公共交通等と連携したコンパクトな都市構造を構築する。

③社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興

成田空港の拡張事業や広域幹線道路の整備進展等による社会インフラの整備効果の最大化を目指し、農林漁業との調和や土地の合理的な規制・誘導を踏まえた産業の受け皿づくりや、鉄道駅周辺などの中心市街地等への新たな業務・研究機能の誘導により、地域の振興を図る。

④頻発化・激甚化する自然災害への対応

頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害に強い安全な都市づくりに向けた土地利用の規制・誘導や市街地整備を図る。

⑤自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備

森林・農地・公園等は、良好な自然的環境や景観の形成のみならず、防災・減

災、カーボンニュートラルの実現、ウォーカブルな生活環境の形成など多面的な機能を有することから、その整備・保全と活用を図る。

(2) 広域都市圏の必要性

広域幹線道路の整備進展や生活・経済圏の拡大、自然災害の頻発化・激甚化など、県を取り巻く状況の変化に対応していくためには、広域的な視点に立って都市計画を推進していくことが必要となっている。

そこで、都市計画区域を超えた広域的な枠組みとして広域都市圏を設定し、広域都市圏ごとに「広域都市計画マスタープラン」を定め、広域的な視点から、都市づくりの方向性や方針を示すとともに、道路ネットワークや都市機能の集積を図る拠点等を明らかにするものとする。

(3) 広域都市圏の設定

広域都市圏は、県内の土地利用の状況及び見通し、地形等の自然条件、日常生活圏等を勘案し、県総合計画を踏まえた6圏域を設定する。

広域都市圏には、線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域のほか、都市計画区域外の市町も含むものとし、各圏域に含まれる市町村は下表のとおりとする。

広域都市圏においては、新たな産業・地域づくりを推進することにより、本県経済をけん引していくことが期待される地域を「広域拠点」として位置付けるとともに、千葉駅周辺を中心として、高次都市機能や広域交通機能の集積を図るエリアを「中枢拠点」、駅周辺など必要な都市機能の集積を図るエリアを「地域拠点」として位置付け、道路・交通ネットワークと連携し、土地の合理的な高度利用や都市機能の更新を図るものとする。

表 広域都市圏に含まれる市町村

広域都市圏	広域都市圏に含まれる市町村
東葛・湾岸 広域都市圏	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
印旛 広域都市圏	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取・東総 広域都市圏	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
九十九里 広域都市圏	茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南房総・外房 広域都市圏	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町
内房 広域都市圏	木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

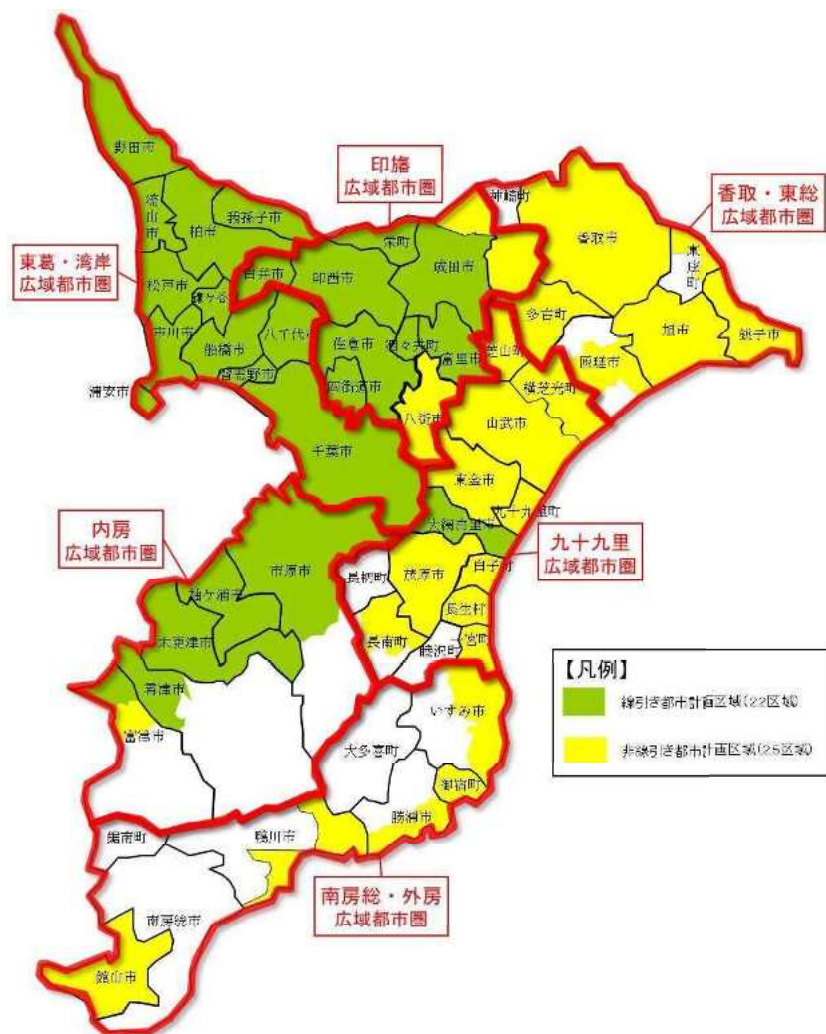


図 千葉県広域都市圏図

(4) 広域都市計画マスタープランの構成

広域都市計画マスタープランは、広域都市圏ごとに、都市計画区域外を含む県全域について定める。

このうち、指定都市を除く都市計画区域においては、都市計画法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）として定め、広域都市計画マスタープランは、指定都市の都市計画区域マスタープランや都市計画区域外のまちづくりと連携するものとする。



図 広域都市計画マスタープラン構成図

2 本広域都市圏の都市計画の目標

(1) 本マスタープランの対象範囲

本マスタープランの対象範囲は、6つの広域都市圏のうち、東葛・湾岸広域都市圏に含まれる次の都市計画区域とする。

野田、流山、松戸、柏、我孫子、鎌ヶ谷、浦安、市川、船橋、習志野及び八千代都市計画区域

※千葉都市計画区域については、指定都市である千葉市が定める都市計画区域マスタープランによるものとする。



図 マスタープランの対象範囲

(2) 目標年次

本マスタープランの目標年次は、令和 17 年（2035 年）とする。

(3) 現状と課題

《圏域全体》

本圏域は、人口密度が高く、鉄道網の発達により主要駅周辺を中心に、都市機能が集積した地域となっている。

東葛地域では、東京への近接性から、常磐線沿線を中心に商業が栄えるとともに、つくばエクスプレス沿線では、大規模な土地区画整理事業等により、秩序ある住宅地・商業地等の形成が図られている。

湾岸地域においても、総武線や京葉線沿線を中心に商業・業務機能、文化機能、行政機能など、多様な都市機能が集積するとともに、東京への通勤の利便性等から、人口の集積が進んでいる。

しかしながら、既成市街地内では、低未利用地や既存ストックの有効活用、老朽化への対応など課題もあるため、今後は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図っていくことが必要である。

産業面では、都心部や成田空港・羽田空港へのアクセスに優れる地域であるこ

となどから、東葛地域では、技術力のある企業や大学、研究機関等が集積している。また、湾岸地域では、国際拠点港湾に指定されている千葉港を有し、国内有数のテーマパークや、国際的な展示場、大型商業施設が立地するなど、充実した都市機能と活力を備えた都市群が形成した地域となっている。

近年は、人口が集積し、道路交通網が発達していることなどから、インターチェンジや幹線道路の周辺を中心に、大型の物流施設の進出が相次いでいる。

今後も、東京に隣接し、成田・羽田両空港の中間に位置する立地を生かし、鉄道等の広域的な公共交通ネットワークの充実・強化を図り、東京、成田空港間の「人・モノ・財」の流れを商業及び観光業など様々な分野に取り込みながら、多様な産業と都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図ることが必要である。

それとともに、北千葉道路、新湾岸道路、千葉北西連絡道路などの道路ネットワークの整備により、県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地やその周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏の生産性を高めていくことが必要である。

災害に関しては、通勤・通学などによる東京との交流が活発であり、人口も密集していることから、災害発生時において帰宅困難者対策や広域避難など、政令指定都市や中核市などをはじめ、各市と連携した対策の推進が必要である。

また、近年、自然災害が頻発化・激甚化するなか、「安全」の確保に対する県民の意識が高まっており、地域で安全に暮らせるまちづくりが必要である。

自然的環境に関しては、都市化が進む一方で、貴重な干潟・浅海域である三番瀬を有する東京湾、江戸川、手賀沼などの豊かな水辺空間や下総台地などの生活の潤いとなる自然も残された地域となっている。

近年、気候変動への対応や生物多様性の確保など地球規模の課題の解決や、人々のウェルビーイング（人々の満足度）の向上を図るため、グリーンインフラとして多様な機能を有している緑地を都市空間に、より一層確保することが重要となっている。

緑地の保全及び緑化は、公共空間はもとより、商業施設、工場敷地など、都市空間全体において推進することが重要であり、緑のネットワークを形成することで、さらに一層その効果を高めることが期待できる。

《居住》

本圏域は、県人口の 67% に当たる約 418 万人が居住する地域となっている。

今後、船橋市、松戸市、習志野市については、目標年次まで人口増加が続くものと見込まれているが、圏域全体としては、令和 7 年をピークに減少傾向に転じるものと予測されている。

将来的な人口減少や少子高齢化に対応するため、本圏域の広域的な連携を担う鉄道各線や高速バス、北千葉道路、国道 6 号、国道 14 号、国道 16 号などの道路・交通ネットワークと連携した、コンパクトなまちづくりが必要である。

また、コンパクトなまちづくりに合わせて、地域公共交通の維持・確保に向けた交通の再編やモード転換が必要であるとともに、自動運転等の新技術や新たな

モビリティに対応した都市施設のあり方についても、一体となって検討することが必要である。

既成市街地に関しては、千葉市、船橋市、柏市を中心とする広域的な商圈が形成され、東京への通勤の利便性等から、常磐線、総武線、京葉線沿線の主要駅周辺を中心に、商業・アミューズメント施設など様々な都市機能や高層住宅などが集積した状況となっている。

コンパクトなまちづくりの拠点として、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺では、市街地の計画的な再開発により、土地の合理的な高度利用及び都市機能の更新を図ることが必要である。

都市づくりの推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした人々のライフスタイルの変化、都市におけるウェルビーイング向上の要請の高まりへの対応も重要である。

また、持続可能なまちづくりに向け、道路・上下水道等の都市施設について、長期的な視点による適正な配置・整備とともに、老朽化する施設への適切な対応が必要である。

《産業》

本圏域は、京葉臨海コンビナートや千葉港をはじめとする、首都圏の重要な拠点を有する地域である。

また、都心部や成田空港・羽田空港へのアクセスに優れる立地優位性により、幕張新都心では、アジア有数のコンベンション施設である幕張メッセを中核とし、業務・研究、学術、商業、文化、スポーツ・レクリエーションなど複合的な機能が集積しており、東葛地域には、高い技術力を持つものづくり中小企業・ベンチャー企業や大学などが集まり、柏の葉では東葛テクノプラザなど産業支援機関を拠点に、産学官連携の枠組みを生かした研究開発なども展開されている。

本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進めていくことが必要である。

湾岸地域のテーマパーク、東京湾や手賀沼などの豊かな水辺空間などは、広域的な集客力の高い観光産業に寄与していることから、既存の地域資源などを生かしつつ、更なる観光産業の充実を図ることも重要である。

長年にわたり整備されてきた広域的な交通インフラも、産業形成に大きく寄与しており、今後も、整備が進展している交通・物流インフラを活用した物流関係分野や、研究機関・大学等の技術を活用した成長ものづくり分野などの産業立地が期待される。

引き続き、人・モノ・財の流れを生み出す広域的な幹線道路ネットワークの整備を促進するとともに、整備効果を地域に波及させるため、各拠点を結ぶ主要な国道・県道の整備を推進することが必要である。

それとともに、企業誘致の受け皿となる産業用地の創出に向けて、高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線等への産業用地整備を、市と連携しながら推進することが必要である。

《災害》

本圏域は、東日本大震災では、液状化などにより大きな被害が発生しており、今後も、首都直下地震など、巨大地震により広域にわたる甚大な被害が発生する可能性がある。

そのため、救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、災害に強い道路ネットワークの整備が必要である。

また、近年は、頻発化・激甚化するゲリラ豪雨などにより、浸水等の都市型水害のリスクが高まっており、多様な主体で連携して対応することが必要となっている。

災害リスクの高い地域については、浸水対策や開発抑制など、地域に即した対策も重要である。

《自然的環境》

本圏域は、利根川、江戸川をはじめ、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や下総台地などの生活の潤いとなる自然が残された地域となっている。

手賀沼周辺は、県立印旛手賀自然公園に指定され、自然環境が保全されている。また、森林レクリエーションの場として、船橋県民の森などが県民の憩いの場となっている。さらに、住民に身近な自然的環境として、柏の葉公園、八千代広域公園、幕張海浜公園などの都市公園が整備されている。

快適で暮らしやすいまちづくりや地域の魅力向上のため、潤いと安らぎをもたらす緑地や水辺空間の保全、都市公園の整備等による緑の創出を推進することが重要である。

特に、本圏域は人口が集積した地域であることから、人々の憩いや交流、レクリエーションの場の確保、都市景観の形成、災害時の避難場所や復旧・復興活動の拠点等の観点から、自然的環境の保全への配慮が必要である。

（４）都市計画の目標

《圏域全体》

コンパクトで効率的な都市構造への転換に向けて、地域拠点に公共交通等により容易にアクセスすることのできる区域へ居住の誘導を図るなどしながら、安心して快適に過ごせるまちづくり、子育て世代が住みやすいまちづくりなど、県内外から人々が集う魅力あふれるまちづくりを推進する。

人口密度が高く、様々な都市機能や高層住宅などが集積した地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

本県経済をけん引していくことが期待される地域については、広域拠点として、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、デジタル関連分野、エネルギー・環境分野、バイオ関連分野、マテリアル関連分野等、成長が見込まれる産業分野の誘致を行うなど、広域的な波及効果が想定される産業拠点形成の取組を進める。

あわせて、県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地やその周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏の生産性、住民等の生活利便性を向上させ、県内全域へと効果を波

及させるため、北千葉道路の整備促進、新湾岸道路及び千葉北西連絡道路の計画の具体化に向けた取組や、広域的な幹線道路ネットワークへのアクセス道路を含めた国道・県道全体の円滑化に向けた道路整備を推進する。

道路整備の進展による、県内各地と首都圏各都市、空港とのアクセス向上を追い風としながら、鉄道等の広域的な公共交通ネットワークの充実・強化を図り、新たな企業等の誘致を促進するとともに、東京、成田空港間の人・モノ・財の流れを様々な分野に取り込むことで、首都圏での都市間競争における優位性の向上を目指す。

また、各種道路整備の進展の効果を生かして、企業誘致の受け皿となる新たな産業用地の創出を図る。

頻発化・激甚化する自然災害への対応に向けては、地震や風水害に備えて、平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワークの整備を進める。

また、台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、河川管理者等が主体となっていく治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進める。

自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に向けては、地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や、都市における緑の保全・創出等、自然的環境の保全と再生等に取り組む。

《居住》

コンパクトで効率的な都市構造への転換に向けて、鉄道各駅周辺やバスターミナル周辺は、地域拠点として都市機能の集積を図る。

あわせて、都市軸道路や主要地方道船橋我孫子線、国道 296 号八千代バイパスなど各拠点をつなぐ道路の整備を推進し、利便性の高い道路ネットワークの構築を目指す。

あわせて、自動運転などの新たな交通モードの導入などにも的確に対応し、都市の魅力向上を図る。

柏駅、松戸駅、本八幡駅、津田沼駅周辺など、都市機能が集積した地区においては、再開発の促進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る。

市街地内においては、ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地が良く歩きたくなる歩行者中心の空間づくりなど、魅力的な空間形成を図る。

道路・上下水道等の都市施設については、コンパクトな都市構造の構築に即した適正な配置のもと地域の実情に応じた計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。

《産業》

本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進める。

あわせて、圏域内外の交流・連携の強化や慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地やその周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏の生産性を高めるため、北千葉道路の整備促進や、新湾岸道路の計画の具体化に向けて取り組むとともに、都市軸道路や主要地方道船橋我孫子線、国道 296 号八千代バイパス、国道 356 号等、圏域内外を結ぶ幹線道路の整備を推進する。

また、各種道路整備の進展の効果を生かして、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、港湾周辺、既存工業団地に隣接した区域等において、新たな産業集積を促進する。

観光面では、国内有数のテーマパーク、東京湾や手賀沼などの豊かな水辺空間などの地域資源を活用し、周辺環境との調和に配慮しながら、地域の活性化に資する観光産業の促進を図る。

《災害》

災害時でも安定した人・モノの流れを確保し、緊急対策活動や物資輸送を円滑に実施できるよう、北千葉道路の整備の促進、新湾岸道路の計画の具体化など災害に強い道路ネットワークの整備を促進する。

市街地内においては、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備、延焼拡大防止や災害時の避難地等として機能する緑地の確保や都市公園の整備を推進する。

浸水ハザードエリアにおいて新たな市街地整備を行う場合は、安全確保のため地盤の嵩上げや避難路・避難場所の確保等の適切な対策を図る。

都市の緑地については、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・創出を図る。

利根川、江戸川、海老川流域などにおいては、流域治水プロジェクトの主旨に基づき、公共下水道の整備や適正な土地利用の規制・誘導などを進める。

また、大規模災害に備え、被災後、早期に的確な復興を実現するため、各市による事前復興まちづくり計画の策定を促進する。

《自然的環境》

利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や都市緑地等については、ゆとりや潤いを与える資源として、保全・活用を図るとともに、環境負荷を抑えたカーボンニュートラルな都市づくりを推進する。

グリーンインフラの取組を進めるため、引き続き緑地の保全、都市公園の整備等を推進する。

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本広域都市圏に含まれる次の都市計画区域については、都市計画法第7条第1項第一号イに基づき、区域区分を定める。

野田、流山、松戸、柏、我孫子、鎌ヶ谷、浦安、市川、船橋、習志野及び八千代 都市計画区域

また、区域区分を定めるとした根拠は、以下のとおりである。

首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置する本圏域に含まれる各区域は、区域区分を定めることが法的に義務付けられており、昭和44年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然的環境との調和と保全を図るため、区域区分を定めてきた。この結果、その後の計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。

今後も区域区分を継続する都市計画区域ごとの根拠は以下のとおり。

都市計画区域	区域区分の決定の有無	区域区分の有無の根拠
野田	有	本区域は、東京に比較的近距离に位置しながらも、河川に囲まれた地理的条件にはばまれ、都市化の進展は緩やかであった。しかしながら、昭和40年代に入り、国道16号が開通したことなどから、沿道地域の開発が活発化し、経済の高度成長下においては住宅需要の高まりを背景に、東武野田線の各駅を中心に自然発生的な市街地が形成されてきた。 本区域の人口は、近年、減少傾向に転じつつあるが、世帯数の増加傾向は続いており、また、少子高齢化等に対応するため、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど集約型都市構造への再構築が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。
流山	有	本区域は、都心から25km圏内に位置し、昭和30年代から宅地開発が相次ぎ、昭和50年代にかけて急激な人口の増加をみた。その後も平成17年のつくばエクスプレスの開業により、大きく交通環境が変化したため、これに伴い活発な都市開発が進行し、人口増加傾向が続いている。 一方、少子高齢化等に対応するため、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど集約型都市構造への再構築が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。
松戸	有	本区域の昭和30年代中頃からの急激な人口増加は、平成2年以降緩やかになり、近年は、東日本大震災の後、一時的に人口減少となったものの、その後は再び増加傾向となっている。また、世帯数は依然として増加傾向にあり、本区域の位置的特性と公共交通の利便性の高さからも市街化の傾向は強い。

		このため、優良な農地として保全すべき区域、自然的環境上保全すべき区域等の無秩序な市街化を防止するとともに、鉄道駅を中心としたコンパクトシティの形成を図るため、本区域においては、引き続き区域区分を継続する。
柏	有	本区域は、東京都心から 30 k m 圏に位置し、昭和 30 年代から宅地開発が相次ぎ、急激な人口増加により都市化が進んだ。その後も、平成 17 年のつくばエクスプレスの開業により、大きく交通環境が変化したため、これに伴い活発な都市開発が進行し、人口増加傾向が続いている。 ただし、今後人口のピークを迎えることが予測されていることから、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど、将来の人口減少に備えて集約型都市構造への転換が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、つくばエクスプレス沿線などの計画的な市街地整備を図るとともに、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。
我孫子	有	本区域は、東京のベッドタウンとして宅地開発の進展により、人口が急増した。昭和 50 年代以降は、市街地開発事業の進展や民間による大規模開発等により市街化が一層進行し、人口も増加傾向で推移してきたが、平成 23 年をピークに人口は減少傾向に転じた。しかし、その一方で、世帯数の増加傾向は続いている。 こうした中、少子高齢化等に対応するため、各地区の中心となる鉄道駅周辺では土地の有効・高度利用によって都市機能の集積が求められる一方、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、区域区分を継続する。
鎌ケ谷	有	本区域は、東京都心や周辺都市と連絡する鉄道や幹線道路が市のほぼ中央部で東西、南北方向に交差しており、特に鉄道は、私鉄 4 路線（東武野田線、京成松戸線、北総線、京成成田空港線（成田スカイアクセス））による 8 つの駅を有し、利便性に優れている。また、地形は平坦な台地が大半を占めているため、もともと土地利用のしやすい条件を備えている。 このような条件から、鎌ケ谷町であった昭和 35 年当時、2 万人に満たなかった人口は、昭和 40～50 年代に急激に増加し、平成 8 年 12 月には 10 万人を超え、以降は概ね横ばいで推移しているが、世帯数については増加傾向が続いている。本区域では、新鎌ケ谷地区や鎌ケ谷駅東口地区をはじめとする土地区画整理事業や都市計画道路の整備の進展等により、良好な市街地の形成が図られ、本区域の約半分を占める市街化調整区域では、開発行為や建築行為が制限されてきたことで、みどり豊かな鎌ケ谷を特徴づける農地・樹林地そして斜面緑地などが保全されてきたが、世帯数の増加傾向を背景に、宅地の細分化や無秩序な市街地の形成が危惧される地区など、居住環境の維持・改善の促進を必要とする地区がある。 そのため、都市近郊農業の振興及び現存する良好な自然的

		環境を確保し、優良な農地及び都市環境上重要な樹林地の保全に努め、無秩序な市街化を抑制するとともに、駅周辺等を中心とした集約型都市構造の形成を図るため、今後とも区域区分を継続する。
浦安	有	本区域は、昭和 44 年の地下鉄東西線の開通を契機に旧市街地の開発が外縁的に拡大され、また、一方公有水面埋立事業に伴う大規模住宅開発等により急速な都市化が進み、公有水面埋立事業により市域が拡大されるごとに、市街化区域に編入し、市域全域が市街化区域として、現在に至っている。こうした中、人口も一貫して増加してきたが、現在は概ね横ばいで推移している。 本区域は、埋立地における開発が最終盤となり、成熟期を迎えているが、新型コロナウイルス感染症の影響による住民のライフスタイルや価値観の変化、人口減少・超少子高齢社会の到来、激甚化する自然災害への対応など、本区域を取り巻く状況は大きく変化してきている。このような社会・自然的環境の変化に対応した都市づくりを推進するため、今後も区域区分を継続する。
市川	有	本区域は、東京に隣接し早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と東京への人口集中が顕著になった昭和 30 年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成やスプロール的な市街地の拡大をもたらした。 その後は、現行の都市計画法に基づき区域区分を定めたことで、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備と併せて農業や自然的環境との調和と保全を図ることで、良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。 今後も効率的な行政サービスや地域コミュニティ等を持続的なものにしていくためには、適正な人口密度を維持していく必要がある。そのため、主要駅周辺や地域拠点等を中心に商業・業務や医療・福祉、行政、居住等の複合的な機能の集積を図っていく。また、都市農業の振興及び緑地の保全を図るうえで、北部に広がる果樹園等の優良農地や樹林地の無秩序な市街化を防止する必要があることから、今後も区域区分を継続する。
船橋	有	本区域は、東京に近接しており早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と東京への人口集中が顕著になった昭和 30 年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成や、市街地外縁部での無秩序な市街化の拡大をもたらした。 昭和 50 年代後半以降、人口の急激な増加は収まりつつあるが、依然として人口・世帯数ともに増加傾向にあることから、無秩序な市街化の抑制と都市に残された貴重な緑地等自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。
習志野	有	本区域は、東京に近接し早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と首都圏への人口集中が顕著になった昭和 30 年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成やスプロール的な市街地の拡大をもたらした。 令和 2 年以降、人口は概ね横ばいで推移しているが、世帯数の増加傾向は続いていることから、無秩序な市街化の防止

		を図るとともに鉄道駅を中心とした集約型都市構造の形成を図るため、今後とも区域区分を継続する。
八千代	有	本区域は、東京都心から約 31 k m に位置し、早くから鉄道駅を中心に市街化が進められるなどの立地条件から、東京への人口集中が顕著になった昭和 30 年代以降、経済の高度成長に伴い、急激な人口増加が始まり、首都圏の住宅都市としての性格を強め、高密度な市街地形成やスプロール的な市街地の拡大をもたらした。 平成 8 年度に開通した区域中央部に位置する東葉高速線沿線では計画的な市街地形成が進み、本区域の人口は現在でも微増傾向が続いている。また、北部には印旛放水路（新川及び花見川）周辺に広がる田園地帯とその背後に带状に斜面緑地などの自然的環境を残している。これらの地域について無秩序な市街化を防止することが必要であるため、今後とも区域区分を継続する。

（２）区域区分の方針

①おおむねの人口

各都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

都市計画区域	区分	令和 2 年	令和 17 年
野田	都市計画区域内人口	約 153 千人	おおむね 137 千人
	市街化区域人口	約 120 千人	おおむね 113 千人
流山	都市計画区域内人口	約 200 千人	おおむね 206 千人
	市街化区域人口	約 189 千人	おおむね 198 千人
松戸	都市計画区域内人口	約 498 千人	おおむね 509 千人
	市街化区域人口	約 481 千人	おおむね 499 千人
柏	都市計画区域内人口	約 427 千人	おおむね 422 千人
	市街化区域人口	約 408 千人	おおむね 410 千人
我孫子	都市計画区域内人口	約 131 千人	おおむね 123 千人
	市街化区域人口	約 124 千人	おおむね 120 千人
鎌ヶ谷	都市計画区域内人口	約 110 千人	おおむね 104 千人
	市街化区域人口	約 101 千人	おおむね 96 千人
浦安	都市計画区域内人口	約 171 千人	おおむね 174 千人
	市街化区域人口	約 171 千人	おおむね 174 千人
市川	都市計画区域内人口	約 497 千人	おおむね 501 千人
	市街化区域人口	約 482 千人	おおむね 492 千人
船橋	都市計画区域内人口	約 643 千人	おおむね 656 千人
	市街化区域人口	約 604 千人	おおむね 619 千人
習志野	都市計画区域内人口	約 176 千人	おおむね 180 千人
	市街化区域人口	約 172 千人	おおむね 175 千人
八千代	都市計画区域内人口	約 200 千人	おおむね 202 千人
	市街化区域人口	約 186 千人	おおむね 188 千人

なお、令和 17 年においては、上表の外に千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で保留人口が想定されている。

（注）千葉県では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備を図るため、自然的・社会的・経済的な観点から総合的に判断し、県下線引き都市計画区域全体（指定都市の千葉都市計画区域を除く）を「千葉広域都市計画圏」として

設定している。

<統計データ出典>

国勢調査（令和2年）、都市計画年報（令和2年）

②産業の規模

各都市計画区域の将来における産業の規模を次の通り想定する。

《生産規模》

都市計画 区域	区分	令和2年	令和17年
野田	工業出荷額	約 4,857 億円	おおむね 5,969 億円
	卸小売販売額	約 1,985 億円	おおむね 1,867 億円
流山	工業出荷額	約 616 億円	おおむね 675 億円
	卸小売販売額	約 2,773 億円	おおむね 3,299 億円
松戸	工業出荷額	約 3,764 億円	おおむね 4,131 億円
	卸小売販売額	約 11,449 億円	おおむね 17,563 億円
柏	工業出荷額	約 3,272 億円	おおむね 4,078 億円
	卸小売販売額	約 8,938 億円	おおむね 9,318 億円
我孫子	工業出荷額	約 502 億円	おおむね 829 億円
	卸小売販売額	約 920 億円	おおむね 955 億円
鎌ヶ谷	工業出荷額	約 359 億円	おおむね 413 億円
	卸小売販売額	約 1,001 億円	おおむね 1,016 億円
浦安	工業出荷額	約 1,302 億円	おおむね 1,713 億円
	卸小売販売額	約 4,249 億円	おおむね 5,388 億円
市川	工業出荷額	約 4,691 億円	おおむね 7,037 億円
	卸小売販売額	約 7,391 億円	おおむね 10,412 億円
船橋	工業出荷額	約 7,489 億円	おおむね 8,634 億円
	卸小売販売額	約 11,551 億円	おおむね 13,664 億円
習志野	工業出荷額	約 2,261 億円	おおむね 3,236 億円
	卸小売販売額	約 2,807 億円	おおむね 3,444 億円
八千代	工業出荷額	約 2,849 億円	おおむね 3,315 億円
	卸小売販売額	約 2,622 億円	おおむね 2,786 億円

工業出荷額は、製造業及び物流業の生産規模の合計を示す。

なお、令和17年においては、上表と合わせ千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で産業の規模が想定されている。

《就業構造》

都市計画 区域	区分	令和 2 年	令和 17 年
野田	第一次産業	約 1.2 千人 (1.8%)	おおむね 0.7 千人 (1.3%)
	第二次産業	約 17.5 千人 (25.7%)	おおむね 14.2 千人 (25.8%)
	第三次産業	約 49.4 千人 (72.5%)	おおむね 40.2 千人 (73.0%)
流山	第一次産業	約 0.6 千人 (0.7%)	おおむね 0.5 千人 (0.6%)
	第二次産業	約 15.0 千人 (17.6%)	おおむね 13.9 千人 (17.6%)
	第三次産業	約 69.7 千人 (81.7%)	おおむね 64.5 千人 (81.7%)
松戸	第一次産業	約 1.5 千人 (0.7%)	おおむね 1.1 千人 (0.5%)
	第二次産業	約 37.0 千人 (17.1%)	おおむね 36.9 千人 (17.1%)
	第三次産業	約 177.8 千人 (82.2%)	おおむね 177.2 千人 (82.3%)
柏	第一次産業	約 2.0 千人 (1.1%)	おおむね 1.4 千人 (0.8%)
	第二次産業	約 30.5 千人 (16.7%)	おおむね 29.4 千人 (16.8%)
	第三次産業	約 149.9 千人 (82.2%)	おおむね 144.5 千人 (82.4%)
我孫子	第一次産業	約 0.6 千人 (1.1%)	おおむね 0.4 千人 (0.9%)
	第二次産業	約 8.4 千人 (16.1%)	おおむね 7.6 千人 (16.2%)
	第三次産業	約 43.2 千人 (82.8%)	おおむね 39.0 千人 (83.0%)
鎌ヶ谷	第一次産業	約 0.7 千人 (1.5%)	おおむね 0.5 千人 (1.3%)
	第二次産業	約 8.4 千人 (18.5%)	おおむね 7.0 千人 (18.6%)
	第三次産業	約 36.2 千人 (79.9%)	おおむね 30.2 千人 (80.1%)
浦安	第一次産業	約 0.1 千人 (0.1%)	おおむね 0.1 千人 (0.1%)
	第二次産業	約 9.7 千人 (12.2%)	おおむね 9.7 千人 (12.3%)
	第三次産業	約 69.4 千人 (87.6%)	おおむね 69.2 千人 (87.6%)
市川	第一次産業	約 1.2 千人 (0.5%)	おおむね 1.1 千人 (0.5%)
	第二次産業	約 37.2 千人 (16.2%)	おおむね 36.6 千人 (16.2%)
	第三次産業	約 190.8 千人 (83.2%)	おおむね 187.9 千人 (83.3%)
船橋	第一次産業	約 2.2 千人 (0.8%)	おおむね 1.6 千人 (0.6%)
	第二次産業	約 46.5 千人 (16.5%)	おおむね 55.2 千人 (19.8%)
	第三次産業	約 233.8 千人 (82.8%)	おおむね 222.3 千人 (79.6%)
習志野	第一次産業	約 0.3 千人 (0.4%)	おおむね 0.2 千人 (0.2%)
	第二次産業	約 14.0 千人 (17.5%)	おおむね 14.1 千人 (17.5%)
	第三次産業	約 65.7 千人 (82.1%)	おおむね 66.1 千人 (82.2%)
八千代	第一次産業	約 0.9 千人 (1.0%)	おおむね 0.6 千人 (0.7%)
	第二次産業	約 16.4 千人 (19.0%)	おおむね 15.9 千人 (19.1%)
	第三次産業	約 68.8 千人 (79.9%)	おおむね 66.6 千人 (80.1%)

＜統計データ出典＞

国勢調査（令和 2 年）、経済産業省による工業統計、商業統計（令和 2 年）

③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

各都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和 17 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

《市街化区域面積》

都市計画区域	令和 17 年
野田	おおむね 2,395ha
流山	おおむね 2,250ha
松戸	おおむね 4,444ha
柏	おおむね 5,484ha
我孫子	おおむね 1,615ha
鎌ヶ谷	おおむね 1,073ha
浦安	おおむね 1,697ha
市川	おおむね 3,984ha
船橋	おおむね 5,551ha
習志野	おおむね 1,905ha
八千代	おおむね 2,303ha

(注) 市街化区域面積は、令和 17 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

4 本広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針

広域的な視点により、人口減少・少子高齢化に対応するため、鉄道駅周辺やバスターミナル周辺等に、居住機能や商業・業務、医療・福祉等の都市機能の集積を図るとともに、広域的な幹線道路の整備促進や高速道路インターチェンジ等へのアクセス道路の整備推進、都市計画道路や生活道路の整備、自動運転技術などの新技術の導入検討も含めた道路・交通ネットワークの構築を図るなど、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指す。

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺など、都市機能が集積した地区においては、再開発の促進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る。その他の主要な鉄道各駅周辺においても、人口密度が高く、都市機能が集積した地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、低未利用地の有効活用や既存ストックの活用などにより魅力的な空間の形成を目指す。

コンパクトな都市構造の構築に即して、道路・上下水道等の都市施設については、適正な配置のもと地域の実情に応じた計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。また、都市施設の耐震化等を進めることで防災機能の向上を目指す。

②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針

本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進める。

あわせて、県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞の解消を図り、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地により、国際競争力や首都圏の生産性を向上させ、その効果を県内全域へと波及させるため、北千葉道路の整備促進、新湾岸道路及び千葉北西連絡道路の計画の具体化に向けた取組や、広域的な幹線道路ネットワークへのアクセス道路を含めた国道・県道全体の円滑化に向けた道路整備を推進する。

さらに、圏域内外を結ぶ幹線道路である都市軸道路や主要地方道船橋我孫子線、国道 296 号八千代バイパス、国道 356 号等の整備を推進し、道路整備の進展による効果を生かして、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、港湾周辺、既存工業団地に隣接した区域等において新たな産業集積を促進する。

③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針

台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を目指し、利根川、江戸川、海老川流域などにおいては、公共下水道の整備や適正な土地利用の規制・誘導など、流域治水プロジェクトの主旨に沿った都市づくりを進める。

地震や風水害に備えて、平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保し、緊急対策活動や物資輸送を円滑に実施できるよう、北千葉道路の整備の

促進、新湾岸道路の計画の具体化など災害に強い道路ネットワークの整備を促進する。

あわせて、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備や延焼拡大防止や災害時の避難地等として機能する緑地の確保、都市公園の整備を推進する。

市街地再開発事業等により都市機能の充実や防災の強化を図り、都市部特有の火災・水害等のリスクにも対応した安全な市街地整備を進める。

公共建築物や橋りょう、下水道等の都市施設については、災害による被害を最小限にし、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、耐震化及び老朽化対策を進め、避難路、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等の促進を図る。

また、土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努めるとともに、急傾斜地崩壊対策の推進や、斜面林の保全、避難体制の充実・強化を図る。

一方で、浸水ハザードエリアにおいて新たな市街地整備を行う場合は、安全確保のため地盤の嵩上げや避難路・避難場所の確保等の適切な対策を図ることで、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指す。

また、大規模災害に備え、被災後、早期に的確な復興を実現するため、各市による事前復興まちづくり計画の策定を促進する。。

④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針

都市の緑地は、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止、カーボンニュートラル、生物多様性、レクリエーション、防災、景観への寄与など、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・創出を目指す。

また、地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や都市における緑の保全・創出等、自然的環境の保全と再生等を目指すとともに、利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や都市緑地等は、ゆとりや潤いを与える資源として保全・活用を図る。

さらに、ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地がよく歩きたくなる歩行者中心の空間づくりなど、魅力的な空間形成に取り組むとともに、コンパクトで効率的な都市構造の構築や公共交通の利用促進による環境にやさしい移動手段への転換、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化、グリーンインフラの推進などにより、カーボンニュートラルの実現を目指す。

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

市街地における土地利用は、都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）に示す都市の将来像を実現するため、以下を基本方針としつつ、地域の実情に合わせて配置する。

- ・幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、適切な土地利用の誘導を図り、産業拠点の形成を進める。

- ・人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に適切に対応するため、立地適正化計画の策定を促進し、鉄道駅周辺やバスターミナル周辺などに医療・福祉・商業等の都市機能を誘導するとともに、居住は駅周辺などに、公共交通等により容易にアクセスすることができる区域へ誘導する。
- ・インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、港湾周辺等のポテンシャルの高い地域や既存工業団地等に隣接した区域においては、地域の実情に応じて、産業系の土地利用などについて、適切な誘導を図る。
- ・湾岸地域においては、国際拠点港湾に指定されている千葉港や京葉臨海コンビナートをはじめとする、首都圏の重要な拠点を有しており、鉄鋼や食品等の企業集積が進んでいることから、引き続き、港湾機能や流通機能などの立地特性を生かした産業集積を進め、工業地としての一層の機能充実を図る。また、千葉港においては、まちづくり事業と連携し、港湾緑地や旅客船さん橋及びターミナルの活用等により、地域のにぎわい拠点として整備を推進する。

②市街地の土地利用の方針

- ・主要な鉄道駅周辺などの公共交通の利便性が高い地域については、居住機能や商業・業務、医療・福祉等の都市機能を集積し、土地の高度利用を図る。
- ・特に、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺の都市機能が集積した地区においては、再開発の促進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る。
- ・地域拠点に公共交通等により容易にアクセスすることのできる区域へ居住の誘導を図り、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市を形成する。
- ・ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地が良く歩きたくなる歩行者中心の空間づくりや公共施設跡地等の未利用地の活用による人々が集える場の創出など、魅力的な空間形成を図る。
- ・老朽・過密・木造市街地については、道路・公園等の都市基盤の整備及び敷地の共同化による公共空地の確保、並びに建築物の耐震化・不燃化の促進などを総合的に進め、市街地の防災性の向上と居住環境の改善を図る。
- ・空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適正な管理や利活用を促進し、居住環境の改善や維持を図る。
- ・地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や都市における緑の保全・創出を図る。
- ・都市の緑地は、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、多面的な機能を有することから、グリーンインフラとして保全・活用を図る。

③市街化調整区域の土地利用の方針

- ・農業基盤整備等が実施されている農地は、貴重な優良農地であるため、今後も農用地として保全を図る。
- ・急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び宅地造成等工事規制区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。
- ・インターチェンジ周辺、幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、既存工

業団地等に隣接した区域においては、自然的環境や住宅環境との調和を図りつつ、産業系の土地利用について適切な誘導を図る。

- ・北千葉道路の未整備区間（市川市・鎌ヶ谷市間）の沿線の多くが、市街化調整区域であることから、農林漁業との健全な調和を図りつつ、広域的な視点から、将来を見据えた適切な土地利用の検討に向けた取組を進める。
- ・千葉県全体で、令和 17 年の人口フレームの一部が保留されている。ついては、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲の中で、農林漁業等との必要な調整を図りつつ、市街化区域に編入する。

（３）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

ア．交通体系の整備の方針

本圏域の道路網や交通網の状況、また周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応した、交通体系の整備の基本方針を次のように定める。

- ・交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港の拡張事業等の効果を県内全域に波及させる北千葉道路の整備や新湾岸道路の計画の具体化といった広域的な幹線道路ネットワーク等の整備を促進するとともに国道・県道、高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備を推進する。
- ・平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワークの構築を目指す。
- ・広域通過交通と地域内交通との分離を図り、居住地域への通過車両の削減、歩行者の安全確保の努め、効率の良い道路ネットワークの実現を目指す。
- ・環境負荷の問題を考慮しつつ、公共輸送機関の活用を図り、各種交通機関の適正な機能分担の下に総合的な体系化を図り、これに合わせた交通施設の整備に努める。
- ・交通結節点の周辺においては、地域のニーズに応じ市町村と連携してシェアサイクルのサイクルポートの設置を促進し、公共交通との連携による利便性の向上等を図り、自転車利用促進と都市内交通の円滑化、渋滞解消による環境負荷の低減を図る。
- ・市街地において歩行者や自転車が安全で快適に通行できる空間の創出のため、歩道のバリアフリー化や自転車通行空間の整備を推進し、ウォークアブルな都市空間整備に努める。
- ・道路等の都市交通施設について、コンパクトで効率的な都市構造の構築に即した適正な配置のもと計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。
- ・長期末着手の都市計画道路は、社会情勢等の変化を踏まえて必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。

イ．整備水準の目標

- ・交通体系の整備の方針に基づき、公共交通機関の充実、道路体系の整備に努める。
- ・都市計画道路については、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア．下水道及び河川の整備の方針

- ・本圏域では、流域別下水道整備総合計画等の各種計画に基づいて、今後の市街化の進展や土地利用動向等に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境の確保に努める。市街地においては、浸水対策の推進や地域の特性に応じた効率的・効果的な公共下水道等の整備を進めていくとともに、老朽化した施設の急増や大規模地震への備えなどの様々な課題に対応すべく、計画的な維持管理や整備を進めていく。
- ・河川改修や調節池整備を推進するとともに、流域における雨水貯留浸透施設の設置など、流域治水としての取組を進めていく。
- ・新市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の設置等の流出抑制策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。

イ．整備水準の目標

- ・污水处理施設については「千葉県全県域污水適正処理構想」に基づき施設の整備を進める。
- ・本圏域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保するため、既存施設の長寿命化を図りつつ、新たな都市施設の整備にあたっては、循環型社会の形成や持続可能性の観点を念頭に、広域的な連携も検討し、整備を進める。

（４）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺の都市機能が集積した地区においては、市街地再開発事業等により、土地の高度利用と商業・業務、住居、文化などの多様な機能の適正な配置を図り、都市機能の更新や防災性の向上を図る。
- ・インターチェンジ周辺や幹線道路沿線などにおいては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、周辺道路への交通負荷に配慮しながら、土地区画整理事業等により、商業・業務、産業、観光等の地域振興に寄与する土地利用の誘導を図るなど、計画的な市街地整備を検討する。
- ・つくばエクスプレス沿線では、各地区の特色を生かした、魅力あるまちづくりが行われていることから、現在、土地区画整理事業を実施中の地区においては、引き続き、道路、公園、下水道等の都市施設の面的な整備を進め、良好な市街地の形成を図る。

（５）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

本圏域は、都市化が進む一方、利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等の豊かな水辺空間が残された地域となっており、手賀沼周辺は、県立印旛手賀自然公園に指

定されている。また、県民の憩いの場として船橋県民の森が配置されているほか、身近な自然的環境として、柏の葉公園、八千代広域公園、幕張海浜公園などの都市公園が整備されている。

こうした利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等の豊かな水辺空間や都市緑地等は、ゆとりや潤いを与える資源として保全・活用し、都市公園の整備等を推進することで、自然的環境を生かした緑と水辺のネットワークを形成することを基本方針とする。

②主要な緑地の配置の方針

- ・樹林地や利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの水辺空間は、多様な動植物の生息・生育環境やカーボンニュートラルに寄与する貴重な緑地として保全・活用する。
- ・利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等は、生態系の保全に努める。
- ・公園・緑地は、雨水の貯留浸透機能、延焼防止機能、急斜面の崩壊防止機能及び災害時の一時避難地としての機能を有していることから、都市の防災性の向上を図るため、地域特性に応じて、適切に配置する。
- ・一時避難場所となる近隣公園等の整備に努め、広域避難地となる運動公園、総合公園及び河川敷は周辺の不燃化・緑化等を一体的に行う。
- ・公園・緑地は、地域の実情を踏まえ、適切に配置し、多様なレクリエーション需要に対応するため、公園施設の維持・充実を図る。
- ・八千代広域公園は、住民の憩いやレクリエーション活動の場として施設整備を推進する。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・都市公園などの施設緑地や風致地区、生産緑地地区などの地域制緑地を都市計画に位置付け、その整備・保全を促進する。

東葛・湾岸広域都市圏構造図



東葛・湾岸広域都市圏構造図【産業・観光】

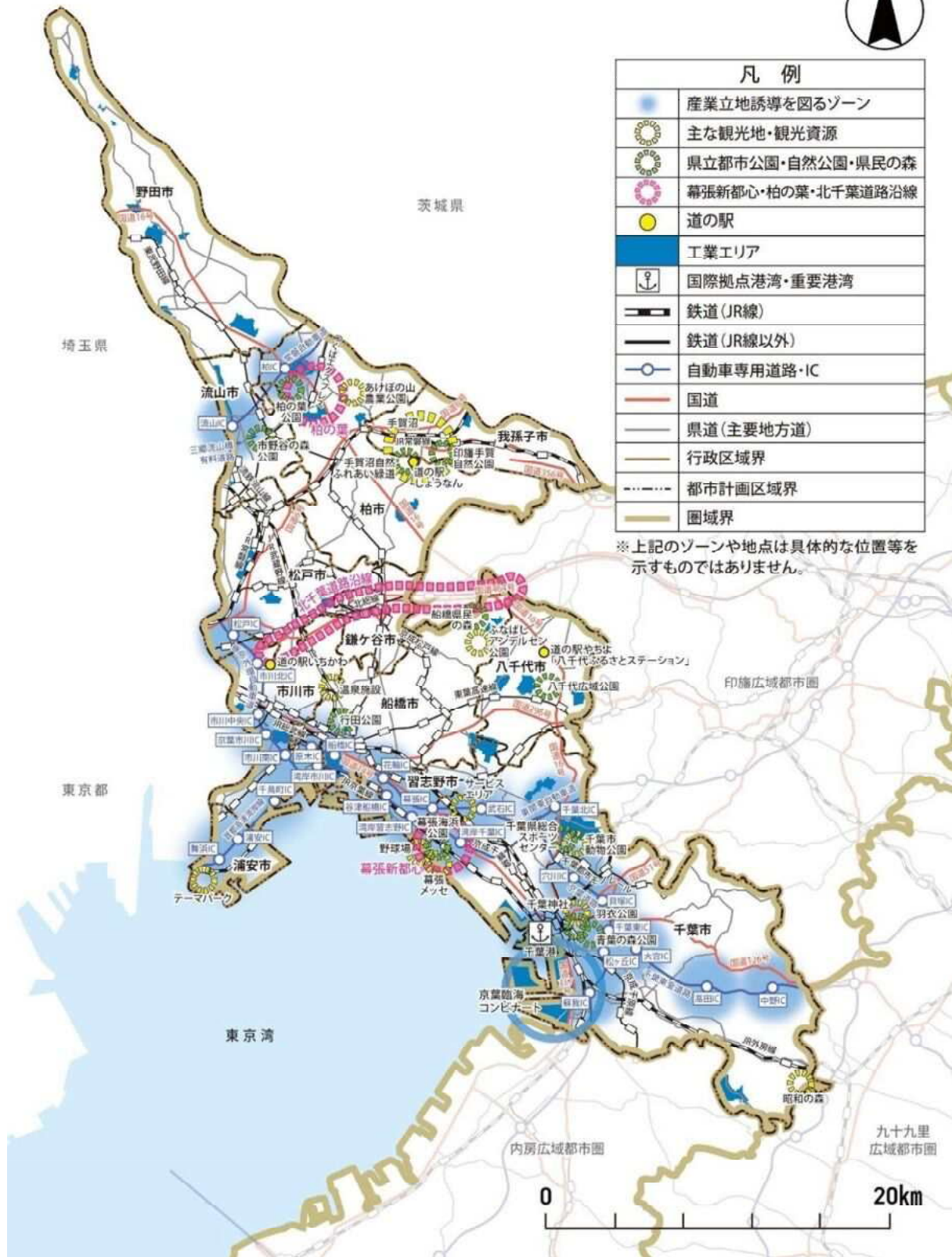


表 拠点・ゾーンの区分

区分	位置付け・考え方
広域拠点	新たな産業・地域づくりを推進することにより、本県経済をけん引していくことが期待される地域（柏の葉、北千葉道路沿線、幕張新都心、成田空港周辺、アクアライン着岸地・かずさアカデミアパーク周辺）
中枢拠点	高次都市機能や広域交通機能の集積を生かしながら、経済、産業などの広域的・中枢的な役割を担う地域（県都千葉市の中心部）
地域拠点	各市域における代表的な拠点として、居住や都市機能等の集積を図る地域（鉄道駅、バスターミナル、役場周辺など）
産業立地誘導を図るゾーン	産業立地のポテンシャルの高いインターチェンジ周辺や千葉港、木更津港周辺の区域

【習志野都市計画区域】

1 都市計画の目標

(1) 本区域の基本理念

本区域は、千葉県の西部に位置し、船橋市、千葉市、八千代市に囲まれ、南側は東京湾に開いており、首都圏整備法における近郊整備地帯として位置づけられている。都心からほぼ 30 km の位置にあり、鉄道による都心からの所要時間は概ね 30 分程度であり、J R 総武線、東京地下鉄東西線及び J R 京葉線の鉄道網により、通勤、通学が非常に便利になっており、東京と密接な関連をもって発展してきた。

本区域の地形は、旧海岸の平地部、比較的平坦な台地に海岸部からつながる谷戸が食い込んだ内陸部および東京湾の埋立部の 3 つに大別される。この内、海岸平野部と内陸部については、一部の工業地と農地を除き、そのほとんどが住宅地である。

また、埋立部においては東関東自動車道（以下「東関東道」という。）を境に南側に公害の少ない流通加工用地を配し、北側に住宅地を配置している。

既存集落（谷津、津田沼、鷺沼、藤崎、実籾、大久保）の内、内陸部の集落は農業を中心として、臨海部は東京湾内漁業を中心として発展してきた半農半漁のまちであったが、内陸部では、昭和 22 年より旧軍用地に四つの大学が配置され、昭和 29 年には工場の立地を図るための土地造成を行い、企業を誘致している。

また、J R 総武線及び京成電鉄京成本線（以下「京成本線」という。）の輸送力の強化と相まって住宅開発が急激に進み、加えて人口の急増とともに、各駅周辺の商業活動も活発化してきた。

一方、臨海部は昭和 42 年に公有水面の埋立により大規模団地の開発が行われ、昭和 52 年には第二次埋立事業により、住宅団地と既存市街地の住工混在解消用地としての都市再開発用地等の開発が行われ、また、J R 京葉線開業と相まって住宅都市としての形成がなされてきた。

このような地域特性を生かし、昭和 45 年に「文教住宅都市憲章」を制定し、“青い空とつややかな緑をまもるまちづくり”“暖かい生活環境を整えた住みよいまちづくり”“教育の充実した文化的なまちづくり”を展開し、大きな成果をあげてきた。

今後、さらに多様化・個別化していくと予想される様々な課題の解決に向け、「文教住宅都市憲章」の理念に則り、目指すべきまちの姿（将来都市像）を「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」とする。

そして、この将来都市像を実現するため、次の 3 つのピースを掲げる。

1. いつまでも住み続けたい「まち」

すべての住民が便利で充実した暮らしができるまちを目指し、都市基盤の計画的な整備と適切な維持管理に取り組むとともに、循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動など、環境にやさしいまちづくりを推進し、暮らしにゆとりと豊かさをもたらす。

また、ハード面とソフト面の両面から防災・危機管理体制や防犯、交通安全対策の強化を図る。

さらに、都市機能の最適配置や新しいまちづくりに取り組むとともに、居住や産業等の都市機能と自然環境がバランス良く調和した土地利用を進め、まちの魅

力や可能性を最大限に高める。

2. 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」

生涯にわたって健康で元気に暮らし続けることができるよう、医療と福祉、保健の充実を図る。

また、こども・若者が持つ可能性を最大限に引き出し、自らの夢や希望を実現できるよう、教育、学習環境や人材育成の拡充を図るとともに、誰もが子育てをしやすい環境を整え、支援体制を強化する。

さらに、住民一人ひとりが互いに支え合いながら、未来を担うこども・若者から高齢者まで、すべての世代が輝き、躍動するまちを実現する。

3. すべてが協和し充実する「活動」

地域の中で国籍、人種、性別、年齢等に関係なく、平和を願いつつ住民同士がつながり、協力し合い、自分らしく暮らせるまちづくりを進める。

また、様々な世代や立場の住民が主体的に学べる環境の充実や社会参加の機会拡大を図る。

さらに、新たな時代に対応した地域産業の振興を積極的に支援し活性化を図るとともに、地元での雇用創出と若者の定住促進を目指す。

(2) 地域毎の市街地像

津田沼駅周辺は、周辺機能との調和に配慮した上で、広域的な拠点性の高い商業・業務、サービス機能等の集積を図るとともに、居住性も兼ね備えた中心市街地の形成を図る。このうち、津田沼駅南口地区は、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指し、周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能等の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。新津田沼駅北口地区は、住民交流、商業・業務等を兼ね備えた複合市街地の維持に努める。新津田沼駅南口地区は、中心市街地にふさわしい都市機能の更新を図るとともに、津田沼駅周辺と一体的なまちづくりを促進する。

新習志野駅周辺は、幕張新都心拡大地区とともに、土地の高度利用など、現在の良好な住環境と産業環境を維持・保全しつつ、活性化に向けた土地利用の促進を図る。

京成電鉄各駅周辺は、地域の人々の日常的な買い物や交流、ふれあいの場、地域の拠点として活性化を図るとともに個店の魅力向上や楽しく買い物ができる環境整備等を推進し、地域に愛される特色と魅力ある地域商業地（商店街）づくりを促進する。

谷津、花咲、津田沼、鷺沼、本大久保地区等の密集市街地については、生活道路等の整備を図り防災性の高い居住環境の創出を図る。

袖ヶ浦、秋津、香澄地区等の計画的に整備された住宅市街地は、世代構成の平準化を意識し、多様な世代の居住を促す既存の共同住宅ストックの再生を促進する。

臨海部の茜浜、芝園地区の工業地は、工業、業務、流通、文教、研究開発等の機能配置に基づく現在の土地利用を維持・保全する。

内陸部の東習志野、実籾・屋敷地区の工業地は、住居系土地利用等と調和した

工業地としてその機能を維持する。

2 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針

津田沼駅周辺を広域拠点、新習志野駅及び京成電鉄各駅周辺を地域拠点として位置付け、拠点性の高いコンパクトなまちづくりを推進し、商業・業務・サービス機能等の集積を図る。

また、それら拠点間をつなぐ都市計画道路などの道路網の整備を推進するとともに、バス等の公共交通の利便性を高めることで生活に必要な交通ネットワーク機能の強化を図る。

老朽化が進む公共施設については、複合化や多機能化により、拠点への集約を図る。

さらに、超高齢社会に突入し、加えて年少人口の減少が続いていることを踏まえ、駅等生活関連施設を中心としたバリアフリー化の推進や、子育て支援施設の充実を図る。

②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針

本区域の臨海部においては、東関東道など広域幹線道路に面する地域特性から、製造業等が集積する工業地が形成されており、近年では、広域幹線道路のポテンシャルを生かして倉庫業や物流業の立地ニーズも高まっている。このような産業構造の転換に対応しながら、臨海部の工業地については、今後も工業・流通業務の拠点として集積を図る。

③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針

市庁舎や消防庁舎等については、災害時における円滑な災害対策業務を掌る防災拠点として機能の充実を図る。

また、災害時の一時避難場所、火災の延焼防止等の役割や救援活動の拠点として重要な役割を持つ近隣公園については、引き続き整備を推進する。

都市計画道路については、交通処理機能だけでなく、災害時における避難路、延焼抑制・遅延機能、また物資輸送路として機能することから、整備を推進する。

家屋については、不燃化・耐震化を促進するとともに、ブロック塀の倒壊等に対する安全性を確保する等、災害時の被害の軽減を図る。

液状化現象が想定される地区については、液状化対策に努める。

土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。

このほか、近年頻発する集中豪雨等による都市型水害に対しては、ハザードマップの作成や避難体制の整備等のソフト対策を含めた防災・減災対策を促進するとともに、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図る。

④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針

公園や緑地の他、谷津干潟や東京湾等の貴重な水辺空間、樹林地や農地等の保全を図りつつ、居心地がよく歩きたくなるまちなかなど、質の高い生活環境を推

進する。

また、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化、リサイクルや再利用などの資源循環型社会の構築により、カーボンニュートラルの実現を目指す。

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a 業務地

京成津田沼駅周辺には、官公庁施設等が集積し、本区域の中心業務地を形成しており、今後とも業務地としての機能の充実を図るべき区域として業務地を配置する。

b 商業地

ア. 中心商業地

津田沼駅及び新津田沼駅周辺は、JR総武線及び京成電鉄松戸線（以下「京成松戸線」という。）の結節点として交通上重要な位置を占めており、広域的な商業活動を展開している。今後も本地区を業務、文化等の機能を有する広域商業地として位置づけ、中心商業地として配置する。

イ. 一般商業地

新習志野駅周辺は拠点性の高い商業・業務機能等を有する地域商業地として配置する。また、京成電鉄各駅周辺は、地域住民の日常購買需要を満たす地区中心的な商業地を配置する。

c 工業地

東習志野、実籾・屋敷地区の既存工業地は、今後も工業地として一部を除き維持する。

また、千葉港習志野地区埋立地の茜浜地区には、本区域の内陸部に散在する工場等に移転し、企業の集団化を図った工業地があり、今後も工業地として維持する。

d 流通業務地

千葉港習志野地区埋立地の東関東道以南の芝園地区と茜浜地区に流通業務地を配置する。

e 住宅地

津田沼駅周辺地区では、土地のポテンシャルに見あった建築物の高度化を促進し、商業・業務核とバランスのとれた土地利用が進められるように、主として中高層住宅地を配置する。

京成津田沼、京成大久保及び実籾駅周辺では、老朽住宅の更新、商業機能の集約化にあわせて、土地の高度利用を図るため、中層住宅地を配置する。

第1次、第2次埋立地の袖ヶ浦、秋津、香澄地区及び谷津地区の一部については、中層及び低層の良好な住宅地を配置する。

その他の地区については、都市基盤施設整備を進めつつ、現況宅地の環境向上を図り、良好な住宅地を配置する。

②市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a 商業・業務地

本区域の中心核として育成を図る中心商業地及び業務地並びに新習志野駅周辺、京成電鉄各駅周辺の一般商業地は、商業・業務機能の集積を図る地区として高密度利用を図る。

b 住宅地

鉄道各駅の商業地の周辺地区、袖ヶ浦西地区及び谷津駅南側の一部地区については、日常生活圏に必要な機能を確保するため高密度利用を図る。また、秋津・香澄の北部地区については中層低密度地区としての利用を図る。

既成市街地内の谷津、藤崎、鷺沼台及び花咲地区等の住宅地は低層低密度地区としての利用を図る。

③市街地の土地利用の方針

ア. 土地の高度利用に関する方針

津田沼駅周辺については、事業者・大学等との連携により、今後も本区域の「玄関」として商業・業務・文化機能等の集積が図られるよう、土地の高度利用の促進を図る。また、周辺の都市機能と調和した居住機能の適正配置を図る。

新習志野駅周辺及び京成電鉄各駅周辺については、多様な都市機能を集積し、魅力的な駅前空間の機能充実の促進を図る。

イ. 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅が密集している既成市街地については、都市基盤施設等の適切な改善により、良好な市街地の形成を図る。

また、袖ヶ浦地区など入居世帯の高齢化が進展している大規模な住宅団地においては、まちの再生に向けた事業を促進する。

防災、衛生、景観等において課題となる空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。

ウ. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内に残された緑や生産緑地及び保存樹木を保護・保全し、緑空間の確保を図る。また、これらの緑空間と調和しながら良好な景観をもつ市街地の形成・維持を図るため、景観計画や地区計画制度の活用等により適切な土地利用の誘導を図る。

エ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

公共・公益施設の再建設等にあたっては、施設の複合化や防災機能等の多機能化を図る。また、公共施設跡地等については、周辺の土地利用に配慮した用途転換を図る。

東習志野、実籾・屋敷地区の既存工業地の一部は、住居等への土地利用転換が進行していることから、良好な居住環境の創出と既存の操業環境の保全を図るため、適切に用途転換を図る。

東関東道南側については、地区計画制度の活用等により住工混在を防止した土

地利用を図る。

④市街化調整区域の土地利用の方針

ア．優良な農地との健全な調和に関する方針

藤崎・鷺沼台地区、屋敷・実籾本郷地区及び実籾地区に広がる農地の一部は、本区域にとって貴重な農地であり、自然的環境の基盤ともなることから、その集団性を維持するように努める。

イ．災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。

ウ．自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域における貴重な自然環境であるとともに、貴重な生態系の保全に寄与している谷津干潟及び実籾自然保護地区等については、今後も保全を図る。

エ．秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

インターチェンジ周辺、幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、既存工業団地等に隣接した区域においては、産業系の土地利用について適切な誘導を図る。

また、開発気運の高まりが見られる地区については、地権者や営農者とともに地区の将来のあるべき姿を検討した上で、計画的かつ秩序ある土地利用を図ることとする。

なお、千葉県全体で令和 17 年の人口フレームの一部が保留されている。ついては、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲のなかで、農林業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア．交通体系の整備の方針

本区域は船橋市と千葉市の間に位置し、北東から南西に長い地形を有している。京葉地区における重要な交通上の位置を占め、都市間連絡交通の要衝となっている。

本区域の交通をとりまく環境は、鉄道網として J R 総武線、J R 京葉線、京成本線が東西に縦貫し、京成松戸線は内陸に向い伸びている。

一方、広域道路網としては東関東道、京葉道路、国道 14 号、国道 296 号、国道 357 号、主要地方道長沼船橋線及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線などによって形成されている。

近年、これらの広域道路網を利用する通過交通量に大きな変化は見られないが、依然として南北の幹線道路のネットワークは十分ではなく、生活道路への通過交

通の流入が見られる。

また、地域性の面から首都圏のベッドタウンとして市街化が進み地域交通量も増加しており、居住水準の向上という点からも道路空間の充実が望まれる。

このようなことから、本区域における都市の将来像及び交通特性を踏まえて、将来目指すべき交通体系整備の基本的な方針を次のとおりとする。

- ①自動車交通と公共交通の適正な分担を図る。
- ②土地利用計画と調和した交通体系の整備を図る。
- ③骨格となる道路とこれに接続する生活道路の一体的整備を図る。
- ④高齢者・子供などに対する安全性に配慮した地区内交通の整備を図る。
- ⑤高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に配慮した、総合的なバリアフリー化整備を図る。
- ⑥安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。

なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。

イ．整備水準の目標

【道路、鉄道、バス等】

交通体系の基本方針に基づき、公共交通機関の充実、道路体系の整備に努めるものとするが、特に市街地の発展にあわせた道路網の確立を図る。

また、現在、市街地面積に対し、約 $1.6 \text{ km} / \text{km}^2$ （令和2年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

ｂ 主要な施設の配置の方針

ア．道路

高規格道路である東関東道及び広域的な幹線道路である京葉道路並びに国道357号と有機的に結びついた幹線道路網として都市計画道路3・3・3号藤崎茜浜線の整備を推進するとともに、鉄道による道路交通への影響を解消し、都市間を結ぶ広域幹線道路として都市計画道路3・3・1号東習志野実籾線や、これに接続する千葉都市計画道路3・3・15号美浜長作町線の整備を推進する。

また、道路網の段階構成を積極的に進め、交通の整流化、居住環境の維持保全に努める目的で、前記の幹線道路の整備にあわせ、地域交通の円滑な処理と幹線道路等の連絡を図る都市計画道路3・4・4号藤崎花咲線、3・4・11号大久保鷺沼台線、3・4・8号菊田台谷津線、3・4・9号谷津鷺沼線及び3・4・24号鷺沼線の整備を促進する。さらに、慢性的な交通渋滞が発生している湾岸地域においては、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、生産性の向上や更なる活性化を図るため、高規格道路となる新湾岸道路の計画を促進する。

都市計画道路3・4・8号菊田台谷津線、3・4・9号谷津鷺沼線及び3・4・24号鷺沼線については、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の促進を図る。

そのほか、ＪＲ、京成電鉄の各駅については交通結節点としての機能強化を図り、各地区の拠点としてふさわしい空間形成を進めるため、駅前広場も含め整備の促進を図る。特に習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想において重点整

備地区に位置付けた「ＪＲ津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「ＪＲ新習志野駅周辺地区」のバリアフリー化整備を促進する。

イ．鉄道

鉄道の安全性の向上と道路の交通混雑緩和を図るために、都市計画道路の整備により、道路と鉄道の立体交差化を推進する。

また、鉄道による地域分断を改善するため、回遊性の向上やバリアフリー化に向けた取組みを促進する。

ウ．駐車場

・自動車駐車場

ＪＲ及び京成電鉄の各駅周辺の道路交通の円滑化、都市活動の活性化等を促すため、交通規制や道路整備の状況を踏まえ、官民役割分担を考慮した中で、それぞれの鉄道駅の交通特性と駐車需要を勘案した駐車場の確保に努める。

特に津田沼駅周辺地区においては、官民の適切な役割分担のもとに、民間の駐車施設を増大させるための施策を促進する。

・自転車等駐車場

自転車等の放置を防止し、道路、駅前広場等の都市交通施設が、本来の機能を妨げられることがないように、各自転車等駐車場の利用状況を分析し、自転車等駐車場の適正配置に努めるとともに、改修・更新を促進する。

ｃ．主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名称等
道路・駅前広場	・ 広域的連絡機能強化
	都市計画道路3・3・1号東習志野実籾線
	都市計画道路3・3・3号藤崎茜浜線
	・ 市内各拠点の連絡強化
	都市計画道路3・4・4号藤崎花咲線
	都市計画道路3・4・7号浜宿線
	都市計画道路3・4・8号菊田台谷津線
	都市計画道路3・4・9号谷津鷺沼線
	都市計画道路3・4・11号大久保鷺沼台線
	都市計画道路3・5・18号藤崎実籾線
	都市計画道路3・4・24号鷺沼線
	・ 駅前広場
	津田沼駅南口駅前広場

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

α 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

【下水道】

下水道は、本区域の生活環境の向上を図ること並びに水資源の確保、自然環境の保護など、広域的な公共用水域の水質保全を図るうえで必要不可欠な都市施設である。

本区域の大部分は東京湾をその排出先としており、千葉県において、東京湾流域別下水道整備総合計画が策定され、この計画に基づき、本区域の都市化にあわせて、効率的な施設整備に努める。

また、広域的な公共用水域の水質保全を図るうえで、下水道の污水管きよの整備や津田沼処理区の印旛沼流域下水道への編入に努めるとともに、局地的な集中豪雨、都市化の動向や生活様式の改善等による雨水の流出傾向の変化に対応し、浸水の防止等に努める。

【河川】

本区域には、菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の2級河川がある。

各河川は、全て改修されており、本区域の雨水排水に重要な役割を果たしているが、今後は高潮対策を推進する。

また、流域が本来有している保水遊水機能の確保に努めるとともに、市街地の開発にあたっては、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じる。

イ. 整備水準の目標

【下水道】

(1) 污水

市街化区域における污水・合流管きよの整備は概成している。今後は、市街化調整区域を含む既存住宅等を対象に整備を進め、おおむね10年以内に市全域の居住区域について、下水道による污水处理が可能となるような水準を目標とする。

污水处理については、「千葉県污水处理広域化・共同化計画」、「東京湾流域別下水道整備総合計画」、「習志野市下水道全体計画」に基づき津田沼処理区の印旛沼流域下水道への編入を進め、恒久的な公共用水域の環境基準達成に努める。

(2) 雨水

雨水管きよ等の整備を順次進める。

【河川】

高潮対策を推進する。

β 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道

本区域の下水道は分流及び合流式とし、印旛処理区、津田沼処理区及び高瀬処理区の3処理区で整備を進める。

(1) 印旛処理区は印旛沼流域関連公共下水道として整備を促進する。汚水については、印旛沼流域下水道西部幹線及び西部第二幹線に流入させ、印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場にて高度処理し、雨水については、浜田川雨水幹線及び東習志野雨水幹線等により排除する。

(2) 津田沼処理区は分流及び合流式の単独公共下水道として整備を継続しつつ、段階的に印旛沼流域下水道への編入を促進する。雨水については、菊田川及び谷津川へ排除する。

(3) 高瀬処理区は地形上山側の区域を合流式、海側の区域を分流式に区分し単独公共下水道として整備を促進し、汚水は船橋市の高瀬下水処理場で高度処理をし、雨水については高瀬川に排除する。

イ. 河川

菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の高潮対策のため、水門及び排水機場の整備を推進する。

また、市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じ、河川に対する流出量の軽減に努める。

㋐ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
下水道	・流域関連公共下水道 印旛処理区の汚水・雨水管きよの整備・区域編入 ・単独公共下水道 津田沼処理区の汚水・合流管きよの整備・区域編入 津田沼浄化センターの改築 高瀬処理区の汚水・雨水・合流管きよの整備

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

α 基本方針

健全で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために必要なその他の公共施設について、長期的な展望に立ち整備を図る。

β 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ焼却場

脱炭素社会を実現するために、効果的に温室効果ガスの排出量を削減する適切な施設整備を図る。

γ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
ごみ焼却場	・習志野市芝園清掃センター

(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

ア. 津田沼駅周辺地区

津田沼駅周辺については、市街地再開発事業により、商業・業務・文化機能等が充実した中心市街地として、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。

イ. 鷺沼地区

鷺沼地区については、土地区画整理事業により、緑豊かで防災機能を兼ね備えた都市型住宅・商業・教育・福祉機能が複合した土地利用を目指し、良好な新市街地の形成を図る。

②市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。

事業名等	地区名称
市街地再開発事業	・津田沼駅南口地区
土地区画整理事業	・鷺沼地区

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域は、東京湾沿岸低地と下総台地の南東縁にわたる平坦な土地であり、藤崎地区には県指定史跡の堀込貝塚、鷺沼地区には鷺沼古墳等の歴史的意義の高いものがある。自然的環境では、本区域に点在する寺社境内地や斜面地の樹林及び谷津地区の干潟の他に、里山的自然として実籾地区に一部残っているにすぎない。

また、公共空地では都市公園 118.61ha が整備されているが、その整備水準は低い。

以上のことから本区域の緑地の特質を考慮して環境保全、レクリエーション、防災、景観といった観点から公園緑地等の系統的配置を定め、自然的環境の保全及び公共空地系統を整備することを基本方針とする。

・緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (令和27年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
	約11% (約212ha)	約13% (約273ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	令和2年	令和17年	令和27年
都市計画区域人口	8.8	9.0	9.5
一人当たり目標水準	m ² /人	m ² /人	m ² /人

②主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

- ア. 樹林の残る寺社境内地や斜面地を環境保全に資する緑地として保全を図る。
- イ. 市街化区域内の都市農地は都市にあるべきものとして捉え、その一部は、生産緑地として保全を図る。
- ウ. 実籾地区及び実籾本郷地区の一部については、野生生物生息地域の保護、保全を拡大するとともに、自然型公園として充実を図る。
- エ. ラムサール条約登録地として水鳥類、特にシギ、チドリ類の中継地及び生息地である貴重な谷津干潟の良好な生態系の保全に努める。
- オ. 京葉道路沿いの緑地及び東関東道沿いの北側の緩衝緑地の保全を図る。

b レクリエーション系統

- ア. 都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園）については、誘致距離を勘案して住民が容易に利用することができるよう適正に配置する。
- イ. 地域の多様なニーズに対応し、コミュニティの核となり地域住民に親しまれる公園づくりを促進する。
- ウ. 本区域を縦貫するハミングロードを緑と水の南北軸とする緑の回廊化、公園緑地の連結化、自然緑地の拡大化等を考えながら、配置の体系化を図る。
- エ. 茜浜緑道は連続性を確保する。

オ. 湾岸部の公園・緑地、緑道等の整備を促進して、住民の憩いの場となる空間を創出する。

c 防災系統

- ア. 緑地は地震の二次的災害である火災の延焼防止に大きな効果を発揮するほか、避難場所や避難所を火災の輻射熱から遮断する機能を有している。
- 一部の公園緑地は、防災機能を備えた指定避難場所として配置するとともに、各居住区を結ぶ緑道を整備し、緊急時の避難路として整備を図る。
- イ. 地域の市街地特性を十分踏まえたうえで、防災上有効な樹林や農地を保全し、公園や道路等への公共緑化や住宅地の民有緑化を促進する。
- ウ. 丘陵地の斜面地等については、土砂災害等を防止する緑地として位置づけ、保安林等としてこれらを保全する。

d 景観構成系統

- ア. 自然的環境を有する寺社境内及び個人住宅の一団となった樹林地、斜面の樹林地等を保全し整備する。
- イ. 郷土的意義のある堀込貝塚、鷺沼古墳の樹林地等を郷土景観を構成する緑地として保全し整備する。
- ウ. ハミングロード及び東関東道沿いの北側の緩衝緑地は景観施設として維持・保全を図る。
- エ. 地域に適合する景観や都市景観の創出を目的とする緑の拡大を図る。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a 公園緑地等の施設緑地

- ア. 街区公園は、各住区の人口から算定される整備量及び公園の誘致距離を勘案して配置する。
- イ. 近隣公園は、各住区内に1箇所設置することを目標とし、配置する。
- ウ. 地区公園は、2～4住区に1箇所設置することを目標とし、配置する。
- エ. その他、都市緑地を配置する。

b 地域制緑地

- ア. 良好な樹林地について保全を図る。
- イ. 市街化区域内の生産緑地地区について保全を図る。

④主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

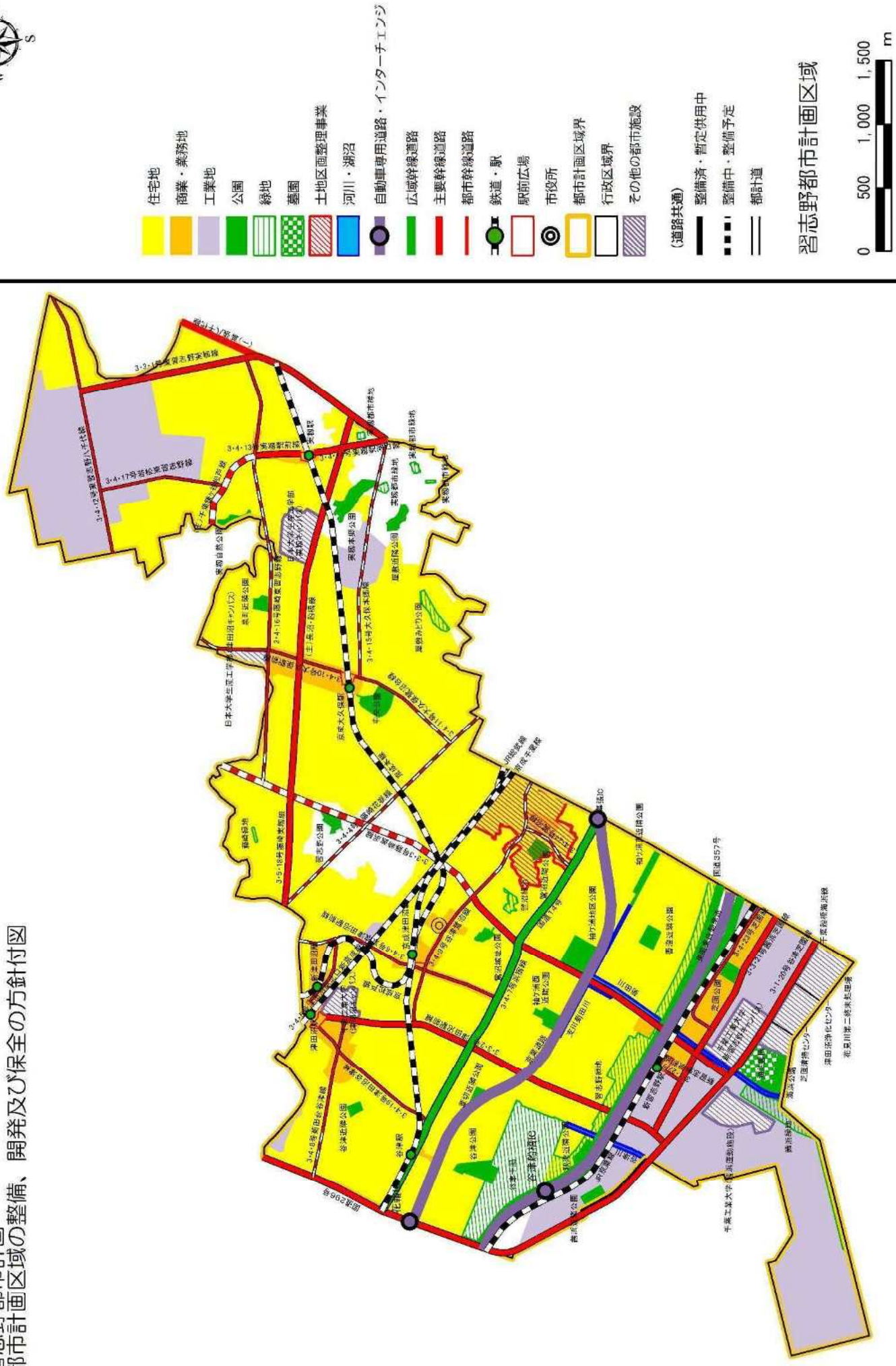
a 公園緑地等の施設緑地

種別	名称等
地区公園	袖ヶ浦地区公園
近隣公園	茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園

	鷺沼近隣公園
都市緑地	実籾都市緑地

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。

習志野都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図



新	旧
東葛・湾岸広域都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 <u>野田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>流山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>松戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>柏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>我孫子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>鎌ヶ谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>浦安都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>市川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>船橋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>習志野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>八千代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u>	●●都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 千葉県 千葉県

令和 年 月 日

新	旧
東葛・湾岸広域都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。 なお、東葛・湾岸広域都市圏には、野田都市計画区域、流山都市計画区域、松戸都市計画区域、柏都市計画区域、我孫子都市計画区域、鎌ヶ谷都市計画区域、浦安都市計画区域、市川都市計画区域、船橋都市計画区域、習志野都市計画区域、八千代都市計画区域が含まれる。	●●<u>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</u> <u>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。</u>

新	旧
広域都市計画マスタープラン（東葛・湾岸広域都市圏） 目次 § 1 広域都市圏の都市づくりの目標 1 本県の都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・ 1 （1）基本理念・・・・・・・・・・・・・ 1 （2）広域都市圏の必要性・・・・・・・・・・・・・ 2 （3）広域都市圏の設定・・・・・・・・・・・・・ 2 （4）広域都市計画マスタープランの構成・・・・・・・・・・・・・ 4 2 本広域都市圏の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 4 （1）本マスタープランの対象範囲・・・・・・・・・・・・・ 4 （2）目標年次・・・・・・・・・・・・・ 4 （3）現状と課題・・・・・・・・・・・・・ 4 （4）都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 7 3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 10 （1）区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・ 10 （2）区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・ 13 4 本広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 16 （1）都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 16 （2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 17 （3）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 19 （4）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 20 （5）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 20 § 2 各都市計画区域の都市づくりの目標 ●【野田都市計画区域】・・・・・・・・・・・・・ 22 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 22 （1）本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・ 22 （2）地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 23 2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 27 （1）都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 27 （2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 27 （3）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 31 （4）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 36 （5）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 36 ●【流山都市計画区域】・・・・・・・・・・・・・ 40 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 40 （1）本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・ 40	● 野田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 22 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・ 22 2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 23 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 25 1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・ 25 2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・ 25 3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 27 1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 27 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 27 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 31 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 36 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 36 ● 流山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・・・・ 40 1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 40 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・ 40

新	旧
(2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41 2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 45 (1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 45 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 46 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 48 (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 52 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 52 ●【松戸都市計画区域】・・・・・・・・・・ 56 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 56 (1) 本区域の基本理念・・・・・・・・・・ 56 (2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・ 57 2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 61 (1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 61 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 62 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 65 (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 70 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 72 ●【柏都市計画区域】・・・・・・・・・・ 75 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 75 (1) 本区域の基本理念・・・・・・・・・・ 75 (2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・ 77 2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 80 (1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 80 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 81 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 85 (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 91 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 92 ●【我孫子都市計画区域】・・・・・・・・・・ 97 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 97 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・ 97	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・ 43 1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・ 43 2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・ 43 3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 45 1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 45 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 46 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 48 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 52 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 52 ● 松戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 56 1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 56 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・ 56 2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・ 57 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・ 59 1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・ 59 2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・ 59 3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 61 1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 61 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 62 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 65 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 70 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 72 ● 柏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 75 1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 75 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・ 75 2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・ 77 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・ 78 1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・ 78 2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・ 78 3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 80 1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 80 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 81 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 85 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 91 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 92 ● 我孫子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 97 1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 97 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・ 97

新	旧
(1) 本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 97 (2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・ 98 2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 101 (1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・ 101 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 102 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 105 (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 109 【鎌ヶ谷都市計画区域】・・・・・・・・ 113 1 都市計画の目標・・・・・・・・ 113 (1) 本区域の基本理念・・・・・・・・ 113 (2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・ 114 2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 117 (1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・ 117 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 117 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 120 (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 124 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 124 【浦安都市計画区域】・・・・・・・・ 129 1 都市計画の目標・・・・・・・・ 129 (1) 本区域の基本理念・・・・・・・・ 129 (2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・ 130 2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 133 (1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・ 133 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 134 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 137 (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 140 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 141	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・ 98 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・ 99 1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・ 99 2) 区域区分の方針・・・・・・・・ 100 3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 101 1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・ 101 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 102 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 105 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 109 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 109 ● 鎌ヶ谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・ 113 1. 都市計画の目標・・・・・・・・ 113 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・ 113 2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・ 114 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・ 115 1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・ 115 2) 区域区分の方針・・・・・・・・ 116 3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 117 1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・ 117 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 117 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 120 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 124 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 124 ● 浦安都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・ 129 1. 都市計画の目標・・・・・・・・ 129 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・ 129 2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・ 130 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・ 131 1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・ 131 2) 区域区分の方針・・・・・・・・ 132 3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 133 1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・ 133 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 134 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 137 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 140 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 141

新	旧
●【市川都市計画区域】・・・・・・・・・・・・・ 144	●市川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・・・・ 144
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 144	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 144
(1) 本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・ 144	1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・ 144
(2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 145	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 145
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 149	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 147
(1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 149	1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・ 147
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 150	2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・ 147
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 154	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 149
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 160	1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 149
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 161	2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 150
●【船橋都市計画区域】・・・・・・・・・・・・・ 165	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 154
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 165	4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 160
(1) 本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・ 165	5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 161
(2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 166	●船橋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・・・・ 165
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 170	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 165
(1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 170	1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・ 165
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 171	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 166
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 176	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 168
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 180	1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・ 168
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 181	2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・ 168
●【習志野都市計画区域】・・・・・・・・・・・・・ 186	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 170
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 186	1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 170
(1) 本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・ 186	2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 171
(2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 188	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 176
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 191	4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 180
(1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 191	5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 181
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 191	●習志野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・・・・ 186
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 195	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 186
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 199	1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・ 186
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 200	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 188
	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 189
	1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・ 189
	2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・ 189
	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 191
	1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 191
	2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 191
	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 195
	4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 199
	5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 200

新	旧
【八千代都市計画区域】・・・・・・・・・・・・・・・・ 203 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 203 (1) 本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 203 (2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・ 205 2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 208 (1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・ 208 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 209 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 213 (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 217 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 218	● 八千代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・ 203 1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 203 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 203 2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・ 205 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・ 206 1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・ 206 2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 206 3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 208 1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・ 208 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 209 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 213 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 217 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 218

新	旧
S 1 広域都市圏の都市づくりの目標 1 本県の都市づくりの基本理念 (1) 基本理念 これまで本県では、人口の増加と産業の発展に伴う市街化の圧力に対し、都市計画による土地利用の整序や計画的な道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備による市街地開発を推進することで、産業や居住、レクリエーション等の都市機能を適切に誘導し、地域の発展に資するまちづくりを進めてきた。 しかしながら、人口については、令和2年をピークに総人口が年々減少するとともに急速な少子高齢化の進展が見込まれ、社会インフラの維持が課題となることが想定される一方、産業については、企業立地の受け皿となる産業用地は不足している状況となっているなど、都市計画は、大きな転換期を迎えている。 また、頻発化・激甚化する風水害・土砂災害や大規模地震、SDGsの推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新たなライフスタイルへの対応が必要となっている。 さらに、県民の生活圏、経済活動の拡大や、高速道路網、成田国際空港（以下「成田空港」という。）、港湾などの社会インフラが充実するなど、大きく変化している社会経済情勢に対応していくためには、都市計画においても、市町村の枠を超えた広域的な視点が求められている。 このため、今後の都市づくりにおいては、下記の基本理念に基づき、農林漁業との健全な調和を図りつつ、頻発化・激甚化する自然災害にも対応し、居住と都市機能の合理的な土地利用の規制・誘導と産業の受け皿の効率的な創出を目指すものとする。 ①広域的な視点に立ったマスタープランの策定 生活圏、経済活動の拡大への対応や、広域幹線道路、公共交通などの社会インフラの効果的な活用を目指し、市町村の枠を超えた広域的なマスタープランにより拠点やネットワークを位置付け、合理的な土地利用の規制・誘導を図る。 ②人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換 人口減少にも対応できる持続可能な都市経営・環境負荷の低減を目指し、公共交通等と連携したコンパクトな都市構造を構築する。 ③社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興 成田空港の拡張事業や広域幹線道路の整備進展等による社会インフラの整備効果の最大化を目指し、農林漁業との調和や土地の合理的な規制・誘導を踏まえた産業の受け皿づくりや、鉄道駅周辺などの中心市街地等への新たな業務・研究機能の誘導により、地域の振興を図る。 ④頻発化・激甚化する自然災害への対応 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害に強い安全な都市づくりに向けた土地利用の規制・誘導や市街地整備を図る。	

⑤自然的环境の保全と質の高い生活環境の整備

森林・農地・公園等は、良好な自然的環境や景観の形成のみならず、防災・減災、カーボンニュートラルの実現、ウォークアブルな生活環境の形成など多面的な機能を有することから、その整備・保全と活用を図る。

(2) 広域都市圏の必要性

広域幹線道路の整備進展や生活・経済圏の拡大、自然災害の頻発化・激甚化など、県を取り巻く状況の変化に対応していくためには、広域的な視点に立って都市計画を推進していくことが必要となっている。

そこで、都市計画区域を超えた広域的な枠組みとして広域都市圏を設定し、広域都市圏ごとに「広域都市計画マスタープラン」を定め、広域的な視点から、都市づくりの方向性や方針を示すとともに、道路ネットワークや都市機能の集積を図る拠点等を明らかにするものとする。

(3) 広域都市圏の設定

広域都市圏は、県内の土地利用の状況及び見通し、地形等の自然条件、日常生活圏等を勘案し、県総合計画を踏まえた6圏域を設定する。

広域都市圏には、線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域のほか、都市計画区域外の市町も含むものとし、各圏域に含まれる市町村は下表のとおりとする。

広域都市圏においては、新たな産業・地域づくりを推進することにより、本県経済をけん引していくことが期待される地域を「広域拠点」として位置付けるとともに、千葉駅周辺を中心として、高次都市機能や広域交通機能の集積を図るエリアを「中枢拠点」、駅周辺など必要な都市機能の集積を図るエリアを「地域拠点」として位置付け、道路・交通ネットワークと連携し、土地の合理的な高度利用や都市機能の更新を図るものとする。

表 広域都市圏に含まれる市町村

広域都市圏	広域都市圏に含まれる市町村
東葛・湾岸	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、
広域都市圏	流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、
広域都市圏	酒々井町、栄町
香取・東総	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
広域都市圏	
九十九里	茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、
広域都市圏	横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南房総・外房	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、
広域都市圏	御宿町、鋸南町
内房	木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市
広域都市圏	

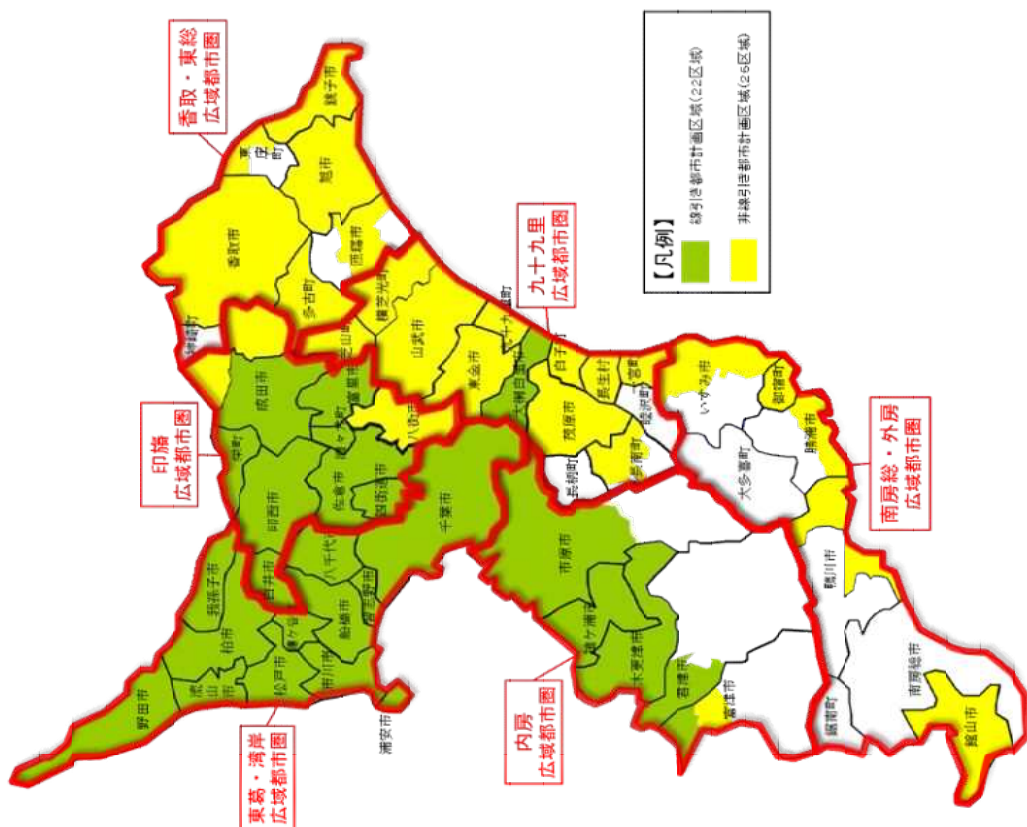


図 千葉県広域都市圏図

(4) 広域都市計画マスタープランの構成

広域都市計画マスタープランは、広域都市圏ごとに、都市計画区域外を含む県全域について定める。

このうち、指定都市を除く都市計画区域においては、都市計画法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）として定め、広域都市計画マスタープランは、指定都市の都市計画区域マスタープランや都市計画区域外のまちづくりと連携するものとする。



図 広域都市計画マスタープラン構成図

2 本広域都市圏の都市計画の目標

(1) 本マスタープランの対象範囲

本マスタープランの対象範囲は、6つの広域都市圏のうち、東葛・湾岸広域都市圏に含まれる次の都市計画区域とする。

野田、流山、松戸、柏、我孫子、鎌ヶ谷、浦安、市川、船橋、習志野及び八千代都市計画区域

※千葉都市計画区域については、指定都市である千葉市が定める都市計画区域マスタープランによるものとする。

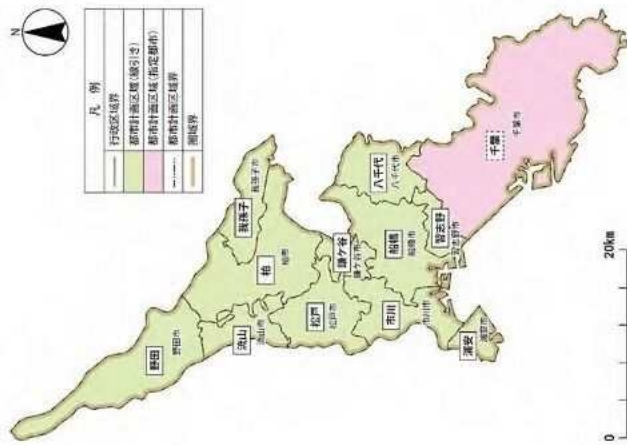


図 マスタープランの対象範囲

(2) 目標年次

本マスタープランの目標年次は、令和17年（2035年）とする。

新	旧
(3) 現状と課題 《圏域全体》 本圏域は、人口密度が高く、鉄道網の発達により主要駅周辺を中心に、都市機能が集積した地域となっている。 東葛地域では、東京への近接性から、常磐線沿線を中心に商業が栄えるとともに、つくばエクスプレス沿線では、大規模な土地区画整理事業等により、秩序ある住宅地・商業地等の形成が図られている。 湾岸地域においても、総武線や京葉線沿線を中心に商業・業務機能、文化機能、行政機能など、多様な都市機能が集積するとともに、東京への通勤の利便性等から、人口の集積が進んでいる。 しかしながら、既成市街地内では、低未利用地や既存ストックの有効活用、老朽化への対応など課題もあるため、今後は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図っていくことが必要である。 産業面では、都心部や成田空港・羽田空港へのアクセスに優れる地域であることなどから、東葛地域では、技術力のある企業や大学、研究機関等が集積している。また、湾岸地域では、国際拠点港湾に指定されている千葉港を有し、国内有数のデーパークや、国際的な展示場、大型商業施設が立地するなど、充実した都市機能と活力を備えた都市群が形成した地域となっている。 近年は、人口が集積し、道路交通網が発達していることから、インターチェンジや幹線道路の周辺を中心に、大型の物流施設の進出が相次いでいる。 今後とも、東京に隣接し、成田・羽田両空港の中間に位置する立地を生かし、鉄道等の広域的な公共交通ネットワークの充実・強化を図り、東京、成田空港間の「人・モノ・財」の流れを商業及び観光業など様々な分野に取り込みながら、多様な産業と都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図ることが必要である。 それとともに、北千葉道路、新湾岸道路、千葉北西連絡道路などの道路ネットワークの整備により、県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地やその周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏の生産性を高めしていくことが必要である。 災害に関しては、通勤・通学などによる東京との交流が活発であり、人口も密集していることから、災害発生時において帰宅困難者対策や広域避難など、政令指定都市や中核市などをはじめ、各市と連携した対策の推進が必要である。 また、近年、自然災害が頻発化・激甚化するなか、「安全」の確保に対する県民の意識が高まっており、地域で安全に暮らせるまちづくりが必要である。 自然的環境に関しては、都市化が進む一方で、貴重な干潟・浅海域である三番瀬を有する東京湾、江戸川、手賀沼などの豊かな水辺空間や下総台地などの生活の潤いとなる自然も残された地域となっている。 近年、気候変動への対応や生物多様性の確保など地球規模の課題の解決や、人々のウェルビーイング（人々の満足度）の向上を図るため、グリーンインフラとして多様な機能を有している緑地を都市空間に、より一層確保することが重要となっている。 緑地の保全及び緑化は、公共空間はもとより、商業施設、工場敷地など、都市空間全体において推進することが重要であり、緑のネットワークを形成すること、さらに一層その効果を高めることが期待できる。	

新	旧
	《居住》 本圏域は、県人口の67%に当たる約418万人が居住する地域となっている。 今後、船橋市、松戸市、習志野市については、目標年次まで人口増加が続くものと見込まれているが、圏域全体としては、令和7年をピークに減少傾向に転じるものと予測されている。 将来的な人口減少や少子高齢化に対応するため、本圏域の広域的な連携を担う鉄道各線や高速バス、北千葉道路、国道6号、国道14号、国道16号などの道路・交通ネットワークと連携した、コンパクトなまちづくりが必要である。 また、コンパクトなまちづくりに合わせて、地域公共交通の維持・確保に向けた交通の再編やモード転換が必要であるとともに、自動運転等の新技術や新たなモビリティに対応した都市施設のあり方についても、一体となって検討することが必要である。 既成市街地に関しては、千葉市、船橋市、柏市を中心とする広域的な商圏が形成され、東京への通勤の利便性等から、常磐線、総武線、京葉線沿線の主要駅周辺を中心に、商業・アミューズメント施設など様々な都市機能や高層住宅などが集積した状況となっている。 コンパクトなまちづくりの拠点として、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺では、市街地の計画的な再開発により、土地の合理的な高度利用及び都市機能の更新を図ることが必要である。 都市づくりの推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした人々のライフスタイルの変化、都市におけるウェルビーイング向上の要請の高まりへの対応も重要である。 また、持続可能なまちづくりに向け、道路・上下水道等の都市施設について、長期的な視点による適正な配置・整備とともに、老朽化する施設への適切な対応が必要である。 《産業》 本圏域は、京葉臨海コンビナートや千葉港をはじめとする、首都圏の重要な拠点を有する地域である。 また、都心部や成田空港・羽田空港へのアクセスに優れる立地優位性により、幕張新都心では、アジア有数のコンベンション施設である幕張メッセを中核とし、業務・研究、学術、商業、文化、スポーツ・レクリエーションなど複合的な機能が集積しており、東葛地域には、高い技術力を持つものづくり中小企業・ベンチャー企業や大学などが集まり、柏の葉では東葛テクノプラザなど産業支援機関を拠点に、産学官連携の枠組みを生かした研究開発なども展開されている。 本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進めていくことが必要である。 湾岸地域のテーマパーク、東京湾や手賀沼などの豊かな水辺空間などは、広域的な集客力の高い観光産業に寄与していることから、既存の地域資源などを生かしつつ、更なる観光産業の充実を図ることも重要である。 長年にわたり整備されてきた広域的な交通インフラも、産業形成に大きく寄与しており、今後も、整備が進展している交通・物流インフラを活用した物流関係分野や、

新	旧
研究機関・大学等の技術を活用した成長ものづくり分野などの産業立地が期待される。引き続き、人・モノ・財の流れを生み出す広域的な幹線道路ネットワークの整備を促進するとともに、整備効果を地域に波及させるため、各拠点を結ぶ主要な国道・県道の整備を推進することが必要である。 それとともに、企業誘致の受け皿となる産業用地の創出に向けて、高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線等への産業用地整備を、市と連携しながら推進することが必要である。 《災害》 本圏域は、東日本大震災では、液状化などにより大きな被害が発生しており、今後とも、首都直下地震など、巨大地震により広域にわたる甚大な被害が発生する可能性がある。 そのため、救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、災害に強い道路ネットワークの整備が必要である。 また、近年は、頻発化・激甚化するゲリラ豪雨などにより、浸水等の都市型水害のリスクが高まっており、多様な主体で連携して対応することが必要となっている。 災害リスクの高い地域については、浸水対策や開発抑制など、地域に即した対策も重要である。 《自然的環境》 本圏域は、利根川、江戸川をはじめ、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や下総台地などの生活の潤いとなる自然が残された地域となっている。 手賀沼周辺は、県立印旛手賀自然公園に指定され、自然環境が保全されている。また、森林レクリエーションの場として、船橋県民の森などが県民の憩いの場となっている。さらに、住民に身近な自然的環境として、柏の葉公園、八千代広域公園、幕張海浜公園などの都市公園が整備されている。 快適で暮らしやすいまちづくりや地域の魅力向上のため、潤いと安らぎをもたらす緑地や水辺空間の保全、都市公園の整備等による緑の創出を推進することが重要である。 特に、本圏域は人口が集積した地域であることから、人々の憩いや交流、レクリエーションの場の確保、都市景観の形成、災害時の避難場所や復旧・復興活動の拠点等の観点から、自然的環境の保全への配慮が必要である。 (4) 都市計画の目標 《圏域全体》 コンパクトで効率的な都市構造への転換に向けて、地域拠点到公共交通等により容易にアクセスすることのできる区域へ居住の誘導を図るなどしながら、安心して快適に過ごせるまちづくり、子育て世代が住みやすいまちづくりなど、県内外から人々が集う魅力あふれるまちづくりを推進する。 人口密度が高く、様々な都市機能や高層住宅などが集積した地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。 本県経済をけん引していくことが期待される地域については、広域拠点として、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、デジタル関連分野、エネルギー・環境分野、バイオ関連分野、マテリアル関連分野等、成長が見込まれる産業分野の誘致	

新	旧
を行うなど、広域的な波及効果が想定される産業拠点形成の取組を進める。 あわせて、県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなつてい る慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設 の立地やその周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏 の生産性、住民等の生活利便性を向上させ、県内全域へと効果を波及させるため、北 千葉道路の整備促進、新湾岸道路及び千葉北西連絡道路の計画の具体化に向けた取組 や、広域的な幹線道路ネットワークへのアクセス道路を含めた国道・県道全体の円滑 化に向けた道路整備を推進する。 道路整備の進展による、県内各地と首都圏各都市、空港とのアクセス向上を追い風 としながら、鉄道等の広域的な公共交通ネットワークの充実・強化を図り、新たな企 業等の誘致を促進するとともに、東京、成田空港間の人・モノ・財の流れを様々な分 野に取り込むことで、首都圏での都市間競争における優位性の向上を目指す。 また、各種道路整備の進展の効果を生かして、企業誘致の受け皿となる新たな産業 用地の創出を図る。 頻発化・激甚化する自然災害への対応に向けては、地震や風水害に備えて、平常時・ 災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワ ークの整備を進める。 また、台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、河川管理者等が主体となつて行う 治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水 対策、「流域治水」への転換を進める。 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に向けては、地域に愛着を持つことが できるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡 充や、都市における緑の保全・創出等、自然的環境の保全と再生等に取り組む。	《居住》 コンパクトで効率的な都市構造への転換に向けて、鉄道各駅周辺やバスターミナル 周辺は、地域拠点として都市機能の集積を図る。 あわせて、都市軸道路や主要地方道船橋我孫子線、国道 296 号八千代バイパスなど 各拠点をつなぐ道路の整備を推進し、利便性の高い道路ネットワークの構築を目指す。 あわせて、自動運転などの新たな交通モードの導入などにも的確に対応し、都市の 魅力向上を図る。 柏駅、松戸駅、本八幡駅、津田沼駅周辺など、都市機能が集積した地区においては、 再開発の促進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市機 能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る。 市街地内においては、ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビー ングの向上のため、居心地が良く歩きたくなる歩行者中心の空間づくりなど、魅力的 な空間形成を図る。 道路・上下水道等の都市施設については、コンパクトな都市構造の構築に即した適 正な配置のもと地域の実情に応じた計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管 理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。 《産業》 本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千 葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生か

新	旧
し、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進める。 あわせて、圏域内外の交流・連携の強化や慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地やその周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏の生産性を高めるため、北千葉道路の整備促進や、新湾岸道路の計画の具体化に向けて取り組むとともに、都市軸道路や主要地方道船橋我孫子線、国道 296 号八千代バイパス、国道 356 号等、圏域内外を結ぶ幹線道路の整備を推進する。 また、各種道路整備の進展の効果を生かして、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、港湾周辺、既存工業団地に隣接した区域等において、新たな産業集積を促進する。 観光面では、国内有数のテーマパーク、東京湾や手賀沼などの豊かな水辺空間などの地域資源を活用し、周辺環境との調和に配慮しながら、地域の活性化に資する観光産業の促進を図る。 《災害》 災害時でも安定した人・モノの流れを確保し、緊急対策活動や物資輸送を円滑に実施できるよう、北千葉道路の整備の促進、新湾岸道路の計画の具体化など災害に強い道路ネットワークの整備を促進する。 市街地内においては、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備、延焼拡大防止や災害時の避難地等として機能する緑地の確保や都市公園の整備を推進する。 浸水ハザードエリアにおいて新たな市街地整備を行う場合は、安全確保のため地盤の嵩上げや避難路・避難場所の確保等の適切な対策を図る。 都市の緑地については、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・創出を図る。 利根川、江戸川、海老川流域などにおいては、流域治水プロジェクトの主旨に基づき、公共下水道の整備や適正な土地利用の規制・誘導などを進める。 また、大規模災害に備え、被災後、早期に的確な復興を実現するため、各市による事前復興まちづくり計画の策定を促進する。 《自然的環境》 利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や都市緑地等については、ゆとりや潤いを与える資源として、保全・活用を図るとともに、環境負荷を抑えたカーボンニュートラルな都市づくりを推進する。 グリーンインフラの取組を進めるため、引き続き緑地の保全、都市公園の整備等を推進する。	

新

旧

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本広域都市圏に含まれる次の都市計画区域については、都市計画法第7条第1項第一号イに基づき、区域区分を定める。

野田、流山、松戸、柏、我孫子、鎌ヶ谷、浦安、市川、船橋、習志野及び八千代都市計画区域

また、区域区分を定めるとした根拠は、以下のとおりである。

首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置する本圏域に含まれる各区域は、区域区分を定めることが法的に義務付けられており、昭和44年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然的環境との調和と保全を図るため、区域区分を定めてきた。この結果、その後の計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。

今後も区域区分を継続する都市計画区域ごとの根拠は以下のとおり。

都市計画区域	区域区分の決定の有無	区域区分の有無の根拠
野田	有	本区域は、東京に比較的近距離に位置しながらも、河川に囲まれた地理的条件にはばまれ、都市化の進展は緩やかであった。しかしながら、昭和40年代に入り、国道16号が開通したことなどから、沿道地域の開発が活発化し、経済の高度成長下においては住宅需要の高まりを背景に、東武野田線各駅を中心に自然発生的な市街地が形成されてきた。 本区域の人口は、近年、減少傾向に転じつつあるが、世帯数の増加傾向は続いており、また、少子高齢化等に対応するため、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど集約型都市構造への再構築が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。
流山	有	本区域は、都心から25km圏内に位置し、昭和30年代から宅地開発が相次ぎ、昭和50年代にかけて急激な人口の増加をみた。その後も平成17年のつくばエクスプレスの開業により、大きく交通環境が変化したため、これに伴い活発な都市開発が進行し、人口増加傾向が続いている。 一方、少子高齢化等に対応するため、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど集約型都市構造への再構築が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。
松戸	有	本区域の昭和30年代中頃からの急激な人口増加は、平成2年以降緩やかになり、近年は、東日本大震災の後、一時的に人口減少となったものの、その後は再び増加傾向となっている。また、世帯数は依然として増加傾向にあり、本区域の位置的特性と公共交通の利便性の高さからも市街化の傾向は強い。 このため、優良な農地として保全すべき区域、自然的環境

新		旧
		上保全すべき区域等の無秩序な市街化を防止するとともに、鉄道駅を中心としたコンパクトシティの形成を図るため、本区域においては、引き続き区域区分を継続する。
柏	有	本区域は、東京都心から30km圏に位置し、昭和30年代から宅地開発が相次ぎ、急激な人口増加により都市化が進んだ。その後も、平成17年のつくばエクスプレスの開業により、大きく交通環境が変化したため、これに伴い活発な都市開発が進行し、人口増加傾向が続いている。 ただし、今後人口のピークを迎えることが予測されていることから、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど、将来の人口減少に備えて集約型都市構造への転換が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、つくばエクスプレス沿線などの計画的な市街地整備を図るとともに、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。
我孫子	有	本区域は、東京のベッドタウンとして宅地開発の進展により、人口が急増した。昭和50年代以降は、市街地開発事業の進展や民間による大規模開発等により市街化が一層進行し、人口も増加傾向で推移してきたが、平成23年をピークに人口は減少傾向に転じた。しかし、その一方で、世帯数の増加傾向は続いている。 こうした中、少子高齢化等に対応するため、各地区の中心となる鉄道駅周辺では土地の有効・高度利用によって都市機能の集積が求められる一方、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、区域区分を継続する。
鎌ヶ谷	有	本区域は、東京都心や周辺都市と連絡する鉄道や幹線道路が市のほぼ中央部で東西、南北方向に交差しており、特に鉄道は、私鉄4路線（東武野田線、京成松戸線、北総線、京成成田空港線（成田スカイアクセス））による8つの駅を有し、利便性に優れている。また、地形は平坦な台地が大半を占めているため、もともと土地利用のしやすい条件を備えている。 このような条件から、鎌ヶ谷町であった昭和35年当時、2万人に満たなかった人口は、昭和40～50年代に急激に増加し、平成8年12月には10万人を超え、以降は概ね横ばいで推移しているが、世帯数については増加傾向が続いている。 本区域では、新鎌ヶ谷地区や鎌ヶ谷駅東口地区をはじめとする土地区画整理事業や都市計画道路の整備の進展等により、良好な市街地の形成が図られ、本区域の約半分を占める市街地調整区域では、開発行為や建築行為が制限されてきたことで、みどり豊かな鎌ヶ谷を特徴づける農地・樹林地そして斜面緑地などが保全されてきたが、世帯数の増加傾向を背景に、宅地の細分化や無秩序な市街地の形成が危惧される地区など、居住環境の維持・改善の促進を必要とする地区がある。 そのため、都市近郊農業の振興及び現存する良好な自然的環境を確保し、優良な農地及び都市環境上重要な樹林地の保全に努め、無秩序な市街化を抑制するとともに、駅周辺等を

新			旧
		中心とした集約型都市構造の形成を図るため、今後とも区域区分を継続する。	
浦安	有	本区域は、昭和44年の地下鉄東西線の開通を契機に旧市街地の開発が外縁的に拡大され、また、一方公有水面埋立事業に伴う大規模住宅開発等により急速な都市化が進み、公有水面埋立事業により市域が拡大されるごとに、市街化区域に編入し、市域全域が市街化区域として、現在に至っている。こうした中、人口も一貫して増加してきたが、現在は概ね横ばいで推移している。 本区域は、埋立地における開発が最終盤となり、成熟期を迎えているが、新型コロナウイルス感染症の影響による住民のライフスタイルや価値観の変化、人口減少・超少子高齢社会の到来、激甚化する自然災害への対応など、本区域を取り巻く状況は大きく変化してきている。このような社会・自然的環境の変化に対応した都市づくりを推進するため、今後とも区域区分を継続する。	
市川	有	本区域は、東京に隣接し早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と東京への人口集中が顕著になった昭和30年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成やスプロールの的な市街地の拡大をもたらし、その後、現行の都市計画法に基づき区域区分を定めたことで、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備と併せて農業や自然的環境との調和と保全を図ることで、良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。 今後も効率的な行政サービスや地域コミュニティ等を持続的なものにしていくためには、適正な人口密度を維持していく必要がある。そのため、主要駅周辺や地域拠点等を中心に商業・業務や医療・福祉、行政、居住等の複合的な機能の集積を図っていく。また、都市農業の振興及び緑地の保全を図るうえで、北部に広がる果樹園等の優良農地や樹林地の無秩序な市街化を防止する必要があることから、今後とも区域区分を継続する。	
船橋	有	本区域は、東京に近接しており早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と東京への人口集中が顕著になった昭和30年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成や、市街地外縁部での無秩序な市街地の拡大をもたらした。 昭和50年代後半以降、人口の急激な増加は収まりつつあるが、依然として人口・世帯数ともに増加傾向にあることから、無秩序な市街化の抑制と都市に残された貴重な緑地等自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。	
習志野	有	本区域は、東京に近接し早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と首都圏への人口集中が顕著になった昭和30年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成やスプロールの的な市街地の拡大をもたらした。令和2年以降、人口は概ね横ばいで推移しているが、世帯数の増加傾向は続いていることから、無秩序な市街化の防止を図るとともに鉄道駅を中心とした集約型都市構造の形成を図るため、今後とも区域区分を継続する。	

新		旧	
八千代	有	本区域は、東京都心から約31kmに位置し、早くから鉄道駅を中心に市街化が進められるなどの立地条件から、東京への人口集中が顕著になった昭和30年代以降、経済の高度成長に伴い、急激な人口増加が始まり、首都圏の住宅都市としての性格を強め、高密度な市街地形成やスプロールの市街地の拡大をもたらした。 平成8年度に開通した区域中央部に位置する東葉高速線沿線では計画的な市街地形成が進み、本区域の人口は現在でも微増傾向が続いている。また、北部には印旛放水路（新川及び花見川）周辺に広がる田園地帯とその背後に帯状に斜面緑地などの自然的環境を残している。これらの地域について無秩序な市街化を防止することが必要であるため、今後とも区域区分を継続する。	
(2) 区域区分の方針			
①おおむねの人口			
各都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。			
都市計画区域	区分	令和2年	令和17年
野田	都市計画区域内人口	約 153 千人	おおむね 137 千人
	市街化区域人口	約 120 千人	おおむね 113 千人
流山	都市計画区域内人口	約 200 千人	おおむね 206 千人
	市街化区域人口	約 189 千人	おおむね 198 千人
松戸	都市計画区域内人口	約 498 千人	おおむね 509 千人
	市街化区域人口	約 481 千人	おおむね 499 千人
柏	都市計画区域内人口	約 427 千人	おおむね 422 千人
	市街化区域人口	約 408 千人	おおむね 410 千人
我孫子	都市計画区域内人口	約 131 千人	おおむね 123 千人
	市街化区域人口	約 124 千人	おおむね 120 千人
鎌ヶ谷	都市計画区域内人口	約 110 千人	おおむね 104 千人
	市街化区域人口	約 101 千人	おおむね 96 千人
浦安	都市計画区域内人口	約 171 千人	おおむね 174 千人
	市街化区域人口	約 171 千人	おおむね 174 千人
市川	都市計画区域内人口	約 497 千人	おおむね 501 千人
	市街化区域人口	約 482 千人	おおむね 492 千人
船橋	都市計画区域内人口	約 643 千人	おおむね 656 千人
	市街化区域人口	約 604 千人	おおむね 619 千人
習志野	都市計画区域内人口	約 176 千人	おおむね 180 千人
	市街化区域人口	約 172 千人	おおむね 175 千人
八千代	都市計画区域内人口	約 200 千人	おおむね 202 千人
	市街化区域人口	約 186 千人	おおむね 188 千人
なお、令和17年においては、上表の外に千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で保留人口が想定されている。			
(注) 千葉県では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備を図るため、自然的・社会的・経済的な観点から総合的に判断し、県下線引き都市計画区域全体（指定都市の千葉都市計画区域を除く）を「千葉広域都市計画圏」として設定している。			
<統計データ出典>			

新		旧	
国勢調査（令和2年）、都市計画年報（令和2年） ②産業の規模 各都市計画区域の将来における産業の規模を次の通り想定する。 《生産規模》			
都市計画区域	区分	令和2年	令和17年
野田	工業出荷額	約4,857億円	おおむね5,969億円
	卸小売販売額	約1,985億円	おおむね1,867億円
	工業出荷額	約616億円	おおむね675億円
流山	卸小売販売額	約2,773億円	おおむね3,299億円
	工業出荷額	約3,764億円	おおむね4,131億円
	卸小売販売額	約11,449億円	おおむね17,563億円
柏	工業出荷額	約3,272億円	おおむね4,078億円
	卸小売販売額	約8,938億円	おおむね9,318億円
	工業出荷額	約502億円	おおむね829億円
我孫子	卸小売販売額	約920億円	おおむね955億円
	工業出荷額	約359億円	おおむね413億円
	卸小売販売額	約1,001億円	おおむね1,016億円
浦安	工業出荷額	約1,302億円	おおむね1,713億円
	卸小売販売額	約4,249億円	おおむね5,388億円
	工業出荷額	約4,691億円	おおむね7,037億円
市川	卸小売販売額	約7,391億円	おおむね10,412億円
	工業出荷額	約7,489億円	おおむね8,634億円
	卸小売販売額	約11,551億円	おおむね13,664億円
習志野	工業出荷額	約2,261億円	おおむね3,236億円
	卸小売販売額	約2,807億円	おおむね3,444億円
	工業出荷額	約2,849億円	おおむね3,315億円
八千代	卸小売販売額	約2,622億円	おおむね2,786億円
	工業出荷額は、製造業及び物流業の生産規模の合計を示す。 なお、令和17年においては、上表と合わせ千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で産業の規模が想定されている。		
《就業構造》			
都市計画区域	区分	令和2年	令和17年
野田	第一次産業	約1.2千人(1.8%)	おおむね0.7千人(1.3%)
	第二次産業	約17.5千人(25.7%)	おおむね14.2千人(25.8%)
	第三次産業	約49.4千人(72.5%)	おおむね40.2千人(73.0%)
流山	第一次産業	約0.6千人(0.7%)	おおむね0.5千人(0.6%)
	第二次産業	約15.0千人(17.6%)	おおむね13.9千人(17.6%)
	第三次産業	約69.7千人(81.7%)	おおむね64.5千人(81.7%)
松戸	第一次産業	約1.5千人(0.7%)	おおむね1.1千人(0.5%)
	第二次産業	約37.0千人(17.1%)	おおむね36.9千人(17.1%)
	第三次産業	約177.8千人(82.2%)	おおむね177.2千人(82.3%)
柏	第一次産業	約2.0千人(1.1%)	おおむね1.4千人(0.8%)
	第二次産業	約30.5千人(16.7%)	おおむね29.4千人(16.8%)
	第三次産業	約149.9千人(82.2%)	おおむね144.5千人(82.4%)

新				旧			
我孫子	第一次産業	約 0.6 千人(1.1%)	おおむね 0.4 千人(0.9%)				
	第二次産業	約 8.4 千人(16.1%)	おおむね 7.6 千人(16.2%)				
	第三次産業	約 43.2 千人(82.8%)	おおむね 39.0 千人(83.0%)				
鎌ヶ谷	第一次産業	約 0.7 千人(1.5%)	おおむね 0.5 千人(1.3%)				
	第二次産業	約 8.4 千人(18.5%)	おおむね 7.0 千人(18.6%)				
	第三次産業	約 36.2 千人(79.9%)	おおむね 30.2 千人(80.1%)				
浦安	第一次産業	約 0.1 千人(0.1%)	おおむね 0.1 千人(0.1%)				
	第二次産業	約 9.7 千人(12.2%)	おおむね 9.7 千人(12.3%)				
	第三次産業	約 69.4 千人(87.6%)	おおむね 69.2 千人(87.6%)				
市川	第一次産業	約 1.2 千人(0.5%)	おおむね 1.1 千人(0.5%)				
	第二次産業	約 37.2 千人(16.2%)	おおむね 36.6 千人(16.2%)				
	第三次産業	約 190.8 千人(83.2%)	おおむね 187.9 千人(83.3%)				
船橋	第一次産業	約 2.2 千人(0.8%)	おおむね 1.6 千人(0.6%)				
	第二次産業	約 46.5 千人(16.5%)	おおむね 55.2 千人(19.8%)				
	第三次産業	約 233.8 千人(82.8%)	おおむね 222.3 千人(79.6%)				
習志野	第一次産業	約 0.3 千人(0.4%)	おおむね 0.2 千人(0.2%)				
	第二次産業	約 14.0 千人(17.5%)	おおむね 14.1 千人(17.5%)				
	第三次産業	約 65.7 千人(82.1%)	おおむね 66.1 千人(82.2%)				
八千代	第一次産業	約 0.9 千人(1.0%)	おおむね 0.6 千人(0.7%)				
	第二次産業	約 16.4 千人(19.0%)	おおむね 15.9 千人(19.1%)				
	第三次産業	約 68.8 千人(79.9%)	おおむね 66.6 千人(80.1%)				
<統計データ出典> 国勢調査（令和 2 年）、経済産業省による工業統計、商業統計（令和 2 年）							
③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係 各都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和 17 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。							
《市街化区域面積》							
都市計画区域				令和 17 年			
野田				おおむね 2,395ha			
流山				おおむね 2,250ha			
松戸				おおむね 4,444ha			
柏				おおむね 5,484ha			
我孫子				おおむね 1,615ha			
鎌ヶ谷				おおむね 1,073ha			
浦安				おおむね 1,697ha			
市川				おおむね 3,984ha			
船橋				おおむね 5,551ha			
習志野				おおむね 1,905ha			
八千代				おおむね 2,303ha			
(注)市街化区域面積は、令和 17 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。							

新	旧
4 本広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針 広域的な視点により、人口減少・少子高齢化に対応するため、鉄道駅周辺やバスターミナル周辺等に、居住機能や商業・業務、医療・福祉等の都市機能の集積を図るとともに、広域的な幹線道路の整備促進や高速道路インターチェンジ等へのアクセス道路の整備推進、都市計画道路や生活道路の整備、自動運転技術などの新技術の導入検討も含めた道路・交通ネットワークの構築を図るなど、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指す。 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺など、都市機能が集積した地区においては、再開発の促進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る。その他の主要な鉄道各駅周辺においても、人口密度が高く、都市機能が集積した地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、低未利用地の有効活用や既存ストックの活用などにより魅力的な空間の形成を目指す。 コンパクトな都市構造の構築に即して、道路・上下水道等の都市施設については、適正な配置のもと地域の実情に応じた計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。また、都市施設の耐震化等を進めることで防災機能の向上を目指す。	②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進める。 あわせて、県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっっている慢性的な交通渋滞の解消を図り、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地により、国際競争力や首都圏の生産性を向上させ、その効果を県内全域へと波及させるため、北千葉道路の整備促進、新湾岸道路及び千葉北西連絡道路の計画の具体化に向けた取組や、広域的な幹線道路ネットワークへのアクセス道路を含めた国道・県道全体の円滑化に向けた道路整備を推進する。 さらに、圏域内外を結ぶ幹線道路である都市軸道路や主要地方道船橋我孫子線、国道296号八千代バイパス、国道356号等の整備を推進し、道路整備の進展による効果を生かして、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、港湾周辺、既存工業団地に隣接した区域等において新たな産業集積を促進する。 ③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針 台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を目指し、利根川、江戸川、海老川流域などにおいては、公共下水道の整備や適正な土地利用の規制・誘導など、流域治水プロジェクトの主旨に沿った都市づくりを進める。 地震や風水害に備えて、平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保し、緊急対策活動や物資輸送を円滑に実施できるよう、北千葉道路の整備の促進、新湾岸道路の計画の具体化など災害に強い道路ネットワークの整備を促進する。

新	旧
あわせて、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備や延焼拡大防止や災害時の避難地等として機能する緑地の確保、都市公園の整備を推進する。 市街地再開発事業等により都市機能の充実や防災の強化を図り、都市部特有の火災・水害等のリスクにも対応した安全な市街地整備を進める。 公共建築物や橋りょう、下水道等の都市施設については、災害による被害を最小限にし、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、耐震化及び老朽化対策を進め、避難路、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等の促進を図る。 また、土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努めるとともに、急傾斜地崩壊対策の推進や、斜面林の保全、避難体制の充実・強化を図る。 一方で、浸水ハザードエリアにおいて新たな市街地整備を行う場合は、安全確保のため地盤の嵩上げや避難路・避難場所の確保等の適切な対策を図ること、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指す。 また、大規模災害に備え、被災後、早期に的確な復興を実現するため、各市による事前復興まちづくり計画の策定を促進する。 ④ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針 都市の緑地は、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止、カーボンニュートラル、生物多様性、レクリエーション、防災、景観への寄与など、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・創出を目指す。 また、地域に愛着を持つことができよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や都市における緑の保全・創出等、自然的環境の保全と再生等を目指すとともに、利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や都市緑地等は、ゆとりや潤いを与える資源として保全・活用を図る。 さらに、ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地がよく歩きたくなる歩行者中心の空間づくりなど、魅力的な空間形成に取り組むとともに、コンパクトで効率的な都市構造の構築や公共交通の利用促進による環境にやさしい移動手段への転換、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化、グリーンインフラの推進などにより、カーボンニュートラルの実現を目指す。	(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 市街地における土地利用は、都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）に示す都市の将来像を実現するため、以下を基本方針としつつ、地域の実情に合わせて配置する。 ・幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、適切な土地利用の誘導を図り、産業拠点の形成を進める。 ・人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に適切に対応するため、立地適正化計画の策定を促進し、鉄道駅周辺やバスターミナル周辺などに医療・福祉・商業等の都市機能を誘導するとともに、居住は駅周辺などに、公共交通等により容易にアクセスすることができる区域へ誘導する。 ・インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、港湾周辺等のポテンシャルの高い地域や既

新	旧
存工業団地等に隣接した区域においては、地域の実情に応じて、産業系の土地利用などについて、適切な誘導を図る。 ・湾岸地域においては、国際拠点港湾に指定されている千葉港や京葉臨海コンビナーをはじめとする、首都圏の重要な拠点を有しており、鉄鋼や食品等の企業集積が進んでいることから、引き続き、港湾機能や流通機能などの立地特性を生かした産業集積を進め、工業地としての一層の機能充実を図る。また、千葉港においては、まちづくり事業と連携し、港湾緑地や旅客船さん橋及びターミナルの活用等により、地域のにぎわい拠点として整備を推進する。	②市街地の土地利用の方針 ・主要な鉄道駅周辺などの公共交通の利便性が高い地域については、居住機能や商業・業務、医療・福祉等の都市機能を集積し、土地の高度利用を図る。 ・特に、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺の都市機能が集積した地区においては、再開発の促進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る。 ・地域拠点に公共交通等により容易にアクセスすることのできる区域へ居住の誘導を図り、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市を形成する。 ・ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地が良く歩きたくなる歩行者中心の空間づくりや公共施設跡地等の未利用地の活用による人々が集える場の創出など、魅力的な空間形成を図る。 ・老朽・過密・木造市街地については、道路・公園等の都市基盤の整備及び敷地の共同化による公共空地の確保、並びに建築物の耐震化・不燃化の促進などを総合的に進め、市街地の防災性の向上と居住環境の改善を図る。 ・空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適正な管理や利活用を促進し、居住環境の改善や維持を図る。 ・地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や都市における緑の保全・創出を図る。 ・都市の緑地は、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、多面的な機能を有することから、グリーンインフラとして保全・活用を図る。 ③市街化調整区域の土地利用の方針 ・農業基盤整備等が実施されている農地は、貴重な優良農地であるため、今後も農用地として保全を図る。 ・急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び宅地造成等工事規制区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。 ・インターチェンジ周辺、幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、既存工業団地等に隣接した区域においては、自然的環境や住宅環境との調和を図りつつ、産業系の土地利用について適切な誘導を図る。 ・北千葉道路の未整備区間（市川市・鎌ヶ谷市間）の沿線の多くが、市街化調整区域であることから、農林漁業との健全な調和を図りつつ、広域的な視点から、将来を見据えた適切な土地利用の検討に向けた取組を進める。

新	旧
・千葉県全体で、令和17年の人口フレームの一部が保留されている。ついで、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲の中で、農林漁業等との必要な調整を図りつつ、市街化区域に編入する。	・千葉県全体で、令和17年の人口フレームの一部が保留されている。ついで、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲の中で、農林漁業等との必要な調整を図りつつ、市街化区域に編入する。

新

・千葉県全体で、令和17年の人口フレームの一部が保留されている。ついで、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲の中で、農林漁業等との必要な調整を図りつつ、市街化区域に編入する。

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

ア、交通体系の整備の方針

本圏域の道路網や交通網の状況、また周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応した、交通体系の整備の基本方針を次のように定める。

- ・交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港の拡張事業等の効果を県内全域に波及させる北千葉道路の整備や新湾岸道路の計画の具体化といった広域的な幹線道路ネットワーク等の整備を促進するとともに国道・県道、高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備を推進する。
- ・平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワークの構築を目指す。
- ・広域通過交通と地域内交通との分離を図り、居住地域への通過車両の削減、歩行者の安全確保の努め、効率の良い道路ネットワークの実現を目指す。
- ・環境負荷の問題を考慮しつつ、公共輸送機関の活用を図り、各種交通機関の適正な機能分担の下に総合的な体系化を図り、これに合わせた交通施設の整備に努める。
- ・交通結節点の周辺においては、地域のニーズに応じ市町村と連携してシェアサイクルのサイクルポートの設置を促進し、公共交通との連携による利便性の向上等を図り、自転車の利用促進と都市内交通の円滑化、渋滞解消による環境負荷の低減を図る。
- ・市街地において歩行者や自転車や安全で快適に通行できる空間の創出のため、歩道のバリアフリー化や自転車通行空間の整備を推進し、ウォークアブルな都市空間整備に努める。
- ・道路等の都市交通施設について、コンパクトで効率的な都市構造の構築に即した適正な配置のもと計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。
- ・長期未着手の都市計画道路は、社会情勢等の変化を踏まえて必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。

イ、整備水準の目標

- ・交通体系の整備の方針に基づき、公共交通機関の充実、道路体系の整備に努める。
- ・都市計画道路については、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア、下水道及び河川の整備の方針

- ・本圏域では、流域別下水道整備総合計画等の各種計画に基づいて、今後の市街地の進展や土地利用動向等に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境の確保に努める。市街地においては、浸水対策の推進や地域の特性に応じた効率的・効果的な公共下水道等の整備を進めていくとともに、老朽化した施設の急増や大規模地震への備えなどの様々な課題に対応すべく、計画的な

新	旧
維持管理や整備を進めていく。 ・河川改修や調節池整備を推進するとともに、流域における雨水貯留浸透施設の設置など、流域治水としての取組を進めていく。 ・新市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の設置等の流出抑制策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。 イ、整備水準の目標 ・汚水処理施設については「千葉県全域汚水適正処理構想」に基づき施設の整備を進める。 ・本圏域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針 円滑な都市活動を確保するため、既存施設の長寿命化を図りつつ、新たな都市施設の整備にあたっては、循環型社会の形成や持続可能性の観点を念頭に、広域的な連携も検討し、整備を進める。 (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ・千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺の都市機能が集積した地区においては、市街地再開発事業等により、土地の高度利用と商業・業務、住居、文化などの多様な機能の適正な配置を図り、都市機能の更新や防災性の向上を図る。 ・インターチェンジ周辺や幹線道路沿線などにおいては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、周辺道路への交通負荷に配慮しながら、土地区画整理事業等により、商業・業務、産業、観光等の地域振興に寄与する土地利用の誘導を図るなど、計画的な市街地整備を検討する。 ・つくばエクスプレス沿線では、各地区の特色を生かした、魅力あるまちづくりが行われていることから、現在、土地区画整理事業を実施中の地区においては、引き続き、道路、公園、下水道等の都市施設の面的な整備を進め、良好な市街地の形成を図る。 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ①基本方針 本圏域は、都市化が進む一方、利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等の豊かな水辺空間が残された地域となっており、手賀沼周辺は、県立印旛手賀自然公園に指定されている。また、県民の憩いの場として船橋県民の森が配置されているほか、身近な自然的環境として、柏の葉公園、八千代広域公園、幕張海浜公園などの都市公園が整備されている。 こうした利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等の豊かな水辺空間や都市緑地等は、ゆとりや潤いを与える資源として保全・活用し、都市公園の整備等を推進することで、自然的環境を生かした緑と水辺のネットワークを形成することを基本方針とする。 ②主要な緑地の配置の方針 ・樹林地や利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの水辺空間は、多様な動植物の生息・	

新	旧
生育環境やカーボンニュートラルに寄与する貴重な緑地として保全・活用する。 ・利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等は、生態系の保全に努める。 ・公園・緑地は、雨水の貯留浸透機能、延焼防止機能、急斜面の崩壊防止機能及び災害時の一時避難地としての機能を有していることから、都市の防災性の向上を図るため、地域特性に応じて、適切に配置する。 ・一時避難場所となる近隣公園等の整備に努め、広域避難地となる運動公園、総合公園及び河川敷は周辺の不燃化・緑化等を一体的に行う。 ・公園・緑地は、地域の実情を踏まえ、適切に配置し、多様なレクリエーション需要に対応するため、公園施設の維持・充実を図る。 ・八千代広域公園は、住民の憩いやレクリエーション活動の場として施設整備を推進する。 ③実現のための具体の都市計画制度の方針 ・都市公園などの施設緑地や風致地区、生産緑地地区などの地域制緑地を都市計画に位置付け、その整備・保全を促進する。	

新	旧
【習志野都市計画区域】 1 都市計画の目標 (1) 本区域の基本理念 本区域は、千葉県の西部に位置し、船橋市、千葉市、八千代市に囲まれ、南側は東京湾に開いており、首都圏整備法における近郊整備地帯として位置づけられている。都心からほぼ30kmの位置にあり、鉄道による都心からの所要時間は概ね30分程度であり、JR総武線、東京地下鉄東西線及びJR京葉線の鉄道網により、通勤、通学が非常に便利になっており、東京と密接な関連をもつて発展してきた。 本区域の地形は、旧海岸の平地部、比較的平坦な台地に海岸部からつながる谷戸が食い込んだ内陸部および東京湾の埋立部の3つに大別される。この内、海岸平野部と内陸部については、一部の工業地と農地を除き、そのほとんどが住宅地である。 また、埋立部においては東関東自動車道（以下「東関東道」という。）を境に南側に公害の少ない流通加工用地を配し、北側に住宅地を配置している。 既存集落（谷津、津田沼、鷺沼、藤崎、実籾、大久保）の内、内陸部の集落は農業を中心として、臨海部は東京湾内漁業を中心として発展してきた半農半漁のまちであったが、内陸部では、昭和22年より旧軍用地に四つの大学が配置され、昭和29年には工場等の立地を図るための土地造成を行い、企業を誘致している。 また、JR総武線及び京成電鉄京成本線（以下「京成本線」という。）の輸送力の強化	習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 1. 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念 ①千葉県の基本理念 本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等の都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。 このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化される街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。 「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」 低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化し、まちづくりを目指す。 「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化される街」 広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。 「人々が安心して住み、災害に強い街」 延焼火災を防ぎ緊急輸送路となる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園等のオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災性を向上させた都市の形成を目指す。 「豊かな自然を継承し、持続可能な街」 身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。 ②本区域の基本理念 本区域は、千葉県の西部に位置し、船橋市、千葉市、八千代市に囲まれ、南側は東京湾に開いており、首都圏整備法における近郊整備地帯として位置づけられている。都心からほぼ30kmの位置にあり、鉄道による都心からの所要時間は概ね30分程度であり、東日本旅客鉄道総武線、東京地下鉄東西線（東京メトロ東西線）及び東日本旅客鉄道京葉線の鉄道網により、通勤、通学が非常に便利になっており、東京と密接な関連をもつて発展してきた。 本区域の地形は、旧海岸の平地部、比較的平坦な台地に海岸部からつながる谷戸が食い込んだ内陸部および東京湾の埋立部の3つに大別される。この内、海岸平野部と内陸部については、一部の工業地と農地を除き、そのほとんどが住宅地である。 また、埋立部においては東関東自動車道を境に南側に公害の少ない流通加工用地を配し、北側に住宅地を配置している。 既存集落（谷津、津田沼、鷺沼、藤崎、実籾、大久保）の内、内陸部の集落は農業を中心として、臨海部は東京湾内漁業を中心として発展してきた半農半漁のまちであったが、内陸部では、昭和22年より旧軍用地に四つの大学が配置され、昭和29年には工場等の立地を図るための土地造成を行い、企業を誘致している。

新	旧
と相まって住宅開発が急激に進み、加えて人口の急増とともに、各駅周辺の商業活動も活発化してきた。 一方、臨海部は昭和 42 年に公有水面の埋立により大規模団地の開発が行われ、昭和 52 年には第二次埋立事業により、住宅団地と既存市街地の住工混在解消用地としての都市再開発用地等の開発が行われ、また、J R 京葉線開業と相まって住宅都市としての形成がなされてきた。 このような地域特性を生かし、昭和 45 年に「文教住宅都市憲章」を制定し、“青い空とつややかな緑をまもるまちづくり”“暖かい生活環境を整えた住みよいまちづくり”“教育の充実した文化的なまちづくり”を展開し、大きな成果をあげてきた。 今後、さらに多様化・個別化していくと予想される様々な課題の解決に向け、「文教住宅都市憲章」の理念に則り、目指すべきまちの姿（将来都市像）を「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」とする。 そして、この将来都市像を実現するため、次の 3 つのピースを掲げる。	また、東日本旅客鉄道総武線及び京成電鉄京成本線の輸送力の強化と相まって住宅開発が急激に進み、加えて人口の急増とともに、各駅周辺の商業活動も活発化してきた。 一方、臨海部は昭和 42 年に公有水面の埋立により大規模団地の開発が行われ、昭和 52 年には第二次埋立事業により、住宅団地と既存市街地の住工混在解消用地としての都市再開発用地等の開発が行われ、また、東日本旅客鉄道京葉線開業と相まって住宅都市としての形成がなされてきた。 このような地域特性を生かし、昭和 45 年に「文教住宅都市憲章」を制定し、“青い空とつややかな緑をまもるまちづくり”“暖かい生活環境を整えた住みよいまちづくり”“教育の充実した文化的なまちづくり”を展開し、大きな成果をあげてきた。 今までの歴史を振り返りつつ、将来を見通して、「文教住宅都市憲章」の理念に則り、目指すべき将来都市像を「未来のために へみんがやさしきでつながるまち～ 習志野」とする。 そして、この将来都市像を実現するため、次の 3 つの目標を掲げる。
1. いつまでも住み続けたい「まち」 すべての住民が便利で充実した暮らしができるまちを目指し、都市基盤の計画的な整備と適切な維持管理に取り組むとともに、循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動など、環境にやさしいまちづくりを推進し、暮らしにゆとりと豊かさをもたらす。 また、ハード面とソフト面の両面から防災・危機管理体制や防犯、交通安全対策の強化を図る。 さらに、都市機能の最適配置や新しいまちづくりに取り組むとともに、居住や産業等の都市機能と自然環境がバランス良く調和した土地利用を進め、まちの魅力や可能性を最大限に高める。	1. 支え合い・活気あふれる「健康なまち」 習志野市がはたつとした若さを失わないまちであるためには、まちと人が健康であることが不可欠であり、にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興並びに誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実した地域社会の創造を目指す。 そこで、商店街の活性化や企業の定着等に取り組む、様々な分野で相互に連携・協働し、健康を地域社会で支え、守るために“支え合い・活気あふれる「健康なまち」”習志野をつくる。
2. 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」 生涯にわたって健康で元気に暮らし続けることができるよう、医療と福祉、保健の充実を図る。 また、こども・若者が持つ可能性を最大限に引き出し、自らの夢や希望を実現できるよう、教育、学習環境や人材育成の拡充を図るとともに、誰もが子育てをしやすい環境を整え、支援体制を強化する。 さらに、住民一人ひとりが互いに支え合いながら、未来を担うことも・若者から高齢者まで、すべての世代が輝き、躍動するまちを実現する。	2. 安全・安心「快適なまち」 暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくるためには、暮らしを支える都市基盤の整備、自然と調和する環境づくりの推進を図ることによって、青い空とつややかな緑が確保されたまちを目指す。 そこで、市民と市が協力し危機に対応できる危機管理・安全対策の推進とともに、道路・公園・下水道・ガス・水道等の公共インフラの整備、地球規模での温暖化防止対策や自然の保護を図り、“安全・安心「快適なまち」”習志野をつくる。
3. すべての協和し充実する「活動」 地域の中で国籍、人種、性別、年齢等に関係なく、平和を願いつつ住民同士がつながり、協力し合い、自分らしく暮らせるまちづくりを進める。 また、様々な世代や立場の住民が主体的に学べる環境の充実や社会参加の機会拡大を図る。 さらに、新たな時代に対応した地域産業の振興を積極的に支援し活性化を図るとともに、地元での雇用創出と若者の定住促進を目指す。	3. 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」 教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐむ調和のとれたまちをつくるために、子供が健やかに育つ環境の整備や未来をひらく教育の推進に取り組み、あらゆる問題に対して、互いに尊重し合い、協調しながら取り組むことのできる人を育成し、様々な主体の参画ができる社会構築を目指す。 そこで、市民が心豊かな生活をすごすために、生涯を通じて常に興味や好奇心といった学びの向上心を保ち続けられる環境整備や、「一市民・一文化・一スポーツ・一ボランティア」のスローガンのもと、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする意識と仕組みを醸成し、“育み・学び・認め合う「心豊かなまち」”習志野をつくる。

新	旧
(2) 地域毎の市街地像 津田沼駅周辺は、周辺機能との調和に配慮した上で、広域的な拠点性の高い商業・業務、サービス機能等の集積を図るとともに、居住性も兼ね備えた中心市街地の形成を図る。このうち、津田沼駅南口地区は、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指す。周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能等の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。新津田沼駅北口地区は、住民交流、商業・業務等を兼ね備えた複合市街地の維持に努める。新津田沼駅南口地区は、中心市街地にふさわしい都市機能の更新を図るとともに、津田沼駅周辺と一体的なまちづくりを促進する。 新習志野駅周辺は、幕張新都心拡大地区とともに、土地の高度利用など、現在の良好な住環境と産業環境を維持・保全しつつ、活性化に向けた土地利用の促進を図る。 京成電鉄各駅周辺は、地域の人々の日常的な買い物や交流、ふれあいの場、地域の拠点として活性化を図るとともに個店の魅力向上や楽しく買い物ができる環境整備等を推進し、地域に愛される特色と魅力ある地域商業地（商店街）づくりを促進する。 谷津、花咲、津田沼、鷺沼、本大久保地区等の密集市街地については、生活道路等の整備を図り防災性の高い居住環境の創出を図る。 袖ヶ浦、秋津、香澄地区等の計画的に整備された住宅市街地は、世代構成の平準化を意識し、多様な世代の居住を促す既存の共同住宅ストックの再生を促進する。 臨海部の茜浜、芝園地区の工業地は、工業、業務、流通、文教、研究開発等の機能配置に基づく現在の土地利用を維持・保全する。 内陸部の東習志野、実籾・屋敷地区の工業地は、住居系土地利用等と調和した工業地としてその機能を維持する。	2) 地域毎の市街地像 津田沼駅周辺は、周辺機能との調和に配慮した上で、広域的な拠点性の高い商業・業務、サービス機能等の集積を図るとともに、居住性も兼ね備えた中心市街地の形成を図る。このうち、津田沼駅南口地区は、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指す。周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能等の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。新津田沼駅北口地区は、市民交流、商業・業務等を兼ね備えた複合市街地の維持に努める。新津田沼駅南口地区は、中心市街地にふさわしい都市機能の更新を図るとともに、津田沼駅周辺と一体的なまちづくりを促進する。 新習志野駅周辺は、幕張新都心拡大地区とともに、周辺機能との調和に配慮した上で、拠点性の高い商業・業務機能等を兼ね備えた地域商業地の形成を図る。 京成電鉄各駅周辺は、地域の人々の日常的な買い物や交流、ふれあいの場、地域の拠点として活性化を図るとともに個店の魅力向上や楽しく買い物ができる環境整備等を推進し、地域に愛される特色と魅力ある地域商業地（商店街）づくりを促進する。 谷津、花咲、津田沼、鷺沼、本大久保地区等の密集市街地については、生活道路等の整備を図り防災性の高い居住環境の創出を図る。 袖ヶ浦、秋津、香澄地区等の計画的に整備された住宅市街地は、良好な居住環境の維持・保全を図る。 臨海部の茜浜、芝園地区の工業地は、工業、業務、流通、文教、研究開発等の機能配置に基づく現在の土地利用を維持・保全する。 内陸部の東習志野、実籾・屋敷地区の工業地は、住居系土地利用等と調和した工業地としてその機能を維持する。

新

旧

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は、以下のとおりである。

首都圏整備法にもとづく近郊整備地帯に位置する本区域は、区域区分を定めることが法的に義務づけられており、昭和44年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然環境との調和と保全を図るため、区域区分を定めてきた。この結果、その後の計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。

本区域は、東京に近接し早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と首都圏への人口集中が顕著になった昭和30年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成やスプロールの市街地の拡大をもたらした。

平成22年以降、人口は概ね横ばいで推移しているが、世帯数の増加傾向は続いていることから、無秩序な市街化の防止を図るとともに鉄道駅を中心とした集約型都市構造の形成を図るため、今後とも区域区分を継続する。

2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成22年	令和7年
都市計画区域内人口		約165千人	おおむね168千人
市街化区域内人口		約162千人	おおむね165千人

なお、令和7年においては、上表の外に千葉県全体で保留人口が想定されている。

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成22年	令和7年
生産規模	工業出荷額	約1,393億円	約2,070億円
	卸小売販売額	約2,174億円	約3,840億円
就業構造	第一次産業	約0.3千人 (0.4%)	おおむね0.4千人 (0.5%)
	第二次産業	約12.5千人 (17.5%)	おおむね15.5千人 (19.7%)
	第三次産業	約58.5千人 (82.0%)	おおむね62.7千人 (79.8%)

なお、令和7年においては、上表と合わせ千葉県全体で産業の規模が想定されている。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和7年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	令和7年
市街化区域面積	おおむね 1,859 ha

(注) 市街化区域面積は、令和7年時点における保留人口フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

新	旧
2 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針 津田沼駅周辺を広域拠点、新習志野駅及び京成電鉄各駅周辺を地域拠点として位置付け、拠点性の高いコンパクトなまちづくりを推進し、商業・業務・サービス機能等の集積を図る。 また、それら拠点間をつなぐ都市計画道路などの道路網の整備を推進するとともに、バス等の公共交通の利便性を高めることで生活に必要な交通ネットワーク機能の強化を図る。 老朽化が進む公共施設については、複合化や多機能化により、拠点への集約を図る。さらに、超高齢社会に突入し、加えて年少人口の減少が続いていることを踏まえ、駅等生活関連施設を中心としたバリアフリー化の推進や、子育て支援施設の充実を図る。 ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 本区域の臨海部においては、東関東自動車道など広域幹線道路に面する地域特性から、製造業等が集積する工業地が形成されており、近年では、広域幹線道路のポテンシャルを生かして倉庫業や物流業の立地ニーズも高まっている。このような産業構造の転換に対応しながら、臨海部の工業地については、今後も工業・流通業務の拠点として集積を図る。 ③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針 市庁舎や消防庁舎等については、災害時ににおける円滑な災害対策業務を掌る防災拠点として機能の充実を図る。 また、災害時の一時避難場所、火災の延焼防止等の役割や救援活動の拠点として重要な役割を持つ近隣公園については、引き続き整備を推進する。 都市計画道路については、交通処理機能だけでなく、災害時ににおける避難路、延焼抑制・遅延機能、また物資輸送路として機能することから、整備を推進する。 家屋については、不燃化・耐震化を促進するとともに、ブロック塀の倒壊等に対する安全性を確保する等、災害時の被害の軽減を図る。 液状化現象が想定される地区については、液状化対策に努める。 土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。このほか、近年頻発する集中豪雨等による都市型水害に対しては、ハザードマップの作成や避難体制の整備等のソフト対策を含めた防災・減災対策を推進するとともに、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図る。 ④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針 公園や緑地の他、谷津干潟や東京湾等の貴重な水辺空間、樹林地や農地等の保全を図りつつ、居心地がよく歩きたくなるまちかなかなど、質の高い生活環境を推進する。 また、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化、リサイクルや再利用などの資源循環型社会の構築により、カーボンニュートラルの実現を目指す。 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針	3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 都市づくりの基本方針 ①集約型都市構造に関する方針 津田沼駅周辺を広域拠点、新習志野駅及び京成電鉄各駅周辺を地域拠点として位置付け、拠点性の高い商業・業務・サービス機能等の集積を図る。 また、それら拠点間をつなぐ都市計画道路などの道路網の整備を推進するとともに、バス等の公共交通の利便性を高めることで市民生活に必要な交通機能の強化を図る。 老朽化が進む公共施設については、複合化や多機能化により、拠点への集約を図る。さらに、超高齢社会に突入し、加えて年少人口の減少が続いていることを踏まえ、駅等生活関連施設を中心としたバリアフリー化の推進や、子育て支援施設の充実を図る。 ②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針 本区域の臨海部においては、東関東自動車道など広域幹線道路に面する地域特性から、製造業等が集積する工業地が形成されており、近年では、広域幹線道路のポテンシャルを生かして倉庫業や物流業の立地ニーズも高まっている。このような産業構造の転換に対応しながら、臨海部の工業地については、今後も工業・流通業務の拠点として集積を図る。 ③都市の防災及び減災に関する方針 様々な災害に対応した防災拠点の確保を図るため、市庁舎と消防庁舎の防災機能の充実に努めるとともに、習志野緑地及び谷津近隣公園については、復旧活動、援護活動等を支援する防災拠点として位置づける。 都市計画道路については、交通処理機能だけでなく、災害時ににおける避難路、延焼抑制・遅延機能、また物資輸送路として機能することから、整備を推進する。 家屋については、不燃化・耐震化を促進するとともに、ブロック塀の倒壊等に対する安全性を確保する等、災害時の被害の軽減を図る。 液状化現象が想定される地区については、液状化対策に努める。 土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。このほか、近年頻発する集中豪雨等による都市型水害に対しては、治水対策を推進するとともに、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図る。 ④低炭素都市づくりに関する方針 低炭素型の都市構造の構築に向けて、集約型都市構造の形成や公共交通の利用促進、公共施設における再生可能エネルギーの導入及び電力の有効活用、都市計画道路等の計画的な整備による渋滞緩和、また公共施設の改築や民間開発事業及び工場等における敷地内緑化や沿道等の緑化推進等、環境負荷の軽減や地球温暖化ガスの削減に向けた取組により、持続可能な低炭素都市づくりを推進する。 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針

新	旧
a 業務地 京成津田沼駅周辺には、官公庁施設等が集積し、本区域の中心業務地を形成しており、今後とも業務地としての機能の充実を図るべき区域として業務地を配置する。 b 商業地 ア．中心商業地 津田沼駅及び新津田沼駅周辺は、JR総武線及び京成電鉄松戸線（以下「京成松戸線」という。）の結節点として交通上重要な位置を占めており、広域的な商業活動を展開している。今後とも本地区を業務、文化等の機能を有する広域商業地として位置づけ、中心商業地として配置する。 イ．一般商業地 新習志野駅周辺は拠点性の高い商業・業務機能等を有する地域商業地として配置する。また、京成電鉄各駅周辺は、地域住民の日常購買需要を満たす地区中心的な商業地を配置する。 c 工業地 東習志野、実籾・屋敷地区の既存工業地は、今後とも工業地として一部を除き維持する。また、千葉港習志野地区埋立地の茜浜地区には、本区域の内陸部に散在する工場等を移転し、企業の集団化を図った工業地があり、今後とも工業地として維持する。 d 流通業務地 千葉港習志野地区埋立地の東関東自動車道以南の芝園地区と茜浜地区に流通業務地を配置する。 e 住宅地 津田沼駅周辺地区では、土地のポテンシャルに見あった建築物の高度化を促進し、商業・業務核とバランスのとれた土地利用が進められるように、主として中高層住宅地を配置する。 京成津田沼、京成大久保及び実籾駅周辺では、老朽住宅の更新、商業機能の集約化にあわせて、土地の高度利用を図るため、中層住宅地を配置する。 第1次、第2次埋立地の袖ヶ浦、秋津、香澄地区及び谷津地区の一部については、中層及び低層の良好な住宅地を配置する。 その他の地区については、都市基盤施設整備を進めつつ、現況宅地の環境向上を図り、良好な住宅地を配置する。 ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針 a 商業・業務地 本区域の中心核として育成を図る中心商業地及び業務地並びに新習志野駅周辺、京成電鉄各駅周辺の一般商業地は、商業・業務機能の集積を図る地区として高密度利用を図る。 b 住宅地 鉄道各駅の商業地の周辺地区、袖ヶ浦西部地区及び谷津駅南側の一部地区については、日常生活圏に必要な機能確保するため高密度利用を図る。また、秋津・香澄の北部地	a 業務地 京成津田沼駅周辺には、官公庁施設等が集積し、本区域の中心業務地を形成しており、今後とも業務地としての機能の充実を図るべき区域として業務地を配置する。 b 商業地 7. 中心商業地 津田沼駅及び新津田沼駅周辺は、東日本旅客鉄道総武線及び新京成電鉄新成成線の結節点として交通上重要な位置を占めており、広域的な商業活動を展開している。今後とも本地区を業務、文化等の機能を有する広域商業地として位置づけ、中心商業地として配置する。 イ．一般商業地 新習志野駅周辺は拠点性の高い商業・業務機能等を有する地域商業地として配置する。また、京成電鉄各駅周辺は、地域住民の日常購買需要を満たす地区中心的な商業地を配置する。 c 工業地 東習志野、実籾・屋敷地区の既存工業地は、今後とも工業地として一部を除き維持する。また、千葉港習志野地区埋立地の茜浜地区には、本区域の内陸部に散在する工場等を移転し、企業の集団化を図った工業地があり、今後とも工業地として維持する。 d 流通業務地 千葉港習志野地区埋立地の東関東自動車道以南の芝園地区と茜浜地区に流通業務地を配置する。 e 住宅地 津田沼駅周辺地区では、土地のポテンシャルに見あった建築物の高度化を行い、商業・業務核とバランスのとれた土地利用が進められるように、主として中高層住宅地を配置する。 京成津田沼、京成大久保及び実籾駅周辺では、老朽住宅の更新、商業機能の集約化にあわせて、土地の高度利用を図るため、中層住宅地を配置する。 第1次、第2次埋立地の袖ヶ浦、秋津、香澄地区及び谷津地区の一部については、中層及び低層の良好な住宅地を配置する。 その他の地区については、都市基盤施設整備を進めつつ、現況宅地の環境向上を図り、良好な住宅地を配置する。 ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針 a 商業・業務地 本区域の中心核として育成を図る中心商業地及び業務地並びに新習志野駅周辺、京成電鉄各駅周辺の一般商業地は、商業・業務機能の集積を図る地区として高密度利用を図る。 b 住宅地 鉄道各駅の商業地の周辺地区、袖ヶ浦西部地区及び谷津駅南側の一部地区については、日常生活圏に必要な機能確保するため高密度利用を図る。また、秋津・香澄の北部地

新	旧
区については中層低密度地区としての利用を図る。 <u>既成市街地内の谷津、藤崎、鷺沼台及び花咲地区等の住宅地は低層低密度地区としての利用を図る。</u> ③ 市街地の土地利用の方針 ア、土地の高度利用に関する方針 津田沼駅周辺については、事業者・大学等との連携により、今後も本区域の「玄関」として商業・業務・文化機能等の集積が図られるよう、土地の高度利用の促進を図る。	区については中層低密度地区としての利用を図る。 <u>既成市街地内の谷津、藤崎、鷺沼台及び花咲地区等の住宅地は低層・低密度利用を図る。</u> ③ 市街地における住宅建設の方針 a 住宅建設の目標 本区域の一般世帯の世帯規模は2.35人／世帯（平成22年）と、千葉県平均2.47人／世帯に比べて低い水準を示しており、核家族世帯や高齢夫婦世帯等の割合の増加とともに、本区域における世帯数は依然として増加傾向にある。 世帯数の増加に伴う新規の住宅需要を充足し、かつ、居住水準の向上を図るため、すべての住民が、その家族構成、世帯成長、居住する地域の特性等に応じ、良好な居住環境の下に安定した生活を営むに足る住宅を確保することができるよう、住宅建設の目標を次のとおりとする。 ・引き続き千葉県住生活基本計画に定められた誘導居住面積水準の達成世帯数の向上を目指す。また、できる限り早期に、すべての世帯が最低居住面積水準を確保できるよう努める。 ・日照、通風、採光等の衛生上又は安全上支障のない水準の確保、騒音、大気汚染、悪臭等に関して支障のない水準の確保等、低水準の居住環境の解消及び良好な居住環境の確保に努めるものとする。 ・世帯の増加、住替え等により生ずる住宅需要に見合った住宅の供給を図るものとする。 b 住宅建設のための施策の概要 居住水準及び居住環境等の総合的な住宅施策を展開するため、住生活基本計画に基づき、住生活の安定の確保及び質の向上を目指しつつ、超高齢社会に十分対応したものとする。 公共賃貸住宅の供給を必要とする者に的確に行われるよう、入居管理及び家賃の適正化を進め、その配分の合理化を図るものとする。 市営住宅及びその他の公的住宅について、老朽化しているものは、民間施設の活用を検討するとともに、建て替えや長寿命化を図り、居住環境の向上と住宅の供給に努める。 良質な住宅ストックの形成に資するため、住宅の建設、取得について効率的に資金上の援助等を行えるよう努めるものとする。 計画的な住宅建設を居住環境整備の一環として位置づけ、その推進を図るとともに、低水準の居住環境を形成するおそれのある住宅建設については、その抑制に努めるものとする。 既成市街地において、適切に土地の高度利用を図りつつ、良質な市街地住宅の供給を促進するものとする。 また、土地の有効利用を促進するものとする。 住宅建設及び宅地開発に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備を推進し、良好な居住環境及び生活の利便を確保するものとする。 ④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 7. 土地の高度利用に関する方針 津田沼駅周辺については、事業者・大学等との連携により、今後も本区域の「玄関」として商業・業務機能の集積が図られるよう、土地の高度利用の促進を図る。

新	旧
また、<u>周辺の都市機能と調和した居住機能の適正配置を図る。</u> <u>新習志野駅周辺及び京成電鉄各駅周辺については、多様な都市機能を集積し、魅力的な駅前空間の機能充実の促進を図る。</u> イ、居住環境の改善又は維持に関する方針 <u>住宅が密集している既存市街地については、都市基盤施設等の適切な改善により、良好な市街地の形成を図る。</u> また、<u>袖ヶ浦地区など入居世帯の高齢化が進展している大規模な住宅団地においては、まちの再生に向けた事業を促進する。</u> <u>防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、空き家対策特別措置法の特別措置法に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。</u> ウ、市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 <u>市街地内に残された緑や生産緑地及び保存樹木を保護・保全し、緑空間の確保を図る。</u> <u>また、これらの緑空間と調和しながら良好な景観をもつ市街地の形成・維持を図るため、景観計画や地区計画制度の活用等により適切な土地利用の誘導を図る。</u> エ、用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 <u>公共・公益施設の再建設等にあたっては、施設の複合化や防災機能等の多機能化を図る。また、公共施設跡地等については、周辺の土地利用に配慮した用途転換を図る。</u> 東習志野、実籾・屋敷地区の既存工業地の一部は、住居等への土地利用転換が進行していることから、良好な居住環境の創出と既存の操業環境の保全を図るため、適切に用途転換を図る。 <u>東関東自動車道南側については、地区計画制度の活用等により住工混在を防止した土地利用を図る。</u> ④市街化調整区域の土地利用の方針 ア、優良な農地との健全な調和に関する方針 <u>藤崎・鷺沼台地区、屋敷・実籾本郷地区及び実籾地区に広がる農地の一部は、本区域にとつて貴重な農地であり、自然的環境の基盤ともなることから、その集団性を維持するように努める。</u> イ、災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 <u>急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。</u> ウ、自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針	谷津駅北口周辺については、<u>駅前空間機能等の充実や、商業基盤の整備並びに土地の高度利用の促進を図る。</u> <u>京成大久保駅北口周辺については、商店街の活性化等による地域拠点の形成や土地の高度利用の促進を図る。</u> ウ、居住環境の改善又は維持に関する方針 <u>京成大久保駅周辺については、密集した住宅地が形成しているので、都市基盤施設の整備を進めながら、市街地開発事業等により、居住環境の改善と土地の高度利用を図る。</u> <u>谷津、津田沼、鷺沼、花咲、大久保、本大久保及び新栄地区の住宅密集地区について</u> <u>は、都市防災機能の向上を図るため、建物の不燃化の促進や道路・公園等の都市基盤施設の整備を進める。</u> <u>また、袖ヶ浦地区など入居世帯の高齢化が進展している大規模な住宅団地においては、まちの再生に向けた事業を促進する。</u> <u>防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、空き家対策特別措置法に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。</u> エ、市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 <u>市街地内に残された緑や生産緑地及び保存樹木を保護・保全し、緑空間の確保を図る。</u> <u>また、これらの緑空間と調和しながら良好な景観をもつ市街地の形成・維持を図るため、景観計画や地区計画制度の活用等により適切な土地利用の誘導を図る。</u> イ、用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 <u>新津田沼駅南口周辺の低未利用地については、津田沼駅周辺と一体的に、中心市街地としての商業・業務機能の集積を図る地区として、駅前にはふさわしい土地利用を誘導し、適切な用途転換を図る。</u> <u>その他の公共施設跡地等については、他の公共用地又は住宅地等としての用途転換を進める。</u> <u>東習志野、実籾・屋敷地区の既存工業地の一部は、住居等への土地利用転換が進行していることから、良好な居住環境の創出と既存の操業環境の保全を図るため、適切に用途転換を図る。</u> <u>東関東自動車道南側については、地区計画制度の活用等により住工混在を防止した土地利用を図る。</u> ⑤市街化調整区域の土地利用の方針 ア、優良な農地との健全な調和に関する方針 <u>鷺沼地区、藤崎・鷺沼台地区、屋敷・実籾本郷地区及び実籾地区に広がる農地の一部は、本区域にとつて貴重な農地であり、自然的環境の基盤ともなることから、その集団性を維持するように努める。</u> イ、災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 <u>急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。</u> ウ、自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

新	旧
本区域における貴重な自然環境であるとともに、貴重な生態系の保全に寄与している谷津干潟及び美粒自然保護地区等については、今後も保全を図る。 エ、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 インターチェンジ周辺、幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、既存工業団地等に隣接した区域においては、産業系の土地利用について適切な誘導を図る。 また、開発気運の高まりが見られる地区については、地権者や営農者とともに地区の将来のあるべき姿を検討した上で、計画的かつ秩序ある土地利用を図ることとする。 なお、千葉県全体で令和17年の人口プロレームの一部が保留されている。については、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口プロレームの範囲のなかで、農林業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア、交通体系の整備の方針 本区域は船橋市と千葉市の間に位置し、北東から南西に長い地形を有している。千葉地区における重要な交通上の位置を占め、都市間連絡交通の要衝となっている。 本区域の交通をとりまく環境は、鉄道網としてJＲ総武線、JＲ京葉線、京成本線が東西に縦貫し、京成松戸線は内陸に向い伸びている。 一方、広域道路網としては東関東自動車道、京葉道路、国道14号、国道296号、国道357号、主要地方道長沼船橋線及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線などによって形成されている。 近年、これらの広域道路網を利用する通過交通量に大きな変化は見られないが、依然として南北の幹線道路のネットワークは十分ではなく、生活道路への通過交通の流入が見られる。 また、地域性の面から首都圏のベッドタウンとして市街化が進み地域交通量も増加しており、居住水準の向上という点からも道路空間の充実が望まれる。 このことから、本区域における都市の将来像及び交通特性を踏まえて、将来目指すべき交通体系整備の基本的な方針を次のとおりとする。 ①自動車交通と公共交通の適正な分担を図る。 ②土地利用計画と調和した交通体系の整備を図る。 ③骨格となる道路とこれに接続する生活道路の一体的整備を図る。 ④高齢者・子供などに対する安全性に配慮した地区内交通の整備を図る。 ⑤高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に配慮した、総合的なバリアフリー化整備を図る。 ⑥安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。 なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。 イ、整備水準の目標 【道路、鉄道、バス等】 交通体系の基本方針に基づき、公共交通機関の充実、道路体系の整備に努めるものと	本区域における貴重な自然環境であるとともに、貴重な生態系の保全に寄与している谷津干潟及び美粒自然保護地区等については、今後も保全を図る。 エ、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 市街化区域に囲まれた地区等については、地権者や営農者とともに地区の将来のあるべき姿を検討した上で、住宅地を基本として計画的かつ秩序ある土地利用を図ることとする。 なお、千葉県全体で令和7年の人口プロレームの一部が保留されている。については、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口プロレームの範囲のなかで、農林業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア、交通体系の整備の方針 本区域は船橋市と千葉市の間に位置し、北東から南西に長い地形を有している。千葉地区における重要な交通上の位置を占め、都市間連絡交通の要衝となっている。 本区域の交通をとりまく環境は、鉄道網として東日本旅客鉄道総武線、東日本旅客鉄道京葉線、京成電鉄京成本線が東西に縦貫し、新京成線は内陸に向い伸びている。 一方、広域道路網としては東関東自動車道、京葉道路、国道14号、国道296号、同357号、主要地方道長沼船橋線及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線などによって形成されている。 近年、これらの広域道路網を利用する通過交通量に大きな変化は見られないが、依然として南北の幹線道路のネットワークは十分ではなく、生活道路への通過交通の流入が見られる。 また、地域性の面から首都圏のベッドタウンとして市街化が進み地域交通量も増加しており、居住水準の向上という点からも道路空間の充実が望まれる。 このことから、本区域における都市の将来像及び交通特性を踏まえて、将来目指すべき交通体系整備の基本的な方針を次のとおりとする。 ①自動車交通と公共交通の適正な分担を図る。 ②土地利用計画と調和した交通体系の整備を図る。 ③骨格となる道路とこれに接続する生活道路の一体的整備を図る。 ④高齢者・子供などに対する安全性に配慮した地区内交通の整備を図る。 ⑤高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に配慮した、総合的なバリアフリー化整備を図る。 ⑥安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。 なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。 4. 整備水準の目標 交通体系の基本方針に基づき、公共交通機関の整備充実、道路体系の整備に努めるも

新	旧
するが、特に市街地の発展にあわせた道路網の確立を図る。 また、現在、市街地面積に対し、約1.6km²/km²（令和2年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。	のとすが、特に市街地の発展にあわせた道路網の確立を図る。 また、現在、市街地面積に対し、約1.6km²/km²（平成27年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。
b 主要な施設の配置の方針 ア. 道路 高規格道路である東関東自動車道及び広域的な幹線道路並びに国道357号と有機的に結びついた幹線道路網として都市計画道路3・3・3号藤崎茜浜線の整備を推進するとともに、鉄道による道路交通への影響を解消し、都市間を結ぶ広域幹線道路として都市計画道路3・3・1号東習志野実籾線や、これに接続する千葉都市計画道路3・3・15号美浜長作町線の整備を推進する。	b 主要な施設の配置の方針 7. 道路 高規格道路である東関東自動車道及び広域的な幹線道路である京葉道路並びに国道357号と有機的に結びついた幹線道路網として3・3・3号藤崎茜浜線の整備を推進するとともに、鉄道による道路交通への影響を解消し、都市間を結ぶ広域幹線道路として3・3・1号東習志野実籾線や、これに接続する千葉都市計画道路3・3・15号美浜長作町線の整備を推進する。
また、道路網の段階構成を積極的に進め、交通の整流化、居住環境の維持保全に努める目的で、前記の幹線道路の整備にあわせ、地域交通の円滑な処理と幹線道路等の連絡を図る都市計画道路3・4・4号藤崎花咲線、3・4・11号大久保鷺沼台線、3・4・8号菊田台谷津線、3・4・9号谷津鷺沼線及び3・4・24号鷺沼線の整備を促進する。さらに、慢性的な交通渋滞が発生している湾岸地域においては、湾岸地域のポテンシャルを十分に発揮させ、生産性の向上や更なる活性化を図るため、高規格道路となる新湾岸道路の計画を促進する。 都市計画道路3・4・8号菊田台谷津線、3・4・9号谷津鷺沼線及び3・4・24号鷺沼線については、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の促進を図る。	また、道路網の段階構成を積極的に進め、交通の整流化、居住環境の維持保全に努める目的で、前記の幹線道路の整備にあわせ、地域交通の円滑な処理と幹線道路等の連絡を図る3・4・4号藤崎花咲線、3・4・11号大久保鷺沼線及び3・4・8号菊田台谷津線の整備を促進する。さらに、慢性的な交通渋滞が発生している湾岸地域においては、湾岸地域のポテンシャルを十分に発揮させ、生産性の向上や更なる活性化を図るため、規格の高い道路計画を促進する。
そのほか、JR、京成電鉄の各駅については交通結節点としての機能強化を図り、各地区の拠点としてふさわしい空間形成を進めるため、駅前広場も含め整備を図る。特に習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想において重点整備地区に位置付けた「JR新習志野駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」のバリアフリー化整備を促進する。	そのほか、東日本旅客鉄道、京成電鉄の各駅については交通結節点としての機能強化を図り、各地区の拠点としてふさわしい空間形成を進めるため、駅前広場も含め整備の促進を図る。特に習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想において重点整備地区に位置付けた「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」のバリアフリー化整備を促進する。
イ. 鉄道 鉄道の安全性の向上と道路の交通混雑緩和を図るために、都市計画道路の整備により、道路と鉄道の立体交差化を推進する。 また、鉄道による地域分断を改善するため、回遊性の向上やバリアフリー化に向けた取組みを促進する。	イ. 鉄道 鉄道の安全性の向上と道路の交通混雑緩和を図るために、道路の立体交差化を促進する。
ウ. 駐車場 ・自動車駐車場 JR及び京成電鉄の各駅周辺の道路交通の円滑化、都市活動の活性化等を促すため、交通規制や道路整備の状況を踏まえ、官民役割分担を考慮した中で、それぞれの鉄道駅の交通特性と駐車需要を勘案した駐車場の確保に努める。 特に津田沼駅周辺地区においては、官民の適切な役割分担のもとに、民間の駐車施設を増大させるための施策を促進する。 ・自転車等駐車場 自転車等の放置を防止し、道路、駅前広場等の都市交通施設が、本来の機能を妨げら	ウ. 駐車場 ・自動車駐車場 東日本旅客鉄道及び京成電鉄の各駅周辺の道路交通の円滑化、都市活動の活性化等を促すため、交通規制や道路整備の状況を踏まえ、官民役割分担を考慮した中で、それぞれの鉄道駅の交通特性と駐車需要を勘案した駐車場の確保に努める。 特に津田沼駅周辺地区においては、官民の適切な役割分担のもとに、民間の駐車施設を増大させるための施策を促進する。 ・自転車等駐車場 自転車等の放置を防止し、道路、駅前広場等の都市交通施設が、本来の機能を妨げら

新	旧										
れることがないように、各自転車等駐車場の利用状況を分析し、自転車等駐車場の適正配置に努めるとともに、改修・更新を促進する。	れることがないように、各自転車等駐車場の利用状況を分析し、自転車等駐車場の適正配置に努める。										
③ 主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設等は、次のとおりとする。	③ 主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設等は、次のとおりとする。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要な施設</th><th>名 称 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道 路 ・ 駅前広場</td><td>・ 広域的連絡機能強化 都市計画道路 3・3・1 号東習志野実柵線 都市計画道路 3・3・3 号藤崎茜浜線 ・ 市内各拠点の連絡強化 都市計画道路 3・4・4 号藤崎花咲線 都市計画道路 3・4・7 号浜宿線 都市計画道路 3・4・8 号菊田台谷津線 都市計画道路 3・4・9 号谷津鷺沼線 都市計画道路 3・4・11 号大久保鷺沼台線 都市計画道路 3・5・18 号藤崎実柵線 都市計画道路 3・4・24 号鷺沼線</td></tr> <tr> <td>・ 駅前広場 津田沼駅南口駅前広場</td></tr> </tbody> </table>	主要な施設	名 称 等	道 路 ・ 駅前広場	・ 広域的連絡機能強化 都市計画道路 3・3・1 号東習志野実柵線 都市計画道路 3・3・3 号藤崎茜浜線 ・ 市内各拠点の連絡強化 都市計画道路 3・4・4 号藤崎花咲線 都市計画道路 3・4・7 号浜宿線 都市計画道路 3・4・8 号菊田台谷津線 都市計画道路 3・4・9 号谷津鷺沼線 都市計画道路 3・4・11 号大久保鷺沼台線 都市計画道路 3・5・18 号藤崎実柵線 都市計画道路 3・4・24 号鷺沼線	・ 駅前広場 津田沼駅南口駅前広場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要な施設</th><th>名 称 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道 路 ・ 駅前広場</td><td>・ 広域的連絡機能強化 都市計画道路 3・3・1 号東習志野実柵線 都市計画道路 3・3・3 号藤崎茜浜線 ・ 市内各拠点の連絡強化 都市計画道路 3・4・4 号藤崎花咲線 都市計画道路 3・4・7 号浜宿線 都市計画道路 3・4・8 号菊田台谷津線 都市計画道路 3・4・9 号谷津鷺沼線 都市計画道路 3・4・11 号大久保鷺沼線 都市計画道路 3・5・18 号藤崎実柵線</td></tr> <tr> <td>・ 駅前広場 津田沼駅南口駅前広場 京成大久保駅北口駅前広場</td></tr> </tbody> </table>	主要な施設	名 称 等	道 路 ・ 駅前広場	・ 広域的連絡機能強化 都市計画道路 3・3・1 号東習志野実柵線 都市計画道路 3・3・3 号藤崎茜浜線 ・ 市内各拠点の連絡強化 都市計画道路 3・4・4 号藤崎花咲線 都市計画道路 3・4・7 号浜宿線 都市計画道路 3・4・8 号菊田台谷津線 都市計画道路 3・4・9 号谷津鷺沼線 都市計画道路 3・4・11 号大久保鷺沼線 都市計画道路 3・5・18 号藤崎実柵線	・ 駅前広場 津田沼駅南口駅前広場 京成大久保駅北口駅前広場
主要な施設	名 称 等										
道 路 ・ 駅前広場	・ 広域的連絡機能強化 都市計画道路 3・3・1 号東習志野実柵線 都市計画道路 3・3・3 号藤崎茜浜線 ・ 市内各拠点の連絡強化 都市計画道路 3・4・4 号藤崎花咲線 都市計画道路 3・4・7 号浜宿線 都市計画道路 3・4・8 号菊田台谷津線 都市計画道路 3・4・9 号谷津鷺沼線 都市計画道路 3・4・11 号大久保鷺沼台線 都市計画道路 3・5・18 号藤崎実柵線 都市計画道路 3・4・24 号鷺沼線										
	・ 駅前広場 津田沼駅南口駅前広場										
主要な施設	名 称 等										
道 路 ・ 駅前広場	・ 広域的連絡機能強化 都市計画道路 3・3・1 号東習志野実柵線 都市計画道路 3・3・3 号藤崎茜浜線 ・ 市内各拠点の連絡強化 都市計画道路 3・4・4 号藤崎花咲線 都市計画道路 3・4・7 号浜宿線 都市計画道路 3・4・8 号菊田台谷津線 都市計画道路 3・4・9 号谷津鷺沼線 都市計画道路 3・4・11 号大久保鷺沼線 都市計画道路 3・5・18 号藤崎実柵線										
	・ 駅前広場 津田沼駅南口駅前広場 京成大久保駅北口駅前広場										
(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。	(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。										
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 <u>【下水道】</u> 下水道は、本区域の生活環境の向上を図ること並びに水資源の確保、自然環境の保護など、広域的な公共用水域の水質保全を図るうえで必要不可欠な都市施設である。 本区域の大部分は東京湾をその排出先としており、千葉県において、東京湾流域別下水道整備総合計画が策定され、この計画に基づき、本区域の都市化にあわせて、効率的な施設整備に努める。 また、広域的な公共用水域の水質保全を図るうえで、下水道の汚水管き上の整備や津田沼処理区の印旛沼流域下水道への編入に努めるとともに、局地的な集中豪雨、都市化の動向や生活様式の改善等による雨水の流出傾向の変化に対応し、浸水の防止等に努める。 <u>【河川】</u> 本区域には、菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の2級河川がある。 各河川は、全て改修されており、本区域の雨水排水に重要な役割を果たしているが、今後は高潮対策を推進する。 また、流域が本来有している保水遊水機能の確保に努めるとともに、市街地の開発にあたっては、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じる。	② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 <u>【下水道】</u> 下水道は、本区域の生活環境の向上を図ること並びに水資源の確保、自然環境の保護など、広域的な公共用水域の水質保全を図るうえで必要不可欠な都市施設である。 本区域の大部分は東京湾をその排出先としており、千葉県において、東京湾流域別下水道整備総合計画が策定され、この計画に基づき、本区域の都市化にあわせて、効率的な施設整備に努める。 また、広域的な公共用水域の水質保全を図るうえで、下水道の汚水管渠の整備に努めるとともに、局地的な集中豪雨、都市化の動向や生活様式の改善等による雨水の流出傾向の変化に対応し、浸水の防止等に努める。 <u>【河川】</u> 本区域には、菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の2級河川がある。 各河川は、全て改修されており、本区域の雨水排水に重要な役割を果たしているが、今後は高潮対策を推進する。 また、流域が本来有している保水遊水機能の確保に努めるとともに、市街地の開発にあたっては、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じる。										

新	旧
イ. 整備水準の目標 <u>【下水道】</u> (1) 汚水 市街化区域における汚水・合流管きよの整備は既成している。今後は、市街化調整区域を含む既存住宅等を対象に整備を進め、おおむね10年以内に市全域の居住区域について、下水道による汚水処理が可能となるような水準を目標とする。 汚水処理については、「千葉県汚水処理広域化・共同化計画」、「東京湾流域別下水道整備総合計画」、「習志野市下水道全体計画」に基づき津田沼処理区の印旛沼流域下水道への編入を進め、恒久的な公共用水域の環境基準達成に努める。 (2) 雨水 雨水管きよ等の整備を順次進める。 <u>【河川】</u> 高潮対策を推進する。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 本区域の下水道は分流及び合流式とし、印旛処理区、津田沼処理区及び高瀬処理区の3処理区で整備を進める。 (1) 印旛処理区は印旛沼流域関連公共下水道として整備を促進する。汚水については、印旛沼流域下水道西部幹線及び西部第二幹線に流入させ、印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場にて高度処理し、雨水については、浜田川雨水幹線及び東習志野雨水幹線等により排除する。 (2) 津田沼処理区は分流及び合流式の単独公共下水道として整備を継続しつつ、段階的に印旛沼流域下水道への編入を促進する。雨水については、菊田川及び谷津川へ排除する。 (3) 高瀬処理区は地形上山側の区域を合流式、海側の区域を分流式に区分し単独公共下水道として整備を促進し、汚水は船橋市の高瀬下水処理場で高度処理をし、雨水については高瀬川に排除する。 イ. 河川 菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の高潮対策のため、水門及び排水機場の整備を推進する。 また、市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じ、河川に対する流出量の軽減に努める。 ｃ. 主要な施設の整備目標	イ. 整備水準の目標 <u>【下水道】</u> 目標年次の令和7年には、人口の稠密な既成市街地を中心に処理が可能となるような水準を目標とする。 また、おおむね20年後には市街化区域の全区域についての処理が可能となるような水準を目標とする。また、高度処理の導入により公共水域の環境基準達成に寄与する。なお、汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」にもとづき、アクションプランを作成し、令和5年度末の概成に向け、整備を進める。 <u>【河川】</u> 高潮対策を推進する。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 本区域の下水道は分流及び合流式とし、印旛処理区、津田沼処理区及び高瀬処理区の3処理区で整備を進める。 (1) 印旛処理区は印旛沼流域関連公共下水道として整備を促進する。汚水については、印旛沼流域下水道西部幹線及び西部第二幹線に流入させ、印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場にて高度処理し、雨水については、浜田川雨水幹線及び東習志野雨水幹線等により排除する。 (2) 津田沼処理区は分流及び合流式の単独公共下水道として整備を促進し、汚水は津田沼浄化センターで高度処理し、雨水については菊田川及び谷津川へ排除する。 (3) 高瀬処理区は地形上山側の区域を合流式、海側の区域を分流式に区分し単独公共下水道として整備を促進し、汚水は船橋市の高瀬下水処理場で高度処理をし、雨水については高瀬川に排除する。 イ. 河川 菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の高潮対策のため、水門及び排水機場の整備を推進する。 また、市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。 ｃ. 主要な施設の整備目標

新

旧

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名 称 等
下水道	・流域関連公共下水道 印旛処理区の汚水・雨水管きよの整備・区域編入 ・単独公共下水道 津田沼処理区の汚水・合流管きよの整備・区域編入 津田沼浄化センターの改築 高瀬処理区の汚水・雨水・合流管きよの整備

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

健全で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために必要なその他のの公共施設について、長期的な展望に立ち整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア．ごみ焼却場

脱炭素社会を実現するために、効果的に温室効果ガスの排出量を削減する適切な施設整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名 称 等
ごみ焼却場	・習志野市芝園清掃センター

4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

ア．津田沼駅周辺地区

津田沼駅周辺については、市街地再開発事業により、商業・業務・文化機能等が充実した中心市街地として、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。

イ．鷺沼地区

鷺沼地区については、土地区画整理事業により、緑豊かで防災機能を兼ね備えた都市型住宅・商業・教育・福祉機能が複合した土地利用を目指し、良好な新市街地の形成を図る。

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名 称 等
下水道	・流域関連公共下水道 印旛処理区の汚水・雨水管渠の整備 ・単独公共下水道 津田沼処理区の合流管渠、汚水遮集幹線、放流幹線の整備及び津田沼浄化センターの増設 高瀬処理区の汚水・合流管渠の整備

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

ア．津田沼駅周辺地区

津田沼駅周辺については、市街地再開発事業及び土地区画整理事業により、商業・業務・文化機能等が充実した中心市街地として、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。

② 市街地整備の目標

② 市街地整備の目標

新

旧

おおむね10年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。

事業名等	地 区 名 称
市街地再開発事業	・津田沼駅南口地区
土地区画整理事業	・鷺沼地区

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、東京湾沿岸低地と下総台地の南東縁にわたる平坦な土地であり、藤崎地区には県指定史跡の堀込貝塚、鷺沼地区には鷺沼古墳等の歴史的意義の高いものがある。自然的環境では、本区域に点在する寺社境内地や斜面地の樹林及び谷津地区の干潟の他に、里山的自然として実籾地区に一部残っているにすぎない。
また、公共空地では都市公園118.61haが整備されているが、その整備水準は低い。以上のことから本区域の緑地の特質を考慮して環境保全、レクリエーション、防災、景観といった観点から公園緑地等の系統的配置を定め、自然的環境の保全及び公共空地系統を整備することを基本方針とする。

・緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (令和27年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
	約 11 % (約 212ha)	約 13 % (約 273ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年 次	令和2年	令和17年	令和27年
都市計画 区域内人口 一人当り 目標水準	8.8㎡/人	9.0㎡/人	9.5㎡/人

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

ア、樹林の残る寺社境内地や斜面地を環境保全に資する緑地として保全を図る。
イ、市街化区域内の都市農地は都市にあるべきものとして捉え、その一部は、生産緑地として保全を図る。
ウ、実籾地区及び実籾本郷地区の一部については、野生生物生息地域の保護、保全を拡大するとともに、自然型公園として充実に図る。

おおむね10年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。

事業名等	地 区 名 称
市街地再開発事業	・津田沼駅南口地区
土地区画整理事業	・新津田沼駅南口地区

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、東京湾沿岸低地と下総台地の南東縁にわたる平坦な土地であり、藤崎地区には県指定史跡の堀込貝塚、鷺沼地区には鷺沼古墳等の歴史的意義の高いものがある。自然的環境では、本区域に点在する寺社境内地や斜面地の樹林及び谷津地区の干潟の他に、里山的自然として実籾地区に一部残っているにすぎない。
また、公共空地では都市公園119.54haが整備されているが、その整備水準は低い。以上のことから本区域の緑地の特質を考慮して環境保全、レクリエーション、防災、景観といった観点から公園緑地等の系統的配置を定め、自然的環境の保全及び公共空地系統を整備することを基本方針とする。

・緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (令和17年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
	約 12 % (約 219ha)	約 17 % (約 356ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年 次	平成22年	令和7年	令和17年
都市計画 区域内人口 一人当り 目標水準	9.0㎡/人	12.3㎡/人	12.3㎡/人

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

7. 樹林の残る寺社境内地や斜面地を環境保全に資する緑地として保全を図る。
4. 市街化区域内の農地の一部は、生産緑地として保全を図る。
7. 実籾地区及び実籾本郷地区の一部については、野生生物生息地域の保護、保全を拡大するとともに、自然型公園として充実に図る。

新	旧
エ、ラムサール条約登録地として水鳥類、特にシギ、チドリ類の中継地及び生息地である貴重な谷津干潟の良好な生態系の保全に努める。 オ、京葉道路沿いの緑地及び東関東自動車道沿いの北側の緩衝緑地の保全を図る。 b レクリエーション系統 ア、都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園）については、誘致距離を勘案して住民が容易に利用することができるよう適正に配置する。 イ、地域の多様なニーズに対応し、コミュニティの核となり地域住民に親しまれる公園づくりを促進する。 ウ、本区域を縦貫するハミングロードを緑と水の南北軸とする緑の回廊化、公園緑地の連結化、自然緑地の拡大化等を考えながら、配置の体系化を図る。 エ、茜浜緑道は連続性を確保する。 オ、湾岸部の公園・緑地、緑道等の整備を促進して、住民の憩いの場となる空間を創出する。 c 防災系統 ア、緑地は地震の二次的災害である火災の延焼防止に大きな効果を発揮するほか、避難場所や避難所を火災の輻射熱から遮断する機能を有している。 イ、一部の公園緑地は、防災機能を備えた指定避難場所として配置するとともに、各居住区を結ぶ緑道を整備し、緊急時の避難路として整備を図る。 ウ、地域の市街地特性を十分踏まえ、防災上有効な樹林や農地を保全し、公園や道路等への公共緑化や住宅地の民有緑化を促進する。 エ、丘陵地の斜面地等については、土砂災害等を防止する緑地として位置づけ、保安林等としてこれらを保全する。 d 景観構成系統 ア、自然的環境を有する寺社境内及び個人住宅の一団となった樹林地、斜面の樹林地等を保全し整備する。 イ、郷土的意義のある堀込貝塚、鷲沼古墳の樹林地等を郷土景観を構成する緑地として保全し整備する。 ウ、ハミングロード及び東関東自動車道沿いの北側の緩衝緑地は景観施設として維持・保全を図る。 エ、地域に適合する景観や都市景観の創出を目的とする緑の拡大を図る。 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア、街区公園は、各住区の人口から算定される整備量及び公園の誘致距離を勘案して配置する。 イ、近隣公園は、各住区内に1箇所設置することを目標とし、配置する。 ウ、地区公園は、2～4住区に1箇所設置することを目標とし、配置する。 エ、その他、都市緑地を配置する。 b 地域制緑地	エ、ラムサール条約登録地として水鳥類、特にシギ、チドリ類の中継地及び生息地である貴重な谷津干潟の良好な生態系の保全に努める。 オ、京葉道路沿いの緑地及び東関東自動車道沿いの北側の緩衝緑地の保全を図る。 b レクリエーション系統 ア、都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園）については、誘致距離を勘案して住民が容易に利用することができるよう適正に配置する。 イ、地域の多様なニーズに対応し、コミュニティの核となり地域住民に親しまれる公園づくりを促進する。 ウ、本区域を縦貫する自転車・歩行者専用道路であるハミングロードを緑と水の南北軸とする緑の回廊化、公園緑地の連結化、自然緑地の拡大化等を考えながら、配置の体系化を図る。 エ、茜浜緑道は連続性を確保する。 オ、湾岸部の公園・緑地、緑道等の整備を促進して、市民の憩いの場となる空間を創出する。 c 防災系統 ア、緑地は地震の二次的災害である火災の延焼防止に大きな効果を発揮するほか、避難場所や避難所を火災の輻射熱から遮断する機能を有している。 イ、一部の公園緑地は、防災機能を備えた指定避難場所として配置するとともに、各居住区を結ぶ緑道を整備し、緊急時の避難路として整備を図る。 ウ、地域の市街地特性を十分踏まえ、防災上有効な樹林や農地を保全し、公園や道路等への公共緑化や住宅地の民有緑化を促進する。 エ、丘陵地の斜面地等については、土砂災害等を防止する緑地として位置づけ、保安林等としてこれらを保全する。 d 景観構成系統 ア、自然的環境を有する寺社境内及び個人住宅の一団となった樹林地、斜面の樹林地等を保全し整備する。 イ、郷土的意義のある堀込貝塚、鷲沼古墳の樹林地等を郷土景観を構成する緑地として保全し整備する。 ウ、ハミングロード及び東関東自動車道沿いの北側の緩衝緑地は景観施設として維持・保全を図る。 エ、地域に適合する景観や都市景観の創出を目的とする緑の拡大を図る。 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア、街区公園は、各住区の人口から算定される整備量及び公園の誘致距離を勘案して配置する。 イ、近隣公園は、各住区内に1箇所設置することを目標とし、配置する。 ウ、地区公園は、2～4住区に1箇所設置することを目標とし、配置する。 エ、その他、都市緑地を配置する。 b 地域制緑地

新	旧																
ア. 良好な樹林地について保全を図る。 イ. 市街化区域内の生産緑地地区について保全を図る。 ④ 主要な緑地の確保目標 おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。 a 公園緑地等の施設緑地 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>名 称 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区公園</td><td>袖ヶ浦地区公園</td></tr> <tr> <td>近隣公園</td><td>茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園 鷺沼近隣公園</td></tr> <tr> <td>都市緑地</td><td>実籾都市緑地</td></tr> </tbody> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。	種 別	名 称 等	地区公園	袖ヶ浦地区公園	近隣公園	茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園 鷺沼近隣公園	都市緑地	実籾都市緑地	7. 良好な樹林地について保全を図る。 イ. 市街化区域内の生産緑地地区について保全を図る。 ④ 主要な緑地の確保目標 おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。 a 公園緑地等の施設緑地 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>名 称 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区公園</td><td>袖ヶ浦地区公園</td></tr> <tr> <td>近隣公園</td><td>茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園</td></tr> <tr> <td>都市緑地</td><td>藤崎緑地 実籾都市緑地 屋敷みどり公園</td></tr> </tbody> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。	種 別	名 称 等	地区公園	袖ヶ浦地区公園	近隣公園	茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園	都市緑地	藤崎緑地 実籾都市緑地 屋敷みどり公園
種 別	名 称 等																
地区公園	袖ヶ浦地区公園																
近隣公園	茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園 鷺沼近隣公園																
都市緑地	実籾都市緑地																
種 別	名 称 等																
地区公園	袖ヶ浦地区公園																
近隣公園	茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園																
都市緑地	藤崎緑地 実籾都市緑地 屋敷みどり公園																

諮問第2号議案

習志野都市計画区域区分の変更について

習志野都市計画区域区分の変更について、別紙のとおり諮問します。

習 志 野 都 市 計 画
区域区分の変更
(千 葉 県 決 定)

計 画 書

習 志 野 市

習志野都市計画区域区分の変更（千葉県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分

「変更なし」（総括図表示のとおり）

2. 人口フレーム

年 次		令和2年	令和17年
区 分			
都市計画区域内人口		176.2千人	180.0千人
市街化区域内人口		172.3千人	175.0千人
配分する人口		———	175.0千人
保留する人口		———	———
(特定保留)		———	———
(一般保留)		———	※ ———

※一般保留人口については、千葉広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

【参 考】

広域都市計画圏の人口フレーム

(1) 広域都市計画圏の名称

千葉広域都市計画圏

(2) 広域都市計画圏に係る人口フレーム

	都市計画区域内人口		市街化区域内人口					
	令和 2 年	令和 17 年	令和 2 年	令和 17 年	配分する 人口	保留人口フレーム		
							特定 保留	一般 保留
千葉広域都市計画圏	千人 5,407.9	※千人 5,334.0	千人 4,938.6	※千人 4,985.0	千人 4,971.0	※千人 14.0	千人 -	千人 14.0
野田都市計画区域	152.6	137.0	119.6	113.0	113.0	-	-	-
流山都市計画区域	199.8	206.0	188.6	198.0	198.0	-	-	-
柏都市計画区域	426.5	422.0	407.5	410.0	410.0	-	-	-
我孫子都市計画区域	130.5	123.0	124.0	120.0	120.0	-	-	-
松戸都市計画区域	498.2	509.0	481.3	499.0	499.0	-	-	-
市川都市計画区域	496.7	501.0	481.5	492.0	492.0	-	-	-
鎌ヶ谷都市計画区域	109.9	104.0	101.1	96.0	96.0	-	-	-
船橋都市計画区域	642.9	656.0	604.1	619.0	619.0	-	-	-
八千代都市計画区域	199.5	202.0	186.0	188.0	188.0	-	-	-
浦安都市計画区域	171.4	174.0	171.4	174.0	174.0	-	-	-
習志野都市計画区域	176.2	180.0	172.3	175.0	175.0	-	-	-
印西都市計画区域	165.1	175.0	128.7	148.0	148.0	-	-	-
成田都市計画区域	185.9	177.0	141.7	151.0	151.0	-	-	-
佐倉都市計画区域	189.5	170.0	164.8	150.0	150.0	-	-	-
千葉都市計画区域	975.0	954.0	908.4	889.0	889.0	-	-	-
四街道都市計画区域	93.6	95.0	84.3	84.0	84.0	-	-	-
市原都市計画区域	263.6	226.0	212.1	203.0	203.0	-	-	-
大網白里都市計画区域	48.1	42.0	26.6	26.0	26.0	-	-	-
袖ヶ浦都市計画区域	63.9	63.0	44.8	48.0	48.0	-	-	-
木更津都市計画区域	136.2	138.0	115.2	124.0	124.0	-	-	-
君津都市計画区域	61.2	49.0	56.5	48.0	48.0	-	-	-
富津都市計画区域	21.6	17.0	18.1	16.0	16.0	-	-	-

(注)※欄については、一般保留人口を含む。

習志野都市計画
区域区分画

新旧対照表

令和 年 月 日

新	旧																																																								
習志野都市計画区域区分の変更（千葉県決定） 都市計画区域区分を次のように変更する。 1．区域区分 「変更なし」（総括図表示のとおり） 2．人口フレーム <table><tr><th>区分</th><th>年次</th><th>令和2年</th><th>令和17年</th></tr><tr><td>都市計画区域内人口</td><td></td><td>176.2千人</td><td>180.0千人</td></tr><tr><td>市街化区域内人口</td><td></td><td>172.3千人</td><td>175.0千人</td></tr><tr><td>配分する人口</td><td></td><td>—</td><td>175.0千人</td></tr><tr><td>保留する人口</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>（特定保留）</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>（一般保留）</td><td></td><td>—</td><td>※</td></tr></table> ※ 一般保留人口については、千葉広域都市計画圏における保留人口が想定されている。	区分	年次	令和2年	令和17年	都市計画区域内人口		176.2千人	180.0千人	市街化区域内人口		172.3千人	175.0千人	配分する人口		—	175.0千人	保留する人口		—	—	（特定保留）		—	—	（一般保留）		—	※	習志野都市計画区域区分の変更（千葉県決定） 都市計画区域区分を次のように変更する。 1．区域区分 「計画図表示のとおり」 2．人口フレーム <table><tr><th>区分</th><th>年次</th><th>平成22年</th><th>令和7年</th></tr><tr><td>都市計画区域内人口</td><td></td><td>164.5千人</td><td>168.0千人</td></tr><tr><td>市街化区域内人口</td><td></td><td>161.6千人</td><td>165.0千人</td></tr><tr><td>配分する人口</td><td></td><td>—</td><td>165.0千人</td></tr><tr><td>保留する人口</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>（特定保留）</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>（一般保留）</td><td></td><td>—</td><td>※</td></tr></table> ※ 一般保留人口については、千葉広域都市計画圏における保留人口が想定されている。	区分	年次	平成22年	令和7年	都市計画区域内人口		164.5千人	168.0千人	市街化区域内人口		161.6千人	165.0千人	配分する人口		—	165.0千人	保留する人口		—	—	（特定保留）		—	—	（一般保留）		—	※
区分	年次	令和2年	令和17年																																																						
都市計画区域内人口		176.2千人	180.0千人																																																						
市街化区域内人口		172.3千人	175.0千人																																																						
配分する人口		—	175.0千人																																																						
保留する人口		—	—																																																						
（特定保留）		—	—																																																						
（一般保留）		—	※																																																						
区分	年次	平成22年	令和7年																																																						
都市計画区域内人口		164.5千人	168.0千人																																																						
市街化区域内人口		161.6千人	165.0千人																																																						
配分する人口		—	165.0千人																																																						
保留する人口		—	—																																																						
（特定保留）		—	—																																																						
（一般保留）		—	※																																																						

新	旧									
	【参考】									
	広域都市計画圏の人口フレーム (1) 広域都市計画圏の名称 千葉広域都市計画圏 (2) 広域都市計画圏に係る人口フレーム									
	都市計画区域内人口			市街化区域内人口			市街化区域内人口			
	令和2年			令和7年			平成22年		令和7年	
	千人	※千人	千人	※千人	千人	千人	配分する人口	保留人口フレーム	特定保留	一般保留
千葉広域都市計画圏	5,407.9	5,334.0	4,938.6	4,985.0	4,971.0	14.0	-	千人	千人	千人
野田都市計画区域	152.6	137.0	119.6	113.0	113.0	-	-	-	-	-
流山都市計画区域	199.8	206.0	188.6	198.0	198.0	-	-	-	-	-
柏都市計画区域	426.5	422.0	407.5	410.0	410.0	-	-	-	-	-
我孫子都市計画区域	130.5	123.0	124.0	120.0	120.0	-	-	-	-	-
松戸都市計画区域	498.2	509.0	481.3	499.0	499.0	-	-	-	-	-
市川都市計画区域	496.7	501.0	481.5	492.0	492.0	-	-	-	-	-
鎌ヶ谷都市計画区域	109.9	104.0	101.1	96.0	96.0	-	-	-	-	-
船橋都市計画区域	642.9	656.0	604.1	619.0	619.0	-	-	-	-	-
八千代都市計画区域	199.5	202.0	186.0	188.0	188.0	-	-	-	-	-
浦安都市計画区域	171.4	174.0	171.4	174.0	174.0	-	-	-	-	-
習志野都市計画区域	176.2	180.0	172.3	175.0	175.0	-	-	-	-	-
印西市計画区域	165.1	175.0	128.7	148.0	148.0	-	-	-	-	-
成田都市計画区域	185.9	177.0	141.7	151.0	151.0	-	-	-	-	-
佐倉都市計画区域	189.5	170.0	164.8	150.0	150.0	-	-	-	-	-
千葉都市計画区域	975.0	954.0	908.4	889.0	889.0	-	-	-	-	-
四街道都市計画区域	93.6	95.0	84.3	84.0	84.0	-	-	-	-	-
市原都市計画区域	263.6	226.0	212.1	203.0	203.0	-	-	-	-	-
大網白里都市計画区域	48.1	42.0	26.6	26.0	26.0	-	-	-	-	-
袖ヶ浦都市計画区域	63.9	63.0	44.8	48.0	48.0	-	-	-	-	-
木更津都市計画区域	136.2	138.0	115.2	124.0	124.0	-	-	-	-	-
君津都市計画区域	61.2	49.0	56.5	48.0	48.0	-	-	-	-	-
富津都市計画区域	21.6	17.0	18.1	16.0	16.0	-	-	-	-	-
(注)※欄については、一般保留人口を含む。										

	【参考】									
	広域都市計画圏の人口フレーム (1) 広域都市計画圏の名称 千葉広域都市計画圏 (2) 広域都市計画圏に係る人口フレーム									
	都市計画区域内人口 市街化区域内人口									
	平成22年			令和7年			平成22年		令和7年	
	千人	※千人	千人	※千人	千人	千人	配分する人口	保留人口フレーム	特定保留	一般保留
	千人	※千人	千人	※千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
千葉広域都市計画圏	5,223.5	5,284.0	4,709.9	4,777.0	4,755.0	22.0	-	22.0	-	22.0
野田都市計画区域	155.5	151.0	116.8	113.0	113.0	-	-	-	-	-
流山都市計画区域	164.0	176.0	152.1	164.0	164.0	-	-	-	-	-
柏都市計画区域	404.0	411.0	381.8	389.0	389.0	-	-	-	-	-
我孫子都市計画区域	134.0	123.0	124.5	115.0	115.0	-	-	-	-	-
松戸都市計画区域	484.5	481.0	463.5	460.0	460.0	-	-	-	-	-
市川都市計画区域	473.9	472.0	455.2	454.0	454.0	-	-	-	-	-
鎌ヶ谷都市計画区域	107.9	109.0	99.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
船橋都市計画区域	609.0	626.0	571.1	588.0	588.0	-	-	-	-	-
八千代都市計画区域	189.8	205.0	177.5	192.0	192.0	-	-	-	-	-
浦安都市計画区域	164.9	166.0	164.9	166.0	166.0	-	-	-	-	-
習志野都市計画区域	164.5	168.0	161.6	165.0	165.0	-	-	-	-	-
印西市計画区域	148.5	158.0	114.2	122.0	122.0	-	-	-	-	-
成田都市計画区域	183.1	178.0	130.9	129.0	129.0	-	-	-	-	-
佐倉都市計画区域	193.4	189.0	168.5	165.0	165.0	-	-	-	-	-
千葉都市計画区域	961.7	965.0	897.9	901.0	901.0	-	-	-	-	-
四街道都市計画区域	86.7	86.0	80.2	80.0	80.0	-	-	-	-	-
市原都市計画区域	272.2	270.0	203.9	202.0	202.0	-	-	-	-	-
大網白里都市計画区域	50.1	50.0	25.3	26.0	26.0	-	-	-	-	-
袖ヶ浦都市計画区域	60.4	62.0	39.9	41.0	41.0	-	-	-	-	-
木更津都市計画区域	129.3	136.0	104.8	111.0	111.0	-	-	-	-	-
君津都市計画区域	64.2	62.0	58.3	57.0	57.0	-	-	-	-	-
富津都市計画区域	21.9	18.0	18.0	15.0	15.0	-	-	-	-	-
(注)※欄については、一般保留人口を含む。										

諮問第3号議案

習志野都市計画都市再開発の方針の決定について

習志野都市計画都市再開発の方針の決定について、別紙のとおり諮問します。

習 志 野 都 市 計 画
都市再開発の方針の変更
(千 葉 県 決 定)

計 画 書

習 志 野 市

習志野都市計画

都市再開発の方針

令和8年 月 日

千葉県

習志野都市計画都市再開発の方針の変更

習志野都市計画都市再開発の方針を次のとおり変更する。

目 次

1	都市再開発の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画的な再開発が必要な市街地・・・・・・・・・・・・・・	2
3	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区・・・・・・・・	2
	表1 1号市街地の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	表2 2項再開発促進地区の整備又は開発の計画概要・・・・・・・・・・・・・・	4
	都市再開発の方針図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	都市再開発の方針附図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 都市再開発の目標

(1) 千葉県の再開発の基本目標

人口減少・少子高齢化の進展への対応、防災性の向上、カーボンニュートラルの実現、良好な景観の保全・形成等の都市を取り巻く社会経済情勢の変化やそれに伴う課題に対応した都市計画の取り組みが求められている。

そのため、人口減少・少子高齢化に適応したコンパクトでウォークアブルな都市づくり、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震等に対する防災性をより向上させた安全な都市づくり、スムーズな「人・モノ」の流れを生み出す魅力あるまちづくりなどに向け、計画的な再開発が必要な市街地における都市機能の更新が急務となっている。

このことから、既成市街地のうち、土地の高度利用を図るべき地区、市街地の環境改善を図るべき地区などにおいて、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの市街地開発事業による都市の再構築、地区計画などの規制誘導手法による修復型のまちづくりなどの再開発を進め、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を積極的に推進する。

(2) 習志野都市計画区域における都市再開発の目標

本区域は、千葉県の西部に位置し、船橋市、千葉市、八千代市に隣接し、南側は東京湾に面しており、首都圏整備法による近郊整備地帯の指定がされている。

都心からほぼ30kmの距離にあり、鉄道による都心からの所要時間は概ね30分程度であるなど、交通利便性が高い立地条件にあるため、昭和40年代から住宅開発が急激に進み、昭和50年代に入ると駅周辺において商業施設等の立地が進んだ。

現在では、それらの商業施設等の多くが、建築後45年以上を経過し老朽化への対応や少子高齢化を背景とした新たな施設ニーズへの対応が必要となっている。

このような状況を踏まえ、習志野市が目指すべきまちの姿である、「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」の実現を目指し、市街地開発事業や地区計画等により、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るため、習志野都市計画都市再開発の方針を定める。

2 計画的な再開発が必要な市街地

(1) 計画的な再開発が必要な市街地

本区域の既成市街地において、計画的な再開発が必要な市街地（以下「1号市街地」という。）として、都市再開発の方針図のとおり位置付ける。併せて、1号市街地に係る再開発の目標並びに土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を表1のとおり定める。

土地の合理的な高度利用を図るべき地区

- ・拠点機能の強化・充実を図るべき地区

津田沼駅周辺地区について、本区域の「玄関」として相応しい多様な都市機能を有する広域拠点の形成を図る。

3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

1号市街地のうち、津田沼駅南口地区を特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（以下「2項再開発促進地区」という。）として都市再開発の方針附図のとおり位置づけ、その整備又は開発の計画概要を表2のとおり定める。

津田沼駅南口地区は、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指し、周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能等の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。

表1 計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）の整備方針

都市計画区域名：習志野都市計画区域

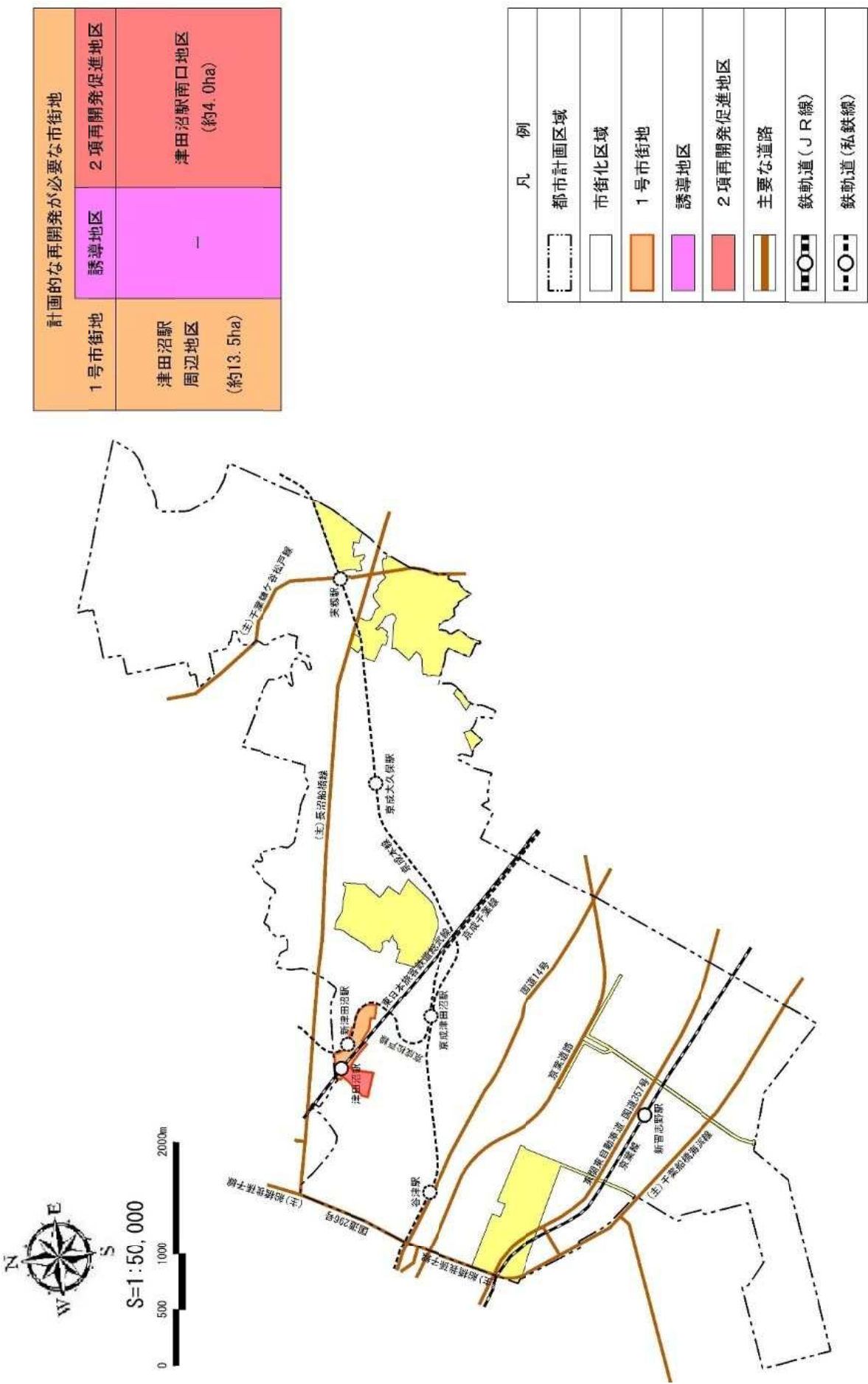
番号	地区名称 (h a)	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針			再開発を誘導すべき地区 (誘導地区)	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (再開発促進地区)
			適切な用途及び密度の確保その他の適切な土地利用の実現に関する事項	主要な都市施設の整備に関する事項	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項		
1	津田沼駅周辺地区 (約13,5ha)	・中心市街地として相応しい魅力ある都市空間を形成する。 ・拠点性の高い商業・業務・文化機能等の集積を図る。 ・交通結節点としての機能の向上を図る。 ・安全・安心な回遊性を確保し、交流が創出する歩行者空間を整備する。 ・周辺の都市機能と調和した良好な居住環境の形成及び防災性の向上を図る。	・中心市街地として、商業・業務・文化機能等の集積を図る。 ・市街地開発事業の適切な誘導により、土地の高度利用を促進する。	・3、3、2号津田沼駅前線（津田沼駅南口交通広場）の整備 ・津田沼駅南口自転車駐車場の整備 ・公園の整備 ・駐車場の整備 ・文化施設の整備	・緑豊かなオープンスペースが確保される等、本区域の玄関として相応しい都市景観の形成を図る。 ・交流創出・回遊性等を備えた安全で快適な歩行者空間の確保を図る。 ・建物の共同化により不燃化、耐震化の促進及び防災機能の向上を図る。	・津田沼駅南口地区	

表2 再開発促進地区（2項地区）の整備又は開発の計画概要

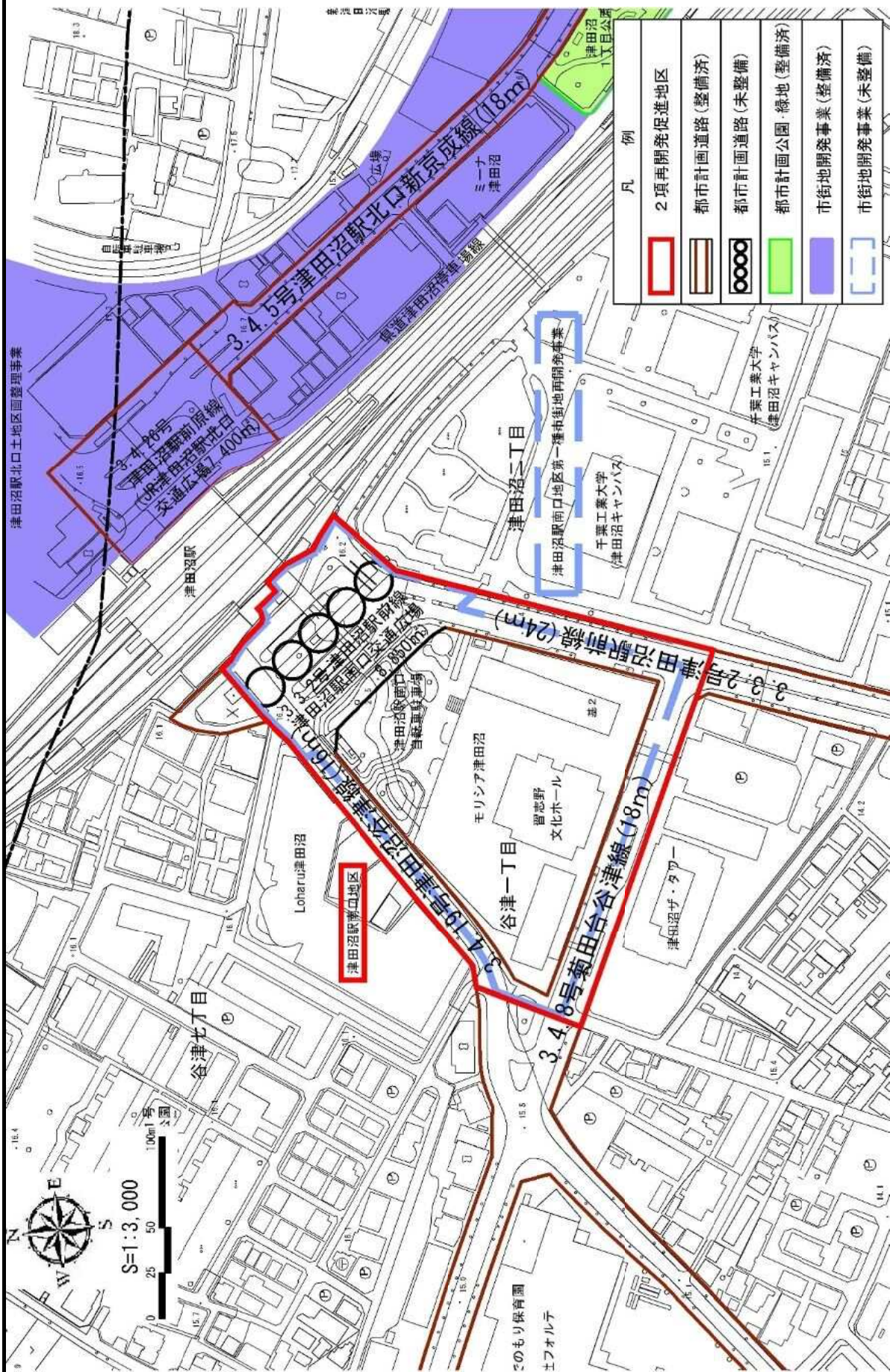
都市計画区域名：習志野都市計画区域

番号	地区名称 (h a)	地区整備の主たる 目標	整備又は開発の計画の概要				
			土地利用計画	建築物の更新の方針	施設整備の方針	再開発推進の条件・ 整備等の措置等	概ね5年以内に 実施予定の事業
1	津田沼駅 南口地区 約4.0ha	・本区域の玄関として相応しい魅力ある都市環境を有する広域的な商業・業務・文化機能等を集積した拠点を形成する。	・商業・業務・文化機能等の集積を図り、秩序ある土地の高度利用を促進する。 ・周辺の都市機能と調和した居住機能の適正配置を図る。	・民間活力の導入により、駅前広場及び公園等の公共施設と調和した商業・業務・文化施設の更新を図る。 ・建物の不燃化及び耐震化等の促進により、防災機能の向上及び安心・安全な市街地を形成する。	・3.3.2号津田沼駅前線（津田沼駅南口交通広場）の整備 ・津田沼駅南口自転車駐車場の整備 ・公園の整備 ・駐車場の整備 ・文化施設の整備	・民間活力導入による整備	概ね5年以内に実施予定の事業 ・津田沼駅南口地区第一種市街地再開発事業
							概ね5年以内に決定又は変更予定の都市計画 ・市街地開発事業（市街地再開発事業） ・地区計画

都市再開発の方針図



1. 津田沼駅南口地区



習志野都市計画
都市再開発の方針

新旧対照表

令和8年 月 日

新	旧
習志野都市計画 都市再開発の方針 令和8年 月 日 千葉県	習志野都市計画 都市再開発の方針 令和3年2月5日 千葉県

習志野都市計画都市再開発の方針の変更 習志野都市計画都市再開発の方針を次のとおり変更する。	習志野都市計画都市再開発の方針の決定 習志野都市計画都市再開発の方針を次のとおり決定する。
目 次 1 都市再開発の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 計画的な再開発が必要な市街地・・・・・・・・・・ 2 3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 表 1 1号市街地の整備方針・・・・・・・・・・・・・・ 3 表 2 2項再開発促進地区の整備又は開発の計画概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 都市再開発の方針図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 都市再開発の方針附图・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	目 次 1 都市再開発の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 計画的な再開発が必要な市街地・・・・・・・・・・ 2 3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 表 1 1号市街地の整備方針・・・・・・・・・・・・・・ 3 表 2 2項再開発促進地区の整備又は開発の計画概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 都市再開発の方針図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 都市再開発の方針附图・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1 都市再開発の目標 (1) 千葉県の再開発の基本目標 人口減少・少子高齢化の進展への対応、防災性の向上、カーボニユートラルの実現、良好な景観の保全・形成等の都市を取り巻く社会経済情勢の変化やそれに伴う課題に対応した都市計画の取り組みが求められている。 そのため、人口減少・少子高齢化に適応したコンパクトでウォークアブルな都市づくり、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震等に対する防災性をより向上させた安全な都市づくり、スムーズな「人・モノ」の流れを生み出す魅力あるまちづくりなどに向け、計画的な再開発が必要な市街地における都市機能の更新が急務となっている。 このことから、既成市街地のうち、土地の高度利用を図るべき地区、市街地の環境改善を図るべき地区などにおいて、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの市街地開発事業による都市の再構築、地区計画などの規制誘導手法による修復型のまちづくりなどの再開発を進め、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を積極的に推進する。	1 都市再開発の目標 (1) 千葉県の再開発の基本目標 人口減少・高齢化社会への対応、防災性の向上、環境負荷の低減、良好な景観の保全・形成等の都市が抱える各種課題に対応しながら、これからの社会経済情勢の変化に対応した都市計画の取り組みが必要となっている。 そのため、集約型の都市づくり、既成市街地における低未利用地や既存ストックの有効活用、災害に強いまちづくりなどに向け、計画的な再開発が必要な市街地における都市機能の更新が急務となっている。 このことから、既成市街地のうち、土地の高度利用を図るべき地区、市街地の環境改善を図るべき地区などにおいて、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの市街地開発事業による都市の再構築、地区計画などの規制誘導手法による修復型のまちづくりなどの再開発を進め、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を積極的に推進する。
(2) 習志野都市計画区域における都市再開発の目標 本区域は、千葉県の西部に位置し、船橋市、千葉市、八千代市に隣接し、南側は東京湾に面しており、首都圏整備法による近郊整備地帯の指定がされている。 都心からほぼ30kmの距離にあり、鉄道による都心から	(2) 習志野都市計画区域における都市再開発の目標 本区域は、千葉県の西部に位置し、船橋市、千葉市、八千代市に隣接し、南側は東京湾に面しており、首都圏整備法による近郊整備地帯の指定がされている。 都心からほぼ30kmの距離にあり、鉄道による都心から

の所要時間は概ね30分程度であるなど、交通利便性が高い立地条件にあるため、昭和40年代から住宅開発が急激に進み、昭和50年代に入ると駅周辺において商業施設等の立地が進んだ。 現在では、それらの商業施設等の多くが、建築後45年以上を経過し老朽化への対応や少子高齢化を背景とした新たな施設ニーズへの対応が必要となっている。 このような状況を踏まえ、<u>習志野市が目指すべきまちの姿である、「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」の実現を目指すし、市街地開発事業や地区計画等により、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るため、習志野都市計画都市再開発の方針を定める。</u>	の所要時間は概ね30分程度であるなど、交通利便性が高い立地条件にあるため、昭和40年代から住宅開発が急激に進み、昭和50年代に入ると駅周辺において商業施設等の立地が進んだ。 現在では、それらの商業施設等の多くが、建築後40年以上を経過し老朽化への対応や少子高齢化を背景とした新たな施設ニーズへの対応が必要となっている。 このような状況を踏まえ、<u>本区域の将来都市像である、「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」の実現を目指すし、市街地開発事業や地区計画等により、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るため、習志野都市計画都市再開発の方針を定める。</u>
2 計画的な再開発が必要な市街地 (1) 計画的な再開発が必要な市街地 本区域の既成市街地において、計画的な再開発が必要な市街地（以下「1号市街地」という。）として、都市再開発の方針図のとおり位置付ける。併せて、1号市街地に係る再開発の目標並びに土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を表1のとおり定める。 土地の合理的な高度利用を図るべき地区 ・拠点機能の強化・充実を図るべき地区 <u>津田沼駅周辺地区</u>について、本区域の「玄関」として相応し	2 計画的な再開発が必要な市街地 (1) 計画的な再開発が必要な市街地 本区域の既成市街地において、<u>次に掲げる①及び②により、津田沼駅周辺地区を計画的な再開発が必要な市街地</u>（以下「1号市街地」という。）として、都市再開発の方針図のとおり位置付ける。併せて、1号市街地に係る再開発の目標並びに土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を表1のとおり定める。 ① 土地の合理的な高度利用を図るべき地区 ・拠点機能の強化・充実を図るべき地区 <u>津田沼駅南口地区</u>について、本区域の「玄関」として相応し

い多様な都市機能を有する広域拠点の形成を図る。 <u>削除</u>	い多様な都市機能を有する広域拠点の形成を図る。 ② <u>市街地の環境改善を図るべき地区</u> ・用途転換及び用途純化を図るべき地区 <u>新津田沼駅南口地区について、津田沼駅周辺と一体となつた中心市街地を形成するため、適切な用途転換を図る。</u>
3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき<u>相当規模の地区</u> 1号市街地のうち、津田沼駅南口地区を特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（以下「2項再開発促進地区」という。）として都市再開発の方針附図のとおり位置づけ、その整備又は開発の計画概要を表2のとおり定める。 津田沼駅南口地区は、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指し、周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能等の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。 <u>削除</u>	3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区 1号市街地のうち、津田沼駅南口地区及び<u>新津田沼駅南口地区</u>を特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（以下「2項再開発促進地区」という。）として都市再開発の方針附図のとおり位置づけ、その整備又は開発の計画概要を表2のとおり定める。 津田沼駅南口地区は、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指し、周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能等の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。 <u>新津田沼駅南口地区は、駅前の中心市街地として相応しい商業・業務機能等の集積を図ることにより、津田沼駅南口地区との回遊性にも配慮しつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。</u>

都市計画区域名：習志野都市計画区域						
表1 計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）の整備方針						
番号	地区名称 (h a)	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針		再開発を誘導すべき地区 (誘導地区)	
			適切な用途及び密度の確保その他の適切な土地利用の実現に関する事項	主要な都市施設の整備に関する事項		
1	津田沼駅周辺地区 (約13.5ha)	・中心市街地として相応しい魅力ある都市空間を形成する。 ・拠点性の高い商業・業務・文化機能等の集積を図る。 ・交通結節点としての機能の向上を図る。 ・安全・安心な回遊性を確保し、交流が創出する歩行者空間を整備する。 ・周辺の都市機能と調和した良好な居住環境の形成及び防災性の向上を図る。	・中心市街地として、商業・業務・文化機能等の集積を図る。 ・市街地開発事業の適切な誘導により、土地の高度利用を促進する。	・3. 3. 2号津田沼駅前線(津田沼駅南口交通広場)の整備 ・津田沼駅南口自転車駐車場の整備 ・公園の整備 ・駐車場の整備 ・文化施設の整備	・緑豊かなオープンスペースが確保される等、本区域の玄関として相応しい都市景観の形成を図る。 ・交流創出・回遊性等を備えた安全で快適な歩行者空間の確保を図る。 ・建物の共同化により不燃化、耐震化の促進及び防災機能の向上を図る。	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (再開発促進地区) ・津田沼駅南口地区 <u>削除</u>

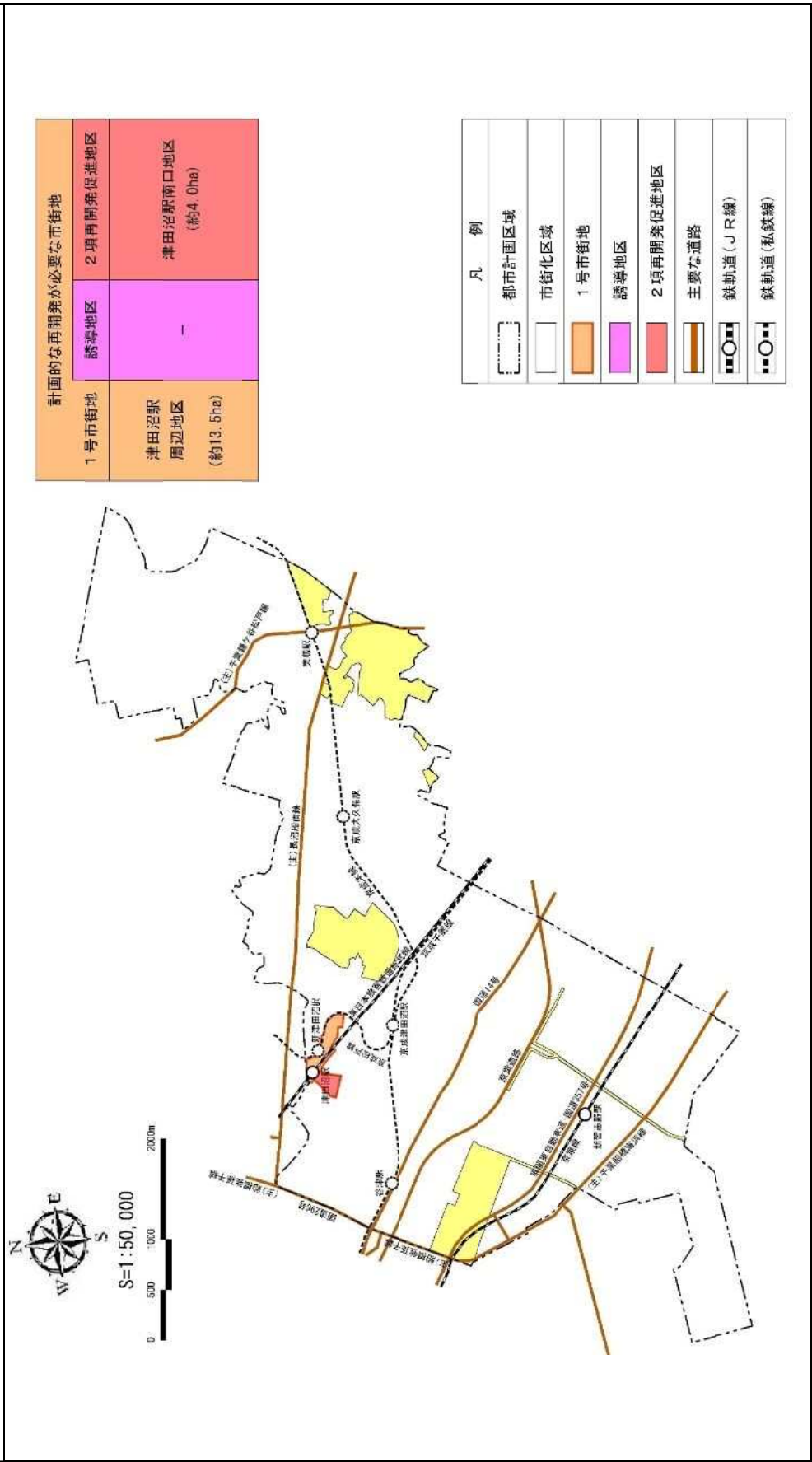
都市計画区域名：習志野都市計画区域						
表1 計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）の整備方針						
番号	地区名称 (h a)	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針		再開発を誘導すべき地区 (誘導地区)	
			適切な用途及び密度の確保その他の適切な土地利用の実現に関する事項	主要な都市施設の整備に関する事項		
1	津田沼駅周辺地区 (約13.5ha)	・中心市街地として相応しい魅力ある都市空間を形成する。 ・拠点性の高い商業・業務・文化機能等の集積を図る。 ・交通結節点としての機能の向上を図る。 ・安全・安心な回遊性を確保し、交流が創出する歩行者空間を整備する。 ・周辺の都市機能と調和した良好な居住環境の形成及び防災性の向上を図る。	・中心市街地として、商業・業務・文化機能等の集積を図る。 ・市街地開発事業の適切な誘導により、土地の高度利用を促進する。	・駅前広場の整備 ・公園の整備 ・駐車場、駐輪場の整備 ・文化施設の整備	・緑豊かなオープンスペースが確保される等、本区域の玄関として相応しい都市景観の形成を図る。 ・交流創出・回遊性等を備えた安全で快適な歩行者空間の確保を図る。 ・建物の共同化により不燃化、耐震化の促進及び防災機能の向上を図る。	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (再開発促進地区) ・津田沼駅南口地区 ・<u>新津田沼駅南口地区</u>

表2 再開発促進地区（2項地区）の整備又は開発の計画概要 都市計画区域名：習志野都市計画区域

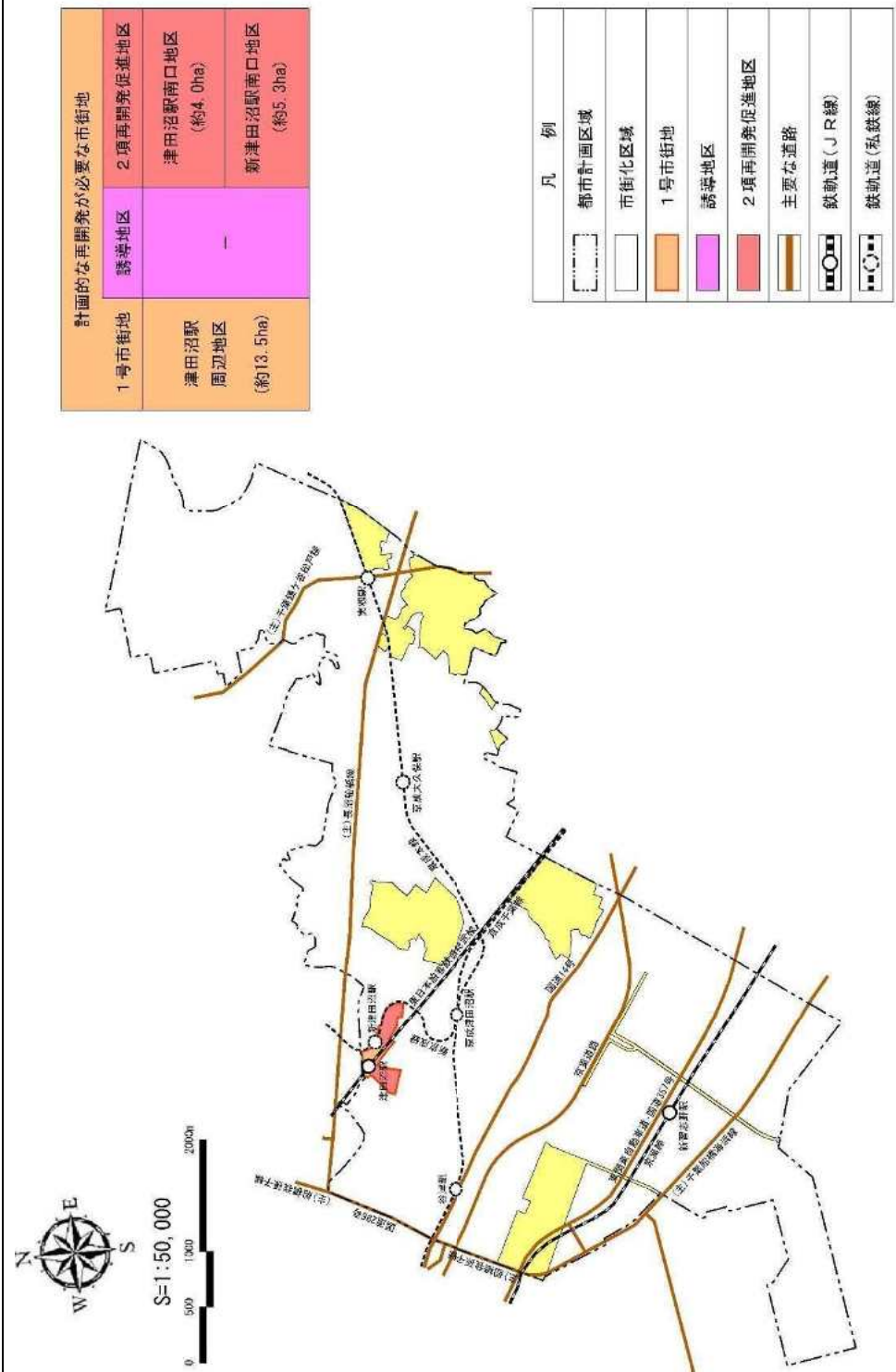
番号	地区名称 (h a)	地区整備の主たる目 標	土地利用計画	建築物の更新の方針	施設整備の方 針	整備又は開発の計画の概要		
						再開発推進の 条件整備等の 措置等	概ね5年以 内に実施予 定の事業	概ね5年以内に決定又は 変更予定の都市計画
1	津田沼駅 南口地区 約4,0ha	・本区域の玄関とし て相応しい魅力あ る都市環境を有す る広域的な商業・ 業務・文化機能等 を集積した拠点を 形成する。	・商業・業務・文化機 能等の集積を図り、 秩序ある土地の高 度利用を促進する。 ・周辺の都市機能と調 和した居住機能の 適正配置を図る。	・民間活力の導入により、 駅前広場及び公園等の 公共施設と調和した商 業・業務・文化施設の更 新を図る。 ・建物の不燃化及び耐震化 等の促進により、防災機 能の向上及び安心・安全 な市街地を形成する。	・3,3,2 号津田沼駅 前線(津田 沼駅南口交 通広場)の 整備 ・津田沼駅南 口自転車駐 車場の整備 ・公園の整備 ・駐車場の整 備 ・文化施設の 整備	・民間活力導 入による整 備	・津田沼駅 南口地区 第一種市 街地再開 発事業	・市街地開発事業 (市街地再開発事業) <u>削除</u> ・地区計画 <u>削除</u>

都市計画区域名：習志野都市計画区域						
表2 再開発促進地区（2項地区）の整備又は開発の計画概要						
番号	地区名称 (h a)	地区整備の主たる目 標	整備又は開発の計画の概要			
			土地利用計画	建築物の更新の方針	施設整備の方 針	再開発推進の 条件整備等の 措置等
1	津田沼駅 南口地区 約4,000ha	・本区域の玄関として相応しい魅力ある都市環境を有する広域的な商業・業務・文化機能等を集積した拠点を形成する。	・商業・業務・文化機能等の集積を図り、秩序ある土地の高度利用を促進する。 ・周辺の都市機能と調和した居住機能の適正配置を図る。	・民間活力の導入により、駅前広場及び公園等の公共施設と調和した商業・業務・文化施設の更新を図る。 ・建物の不燃化及び耐震化等の促進により、防災機能の向上及び安心・安全な市街地を形成する。	・駅前広場の整備 ・公園の整備 ・駐車場、駐輪場の整備 ・文化施設の整備	・民間活力導入による整備 ・市街地開発事業（市街地再開発事業） ・地域地区（高度利用地区、特定街区） ・地区計画 ・都市計画公園、都市計画緑地 ・津田沼駅南口駅前広場
2	新津田沼駅 南口地区 約5,300ha	・津田沼駅南口地区と連携し、交流創出・回遊性・交通結節点等にも配慮した商業・業務・居住機能等の形成を図る。	・商業・業務機能等の集積を図り、秩序ある土地の高度利用を促進する。 ・周辺の都市機能と調和した居住機能の適正配置を図る。	・民間活力の導入により、商業・業務施設の更新を図る。 ・建物の不燃化及び耐震化等の促進により、防災機能の向上及び安心・安全な市街地を形成する。	・公園の整備 ・公共交通（バス）乗降場の整備 ・駐車場の整備 ・輪場の整備	・民間活力導入による整備 ・土地区画整理事業 ・地域地区（用途地域、防火地域、高度地区） ・地区計画 ・都市計画公園

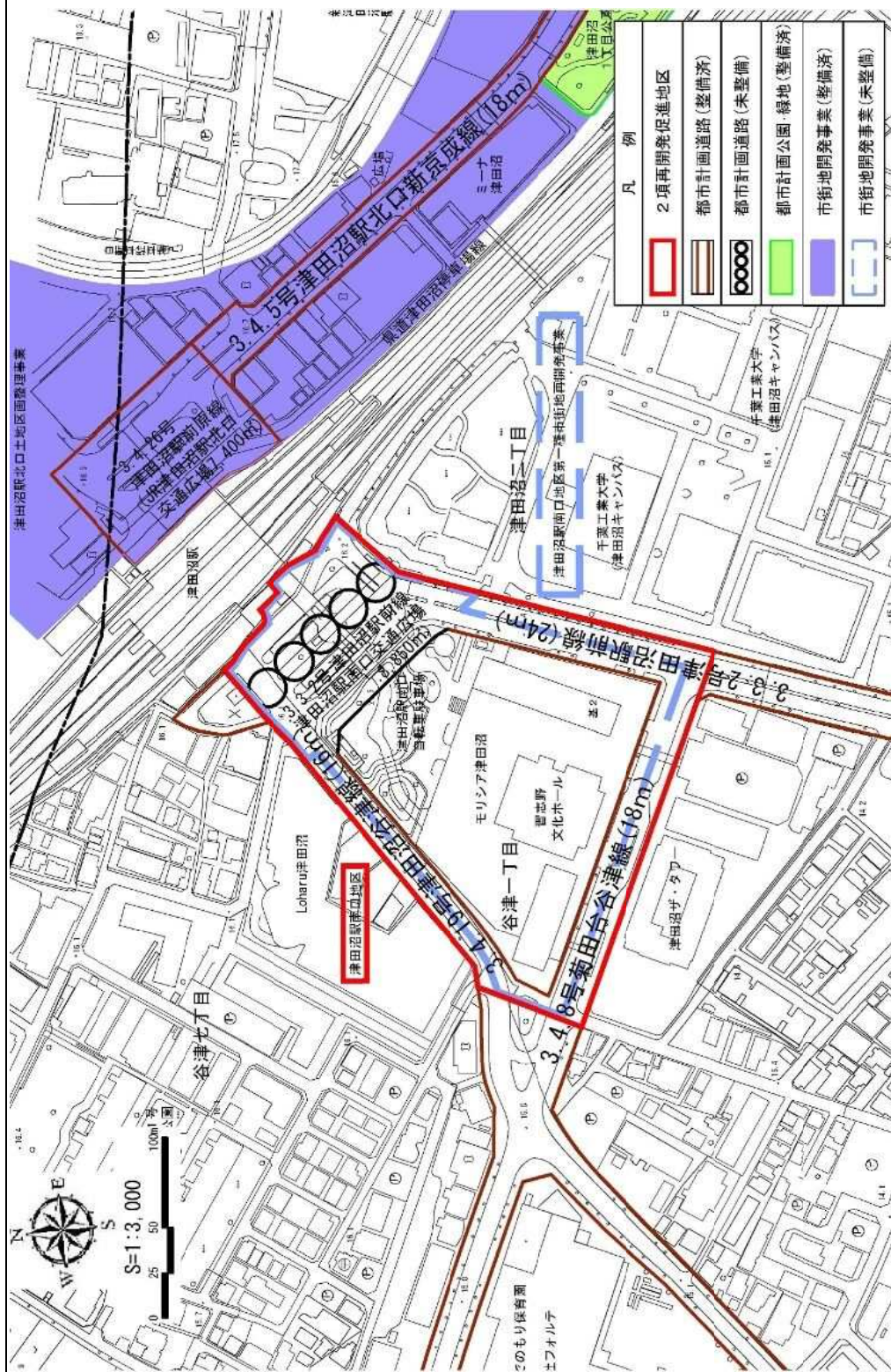
都市再開発の方針図



都市再開発の方針図



都市再開発の方針附图 1. 津田沼駅南口地区





新	都市再開発の方針附图 2. 新津田沼駅南口地区	
---	-------------------------	--

削除

旧

都市再開発の方針附図 2. 新津田沼駅南口地区

